

2019 年度（令和元年度）

自己点検・評価報告書

京都橘大学

## 目次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	7
第3章	教育研究組織	15
第4章	教育課程・学習成果	23
第5章	学生の受け入れ	45
第6章	教員・教員組織	54
第7章	学生支援	62
第8章	教育研究等環境	77
第9章	社会連携・社会貢献	87
第10章		
(1)	大学運営	94
(2)	財務	105

## 第1章 理念・目的

### 1 現状説明

#### 1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

京都橘大学の前身である「京都女子手芸学校」は、1902年、女性に生活の糧となる技能を教授することを目的に、京都の私学教育、実業教育に多大な足跡を残した中森孟夫(1868-1946年)によって創立された。大学の設置母体である学校法人京都橘学園(以下「学園」という。)では、創立者・中森の事績と教育思想を研究し、2014年10月に「力を実業教育に注ぎ、将来自営独立の実力を得しめん」と、建学の精神を明文化した。(根拠資料1-1【ウェブ】)1967年度に文学部単科として開学した「橘女子大学」は、この中森の教育思想を踏まえて「自立した女性の育成」を教学理念として掲げてきた。2005年4月の男女共学化(同時に現行の「京都橘大学」に名称変更)にあたっては、女子大学時代の教学理念である「自立した女性の育成」を継承・発展させ、「自立」「共生」「臨床の知」を新しい教学理念とした。(根拠資料1-2【ウェブ】)その内容を具体的に示すと下記のとおりである。

#### 京都橘大学教学理念

##### 「自立」

教育基本法第7条に規定する「高い教養と専門的能力」のみならず、グローバル化と技術革新の時代にふさわしい現代的技能を前提に、男女を問わず、それぞれが独りよがりでない主体的な意見を持ち、それに基づいて責任ある判断を行うことができることです。

##### 「共生」

独りよがりでない主体的な意見と、それに基づく判断を他者に向けて発信すると同時に、他者の意見・判断を偏見なく理解し、それらと交流して、意義ある人間関係を互いに結ぶことです。こうした人間関係こそが、近代市民社会発展の基盤となるものです。

##### 「臨床の知」

臨地での学修や国際体験など、現場と絶えず出会うことによって、学内での教育と研究が、ときにはその成果が検証され、またときには弱点が明らかにされてその改善を期すなど、決して社会から乖離することなく、むしろ社会との緊張関係において日々試され、向上することを意味しています。

そして現在、この教学理念に則り、人文・教育・社会・医療系の多様な学部・学科を設置

して教育研究を行っている。

京都橘大学は、学園の伝統と理念を引き継ぎ大学および大学院の目的を京都橘大学学則（以下「学則」という）・京都橘大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に次のように定めている。（根拠資料1-3）（根拠資料1-4）

### 「大学の目的」

本学は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操豊かにして地域社会および国際社会の発展に貢献しうる、社会に有為なる人材を育成することを目的とする。

### 「大学院の目的」

本大学院は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

いずれの目的も、教育基本法第7条の「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に対応し、法の定める大学の社会的役割を遵守しつつ、教学理念に基づき、本学が担うべき教育研究上の目的を明らかにしたものである。

さらに、上記の教学理念を根幹としつつ、大学・大学院の目的を具体化する形で、学部・学科・研究科の教育研究上の目的を学則および大学院学則にそれぞれ定めている。いずれの目的も大学・大学院全体の目的と整合させつつ、その個性・特徴を示したものである。（根拠資料1-3）（根拠資料1-4）

## 2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

本学では、教学理念について、次のようなさまざまな媒体や機会を通じることで情報の得やすさに配慮し、大学構成員への周知と社会への公表を行っている。

教学理念は、学生・教職員に配布する『履修の手引き』（根拠資料1-5【ウェブ】）『学生生活の手引き（2019年度より「学生生活手帳」）』（根拠1-6）にそれぞれ解説を含めて掲載し、大学構成員への周知を図っている。また、学生には入学式直後の学園理事長による「新入生歓迎講義」（根拠資料1-7）や1回生必修（心理学科を除く）の「教養入門」においても教学理念を説明してきた。（根拠資料1-8【ウェブ】）さらに、大学ホームページ（根拠資料1-2【ウェブ】）および大学案内（根拠資料1-9）、大学院案内（根拠資料1-10）に

掲載することで大学構成員に加え、社会にも広く公表している。

なお、教学理念が記載されている『履修の手引き』は2019年度より電子化し、公式ホームページに掲載することで、学生の閲覧のための利便性を高めている。(根拠資料1-5【ウェブ】)

次に、大学の目的および各学部・学科の人材養成上の目的は学則に明示し、大学院の目的および・研究科の人材養成上の目的は大学院学則にて定め、明示している。(根拠資料1-3)(根拠資料1-4)学則・大学院学則は「学校法人京都橘学園例規集」に記載し、学則および大学院学則に規定する大学・大学院の目的を教職員が自由に閲覧できるようにしている。(根拠資料1-11)また、大学ホームページにも学則および大学院学則を掲載し、大学構成員のほか、社会にも広く公表している。(根拠資料1-12【ウェブ】)さらに、在学生に対しては、『履修の手引き』においても学部・学科の目的を掲載し、周知を図っている。(根拠資料1-13【ウェブ】)

### 3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

本学では、建学の精神と教学理念の実現に向けて、学園として策定する中・長期計画であるマスタープランの中で大学の計画を設定している。このマスタープランは8年の期間で設定し、最新の内外環境を踏まえ4年ごとにブラッシュアップを行っている。(根拠資料1-14)2015年度にスタートした計画は第一次マスタープランと位置付け、2019年度より第二次マスタープランをスタートさせている。マスタープランでは2026年度までの学園のありべき姿としてミッションを、ミッションに向けた各分野の方向性として長期ビジョンを設定しており、その内容は下記に示す通りである。(根拠資料1-14)

#### 「ミッション」

- 京都の総合大学として新たなステージの課題に挑戦し、大学を中軸に存在感のある総合学園になる
- 教学理念に基づく質の高い教育保育事業を展開し、教育保育で評価される学園となる

#### 「長期ビジョン」

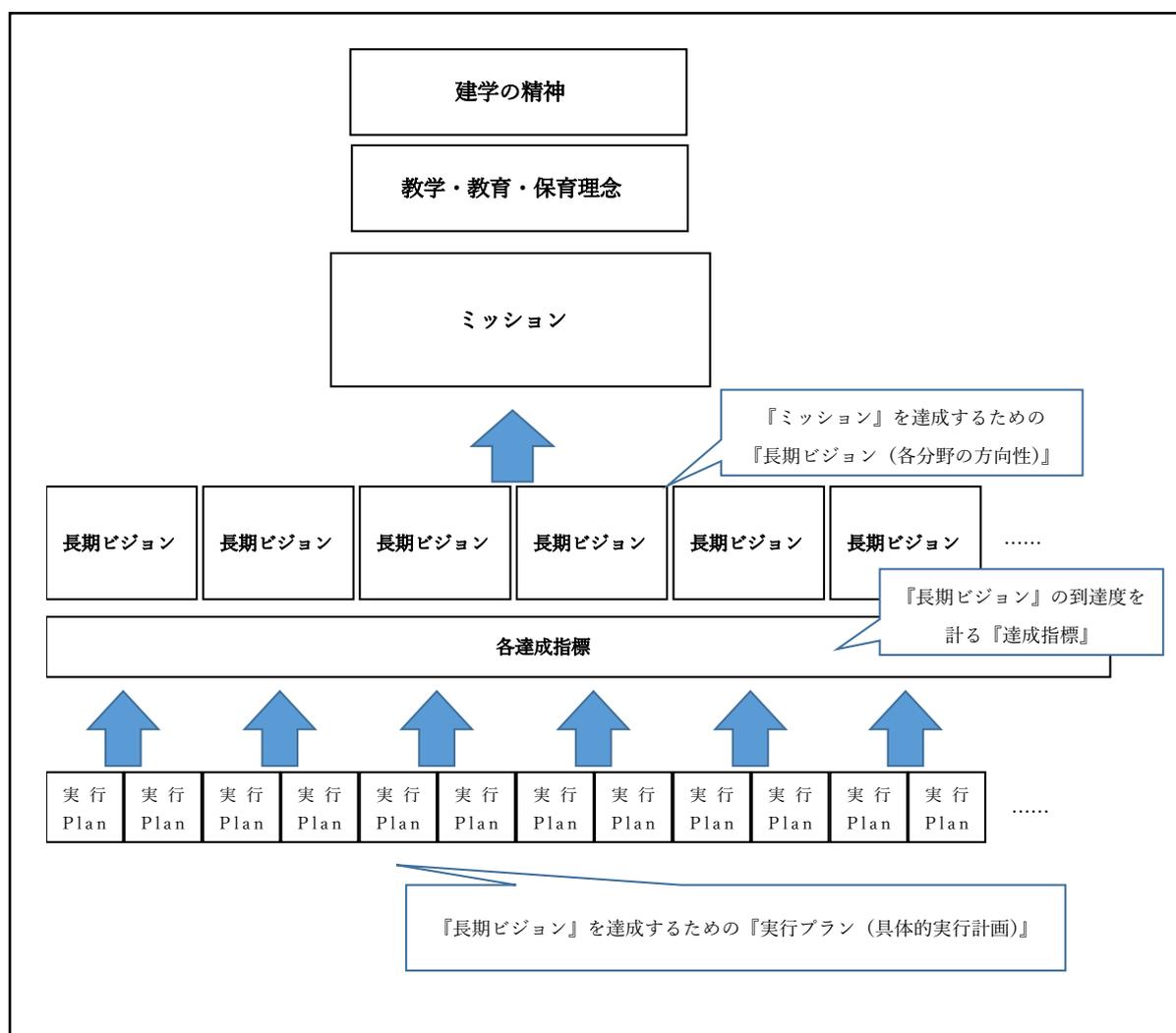
- 教育力強化 「社会で活躍する人材を育成する」
- 研究力向上 「教育および社会に貢献し存在感を示す」
- 産学公地域連携推進 「地域、教育、広報に貢献する」
- 課外活動強化 「学生のサークル活動と社会貢献を促進する」
- 就職支援強化 「就職支援体制を強化し、学生のキャリアを実現する」
- 山科・キャンパス魅力向上 「山科とキャンパスの魅力および安全性を高める施設設備を行う」

## 第1章 理念・目的

さらに、長期ビジョンを実現するための具体的実行計画として実行プランを策定している。各実行プランにはその実行に対し責任を持つ部署を定めるとともに、責任部署からの要求と学園常任理事から構成される常任理事会による審議に基づき、毎年度予算配分を行っている。(根拠資料1-15) このように、実行プランが組織・予算の裏付けを伴うことで、マスタープランの実現性を高めている。

ミッション、長期ビジョン、実行プランで形作られる本学のマスタープランの概念図は図1のとおりである。

図1 マスタープラン概念図



## 2 長所・特色

教学理念については、媒体への掲載にとどまらず、入学式後の「新入生歓迎講義」や教養科目の「教養入門」において学生へ講義を行うことでより一層の浸透を図るようになってきた。

## 第1章 理念・目的

マスタープランの具体的実行計画である実行プランは責任部署を明確にするとともに、各プランに対し、予算を配分している。この予算は、毎年度責任部署が予算案を策定し、常任理事らで構成される常任理事会での審議を経て確定する。このように、本学のマスタープランはその策定・改定にとどまらず、実行を裏付ける仕組みを構築しており、その実現性を高めることができている。

### 3 問題点

実行プランの成果を測るために、各プランに達成指標を設定しているが、成果の定量測定が困難なために、指標化されていないプランも一部ある。今後の発展的課題として、実行プランの成果を定量的に検証することができるような指標とその運用プロセスを構築することが望ましい

### 4 全体のまとめ

「自立」「共生」「臨床の知」の教学理念を根幹にして、学部・学科・研究科の教育研究上の目的を定めている。いずれの目的も大学・大学院全体の目的と整合している。本学の学部・学科・研究科の個性や特徴が表れているのは「臨床の知」にあたる内容であろう。社会の現場と絶えず出会うことによって、学内での教育・研究が、ときには試され、またときには自らの学びを深めるきっかけになることも多い。

さらに、各学部・研究科における目的を実現していくために、中・長期の計画を立ててしっかりとした諸施策を設定している点も特徴的である。長期ビジョンを実現するための具体的な実行計画として実行プランを策定し、各実行プランにはその実行に対し責任部署を定めて、毎年度の予算配分を行い、実現に向けての努力を続けている。

## 第1章 理念・目的

### 根拠資料

- 1-1 建学の精神（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/corporation/founding.html>
- 1-2 教学理念（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/vision/policy.html>
- 1-3 京都橘大学学則
- 1-4 京都橘大学大学院則
- 1-5 履修の手引き第7章（京都橘大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/philosophy.html>
- 1-6 学生生活手帳
- 1-7 入学式要領・理事長講義資料
- 1-8 「教養入門」シラバス（京都橘大学ホームページ）  
<https://portal2.tachibana-u.ac.jp/syllabus/syldatainfo.do?blockId=2102&asdpId=89999&risyunen=2019&emekikn=1&kougicd=aky101a110&crclumcd=>
- 1-9 京都橘大学 2020 大学案内 p. 113
- 1-10 京都橘大学 2020 大学院案内 表紙裏
- 1-11 学校法人京都橘学園例規集
- 1-12 学則公開ページ（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/outline/code.html>
- 1-13 履修の手引き公開ページ 各学学部第8章（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/student/registrar/courses/index.html>
- 1-14 第二次マスタープランリーフレット
- 1-15 マスタープラン進捗状況報告依頼

### 第2章 内部質保証

#### 1 現状説明

##### 1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

本学では、学則第1条の2に「本学は、その設置目的および社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づいて教育研究活動や管理運営等の改善・充実に努める」と規定し内部質保証の方針を明示している。(根拠資料2-1)

本学ではこれまで、自己点検・評価委員会を中心に内部質保証を推進してきた。そして、内部質保証のための一連の活動における権限と役割を明確化しその有効性をより高めるために、全学的な内部質保証推進に責任を持つ組織として内部質保証推進委員会を2019年度に設置した。同委員会の目的は「京都橘大学内部質保証推進委員会規程」(根拠資料2-2)にて、「自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の改善・充実に継続的に行う仕組みを構築することによって、教育研究の質の保証および向上を推進することを目的とする。」として定めている。また、同規程にて、同委員会および諸組織の役割を定め、内部質保証の手続として示している。

京都橘大学内部質保証推進委員会規程の策定に当たっては、自己点検・評価委員会を中心に行い、その審議結果を各部局の長により構成される部長会や、学部教授会等に報告し、内部質保証の方針・手続きの周知を行った。また、学則および規程はいずれも「学校法人京都橘学園例規集」に明示し、全職員への共有・周知を行っている。

##### 2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学では2018年度まで自己点検・評価委員会を中心として内部質保証の体制を構築してきた。自己点検・評価委員会は、学長の負託を受けた副学長を委員長として、学部長(副委員長)、教務部長、大学事務局長などの教職員で構成している。(根拠資料2-3) この委員会は、自己点検・評価のあり方、自己点検・評価の実施および組織・体制、自己点検・評価に係る情報の収集および分析をはじめ、本学における自己点検・評価活動に関わる事項を統括している。また、この委員会のもとに、各学部および研究科が組織する自己点検・評価委員会を置いている。これらの委員会の役割は、学部および研究科の自己点検・評価に関する必要事項を審議・検討することであり、そのもとには作業部会が置かれ、委員会のための資料準備、報告書の記述などの任に当たっている。(根拠資料2-4)(根拠資料2-5)

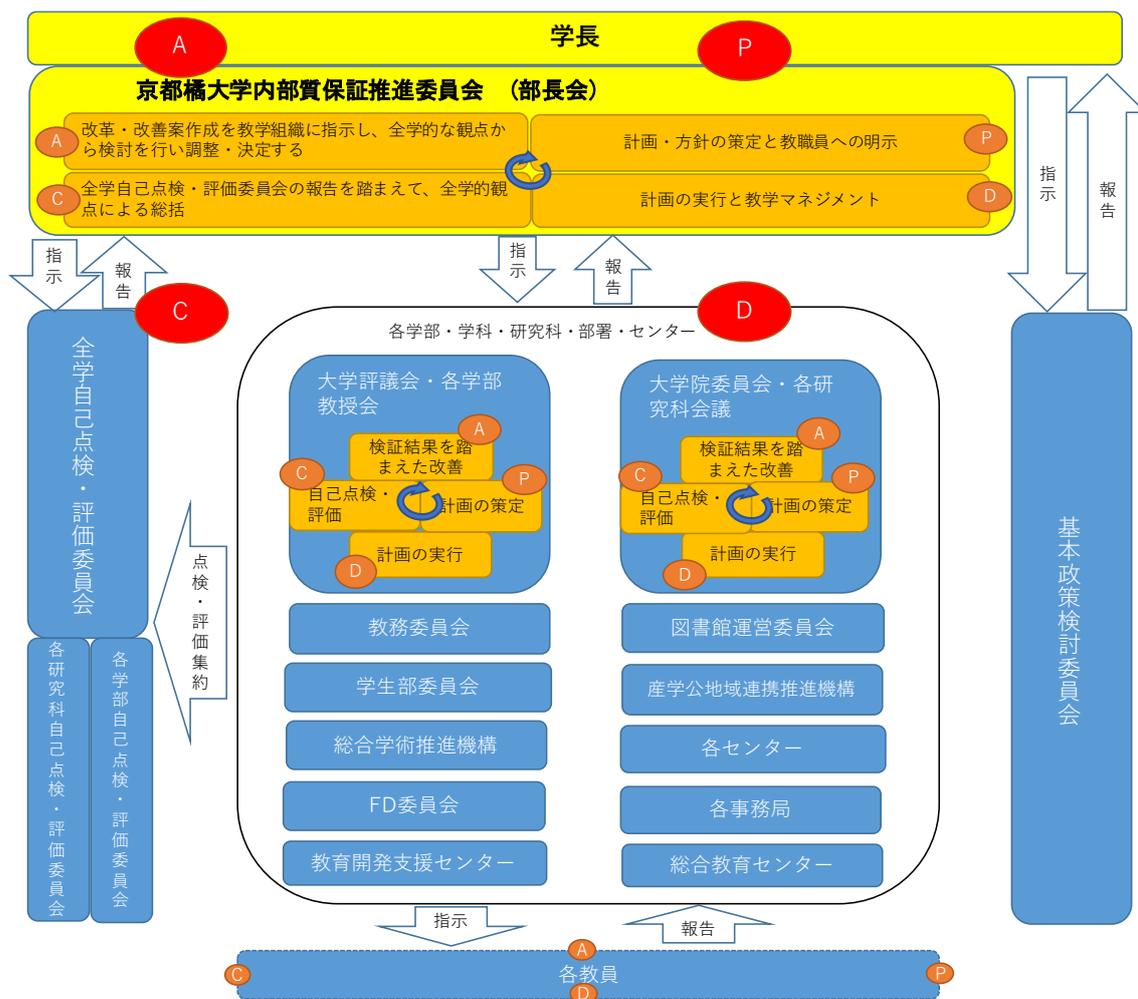
さらに、2019年度からは、内部質保証における権限と役割を明確化し、内部質保証の有効性をさらに向上させるために、内部質保証推進委員会を設置した。内部質保証推進委員会は、全学的な内部質保証に対して責任主体となるために、学長、副学長、各学部・研究科長、教務・入学・学生支援・学術情報の各部長、大学事務局長ら大学の主要部局の長で構成して

## 第2章 内部質保証

いる。(根拠資料2-2)

2019年度からはこの内部質保証推進委員会を中心に内部質保証のシステムを次のように整備している。まず、内部質保証推進委員会は内部質保証に関する方針・手続きの審議・決定を行い、その方針に基づき学部等の各組織が所管事項について実施する。各組織における活動の点検・評価を全学自己点検・評価委員会および各学部自己点検・評価委員会、各研究科自己点検・評価委員会が行い、点検・評価結果を内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会は報告内容に基づき各組織に対して改革・改善の方策を明示する。この際に、必要な場合は、内部質保証推進委員会は改革・改善の実行の支援および調整を行う。(根拠資料2-2) 以上の、内部質保証推進委員会を中心とした内部質保証システム(PDCAサイクル)の概念図は図2のとおりである。

図2 内部質保証システム(PDCAサイクル)の体系図



### 3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

本学では、前述のとおり、全学的な内部質保証に責任を持つ主体として、2019年度より内部質保証推進委員会を新たに設置した。内部質保証推進委員会は、本学がこれまでに取り組んできた内部質保証推進における権限と役割を明確化し、内部質保証システムの機能の一層の向上を目指し設置された。内部質保証に関する全学的な方針は前述のとおり、学則第1条の2に定め、学内外に公表している。(根拠資料2-1) また、内部質保証の推進における役割、手続きは内部質保証推進委員会規程にて定めている。(根拠資料2-2)

2018年度までは、自己点検・評価委員会を中心として内部質保証の推進に取り組んできた。自己点検・評価委員会では定期的に全学の自己点検・評価に取り組むとともに、大学および大学院全体の3つのポリシー(ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー)の点検を行っている。本学では、「学則に定める教育研究上の目的から3つのポリシーを一貫した方針とし、方針の明確化と教育の充実に資する」との目的のもと、自己点検・評価委員会の提起のもとに3つのポリシーの見直しを行った。(根拠資料2-6) 見直しに当たっては部長会への提起後、学部教授会、大学評議会での審議を経て承認された。(根拠資料2-7)

さらに、各学部・研究の自己点検・評価および認証評価によって認識された改善事項については、全学の自己点検・評価委員会で確認し取りまとめ、同委員会より学部・研究科を含む責任部署に改善施策の実施を促すとともに、改善状況の確認を行ってきた。このように本学では各学部・研究科と全学の自己点検・評価委員会によって、階層的に自己点検・評価を実施するとともに、改善施策の実施提起と実施状況の確認により、PDCAサイクルを機能させてきた。(根拠資料2-8)(根拠資料2-9)そして、2019年度より、内部質保証推進委員会を新たに設置し、PDCAサイクルにおける改善施策の実施推進の権限と役割を同委員会に帰属するものと規定した。今後は定められた方針と手続きのもと、内部質保証推進委員会を中心としてPDCAサイクルの機能をより実質化していくことが重要である。

内部質保証の推進において重要な役割を果たす自己点検・評価については、自己点検・評価の階層ごとに次のようにしてその客観性の担保に努めている。

教員の個人レベルの自己点検・評価としては、年2回、全教員を対象とした学生による授業アンケートを実施している。(根拠資料2-10【ウェブ】) アンケート結果は科目ごとに集計し学生のコメントとともに担当教員へフィードバックされる。このように、各教員は、授業に対する改善点を検討するにあたり、授業を受ける学生の意見を取り入れることが可能となっている。各学部・研究科による自己点検・評価に対しては、点検・評価結果を全学の自己点検評価委員会に集約するプロセスにおいて確認を行い、客観性の担保を図っている。また、各学部主体の振り返りには学生への卒業時調査結果(根拠資料2-11)も活用し、学生の視点も取り入れている。調査結果の分析と結果報告は第三者機関に委託しており、その

点からも、客観性の担保を図っている。さらに、全学の自己点検・評価に対しては、外部委員による第三者評価を実施し、客観性の担保を図っている。(根拠資料2-12)

文部科学省および認証評価機関からの指摘事項等への対応は、次のとおりである。

文部科学省の設置計画履行状況等調査は、2019年5月現在で5学科2研究科が対象となっており、そのうち指摘事項等は、2016年度調査の救急救命学科に改善意見1件が付された。改善意見に対しては、次年度の履行状況報告において改善策を報告し、以降新たな指摘事項等は付されていない。(根拠資料2-13)

認証評価については、2016年度に大学基準協会による評価を受審し、「大学基準に適合」の認定を受けたが、このなかにおいて3項目の努力課題と10項目の指摘事項があった。これに対し、本学では改善策を検討して実施し、改善状況については自己点検・評価委員会にて確認を行っている。(根拠資料2-4) 改善結果については、2020年に「改善報告書」として大学基準協会へ提出する予定である。

#### 4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

情報公開について本学は、2011年4月の教育情報の公表を定めた改正学校教育法施行規則の施行にも対応するため、同年3月に「学校法人京都橘学園情報公開規程」(根拠資料2-14)を制定し、その目的を「本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資すること」と明確化した。教育研究活動や自己点検・評価結果など、公開の対象とする情報を同規程内で定め、同規程を含めて大学の公式ホームページにて広く社会に公開している。(根拠資料2-15【ウェブ】) また、公開においては、ホームページのトップページに「情報開示」のバナーを設置し、閲覧者のアクセスが容易になるよう工夫している。

また、本学では、財政状況の公表を極めて重要な課題ととらえ、ホームページには「経営・財務情報」として事業計画書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、監事および公認会計士の監査報告書などを公表するとともに、当該年度の事業収支予算書および事業収支活動予算書を掲載している。(根拠資料2-16【ウェブ】) 公開にあたっては、学園財政の経年推移や主要財務比率、学校法人会計の解説も併せて掲載し、閲覧者が財務諸表を理解しやすくなるようにしている。

さらに、広報誌『Tachibana Being』では、毎年夏に発行する号を財政公開特集(根拠資料2-17)とし、当該年度の学園予算と前年度決算報告を掲載し、教職員はもちろん、学費負担者と全学生に配布している。特徴的な取り組みとしては、毎年3日間、「財政公開デー」を学生ラウンジで開催し、職員による説明も随時行い、学園の財政を広く周知している。(根拠資料2-18) また、学園の財務書類等の閲覧を希望する場合は「学校法人京都橘学園財務書類等閲覧規程」(根拠資料2-19)に基づき申請を行うものとし、その案内はホームページ

にも掲載している。(根拠資料2-20【ウェブ】)

### 5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、全学で実施した自己点検・評価結果に対し、外部委員による第三者評価を実施し内部質保証システムの適切性の担保に努めている。本学は4年・3年のサイクルで自己点検・評価を行っており、この後半3年のサイクルの自己点検・評価は認証評価期間である大学基準協会に評価結果を提出している。一方で前半4年のサイクルで実施する自己点検・評価についても、外部からの評価を行い、第三者視点からの改善点等を明確化し、本学の内部質保証システムの中心であった自己点検・評価委員会による自己点検・評価の適切性についても検証を行った。(根拠資料2-12) この外部委員による評価は自己点検・評価委員会による自己点検・評価と同様に対応部署を定めた上で改善につなげている。(根拠資料2-21) さらに、外部評価結果と本学の対応については、自己点検・評価委員会による改善報告とともにまとめ、公式ホームページに掲載している。(根拠資料2-22【ウェブ】)

本学では2018年度までは外部評価の結果と改善状況を、自己点検・評価委員会にて確認を行い、内部質保証のPDCAサイクルに組み込んでいた。その後、前述のとおり2019年度より全学的な内部質保証に責任をもつ内部質保証推進委員会を新たに設置したため、今後は、内部質保証システムに対する検証結果を、内部質保証推進委員会に報告するプロセスを実施し、内部質保証システムのPDCAサイクルを完結させることが必要になる。

また、内部質保証の在り方やシステムについては、これまで自己点検・評価委員会にて検討を行ってきた。前述の外部委員による評価導入は自己点検・評価委員会により提起され、本学の内部質保証システムの適切性検証に寄与するものとなっている。(根拠資料2-23) さらに、自己点検・評価委員会の提起のもと、本学の内部質保証における権限と役割を明確化し、全学的な内部質保証に責任を持つ組織として新たに内部質保証推進委員会を設置している。(根拠資料2-24) 従来までは、自己点検・評価委員会にて確認した点検・評価結果は学長・部長会に報告するものとしていたが、2019年度以降は内部質保証推進委員会へ報告、同委員会より改善指示を行うこととし、組織的な内部質保証の推進を規定に定めている。(根拠資料2-2) このように、内部質保証システムにおける役割を見直し、全学的な内部質保証に責任を持つ主体を規程化したことで、システムのより適切な運用を行う体制を構築したが、今後は本体制のもと、内部質保証のシステムを運用し、PDCAサイクル機能のより一層の向上に努める必要がある。

## 2 長所・特色

本学では公式ホームページに各種財務情報に加え、経年推移や学校法人会計の解説も併

せて掲載することで閲覧者が理解しやすくなるようにしており、財政状態についての透明性を向上させている。

また、財政公開特集を掲載した広報誌の教職員・学費負担者・学生への配布や、財政公開デーの実施など、財政についてのより積極的な情報公開を実現できている。

### 3 問題点

2019年度より内部質保証システムの役割・権限を明確化し、内部質保証推進のための体制を新たにした。そのため、本体制のもとでの、内部質保証システムを実質化していくことが今後の発展的な課題である。具体的には、

- ・ 内部質保証推進委員会にて内部質保証のための方針を明確化し、広く学内に周知すること（2019年度に実施）
- ・ 各組織にて上記の方針のもと諸活動を行うこと
- ・ 自己点検・評価委員会を中心として学内の諸活動に対する点検・評価を行うこと
- ・ 内部質保証推進委員会にて点検・評価結果に基づいた改善指示とそのための調整を行うこと

以上の新たな体制でのPDCAサイクルの運用を確立させることである。

3つのポリシー策定のための全学的な基本的考え方は、2014年度に自己点検・評価委員会のポリシー見直し提起資料に見直しの背景・目的として記載されているが、当時の一時点的な資料にとどまっている。改めて、全学的な基本的考え方を確認するとともに、周知を行うことが必要である。

また、内部質保証システムの適切性検証については、外部評価を活用しているが、検証範囲が限定的である。今後は自己点検・評価を通じてシステム全体に対する検証を定期的に行うとともに、内部質保証推進委員会を中心とした改善を行う必要がある。

### 4 全体のまとめ

本学では、2019年度より内部質保証推進委員会を設置し、内部質保証に関する方針・手続きの審議・決定を行い、その方針に基づき学部・研究科等の各組織が所管事項について実施するという運営を行っている。

内部質保証の推進において重要な役割を果たす自己点検・評価については、自己点検・評価の階層ごとにPDCAサイクルを機能させるようにしている。まず、各組織における活動の点検・評価は、大学評議会・各学部教授会ならびに大学院委員会・各研究科会議等において恒常的に実施している。さらに、内部質保証推進委員会においては、全学自己点検・評価委員会および各学部自己点検・評価委員会、各研究科自己点検・評価委員会が行った点検・評価結果を受けて、各組織に対して改革・改善の方策を明示する。このように、全学的なPDCA

## 第2章 内部質保証

サイクルの動きをつくり出しているのが本学の内部質保証推進の特徴である。

## 第2章 内部質保証

### 根拠資料

- 2-1 京都橘大学学則
- 2-2 京都橘大学内部質保証推進委員会規程
- 2-3 京都橘大学自己点検・評価委員会規程
- 2-4 京都橘大学学部自己点検・評価委員会規程
- 2-5 京都橘大学大学院研究科自己点検・評価委員会規程
- 2-6 部長会資料「3つのポリシーの見直しについて」
- 2-7 2014年度第13回大学評議会議事録
- 2-8 2018年度第5回自己点検・評価委員会議事録
- 2-9 改善状況報告シート
- 2-10 授業アンケート結果（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/evaluation/anquet.html>
- 2-11 2018年度卒業時調査結果報告会表紙
- 2-12 外部評価委嘱状
- 2-13 2019年度救急救命学科 履行状況報告書（一部抜粋）
- 2-14 学校法人京都橘学園情報公開規程
- 2-15 情報開示（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/disclosure/index.html>
- 2-16 経営・財務情報（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/accounts/index.html>
- 2-17 Tachibana Being2019年8月号（財政公開特集）
- 2-18 第13回財政公開デー案内
- 2-19 学校法人京都橘学園財務書類等閲覧規程
- 2-20 財務書類等の閲覧について（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/accounts/zaimushorui.html>
- 2-21 外部評価に基づく改善の取組み
- 2-22 自己点検・評価／認証評価（京都橘大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html>
- 2-23 2012年度第3回自己点検・評価委員会レジュメ
- 2-24 2018年度第2回自己点検・評価委員会資料「内部質保証推進組織の提案」

### 第3章 教育研究組織

#### 1 現状説明

##### 1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学では、教学理念である「自立」「共生」「臨床の知」および学則・大学院学則に規定する目的のもとで、次の3点を方針として、各学部・研究科等における教育研究を進めるための組織を整備している。

- ① 「高い教養と専門的能力」を教授できるように合理的かつ効率的な教育研究組織を編成すること
- ② 社会とその教育要請の変化や多様化に対応して、不断にその内実を検証してたえず改善に努め、必要とあれば組織の改編を実施すること
- ③ 特色ある教育研究を保障し、また急激な要請の変化に応えるため、個別にそれらに対応する組織を備え、学部・研究科と結んで有機的に教育研究を行うこと

この方針は、最新の状況を加味しつつこれまでの本学の方針をブラッシュアップするために、本学の内部質保証推進委員会にて審議し、各種会議体を通じて全学に明示したものである。(根拠資料3-1) 2019年度第1回自己点検・評価委員会報告)

本学の教育研究組織は、上記方針のもとに、変化に対応する柔軟性と専門性を兼ね備えることを旨としている。なお、本学の教育研究組織の組織図は大学ホームページに掲載し学内外に広く公表している。(根拠資料3-2【ウェブ】)

本学は2019年4月1日現在で下記の6学部13学科(通学課程)と心理学科(通信教育課程)を設置している。

- 国際英語学部(国際英語学科)
- 文学部(日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科)
- 発達教育学部(児童教育学科)
- 現代ビジネス学部(経営学科、都市環境デザイン学科)
- 看護学部(看護学科)
- 健康科学部(心理学科、理学療法学科、作業療法学科、救急救命学科、臨床検査学科)

また、研究科は下記の4研究科4専攻を設置している。

- 文学研究科(歴史文化専攻博士〈前期・後期〉課程)

## 第3章 教育研究組織

- 現代ビジネス研究科(マネジメント専攻博士〈前期・後期〉課程)
- 看護学研究科(看護学専攻博士〈前期・後期〉課程)
- 健康科学研究科(健康科学専攻修士課程)

いずれの学部・研究科も本学の教学理念と、学則・大学院則に規定した目的に基づき教育研究活動を展開している。

本学では前述の方針のもと、これらの学部学科・研究科の改組・新設等を行ってきた。2016年度の認証評価受審後には社会からの教育要請の変化等に対応し、下記のように新設・改組を行っている。

### 【2017年度】

#### ■ 人間発達学部を改組し、国際英語学部・発達教育学部を設置

両学部とも、前身となる人間発達学部の教育テーマを超えて、現代社会の要請によりの確に答えることができるようそれぞれ独立した学部として設置した。

国際英語学部は、進展著しい社会のグローバル化に対応するため、高度な英語運用能力と文化・社会等への知識、教養を修得することを目指し設置した。

発達教育学部は、教員の資質能力向上や待機児童問題等に対する保育の充実といった教育・保育に関する課題に正面から取り組み、子どもの成長と発達を援助できる高い能力をもった人材を継続的に要請することを目指し設置した。

#### ■ 2専攻を改組し、文学研究科歴史文化専攻を設置

文学研究科歴史文化専攻は、専門の枠を超えた学際的な視野での教育研究を推進するために、歴史学・文化財学専攻と言語文化専攻を改組し、一つの専攻として設置した。

#### ■ 文化政策学研究科を改組し、現代ビジネス研究科を設置

現代ビジネス研究科は、基礎となる学部である現代ビジネス学部が時代の変化を見据え、学問の中心を、非営利組織を含む経営学や会計学に移行させており、現代ビジネス学部を基礎として教育研究をさらに発展させることを目指し設置した。

### 【2018年度】

#### ■ 健康科学部に作業療法学科を設置

作業療法学科は、自分らしい暮らしができるための地域の包括的な支援やサービスの提供体制といった複雑化・高度化する障害者支援のニーズや、近年高まりをみせる作業療法士の量的需要に応えることを目指し設置した。

#### ■ 健康科学部に臨床検査学科を設置

臨床検査学科は、チーム医療推進の中で求められる高い専門性とコミュニケーション能力を持った“医療人”へのニーズや、臨床検査技師への量的需要の高まりに応えることを目指し設置した。

### 【2019年度】

#### ■ 現代ビジネス研究科に博士後期課程を設置

現代ビジネス研究科博士後期課程は、マネジメントに求められる能力が多様化かつ、高度化する中で、新たな時代のビジネスに不可欠な人材を養成することを目指し設置した。

研究組織としては「総合学術推進機構」を置き、そのもとに「総合研究センター」、「女性歴史文化研究所」を設置している。(根拠資料3-3) 総合学術推進機構は全学における総合的な研究政策と学術振興のための政策立案を担っている。科研費を中心とした外部資金の獲得増加を目指すため、科研費アドバイザー制度や応募説明会の内容等について、立案・審議を行っている。総合研究センターは、本学における研究プロジェクト(機関研究)を組織的に展開する目的で、2012年4月に従来の学部単位での研究プロジェクトを統合して発足した。(根拠資料3-4) 女性歴史文化研究所は、女子大学時代の1992年7月に発足した。女性の歴史・文化に関する総合的な研究を展開する機関で、女性史を中心に据えた研究所として西日本で初めて設置した。(根拠資料3-5)

さらに、社会連携事業を統括する組織として「産学公地域連携推進機構」を置き、全学の産学公地域連携を戦略的に展開している。また、外部の各機関からの委員を招き産学公連携懇話会を開催し、研究活動にとどまらず、正課内外の学生生活動、就職関係についても意見交換を行っている。さらに、産学公地域連携推進機構のもとに「地域連携センター」を設置している。(根拠資料3-6)(根拠資料3-7) また、看護に関する異文化・国際交流および社会連携を推進する組織として「看護異文化交流・社会連携推進センター」を設置している。(根拠資料3-8)

また、上記の教育・研究・社会連携を全学的に推進する組織に加えて、教育・研究・社会貢献のうちの特定の領域を推進するために、次のように組織の整備を行っている。

- 総合教育センター  
本学における教養教育、基礎教育、初年次教育、グローバル教育、キャリア教育等を推進する(根拠資料3-9)
- 教職保育職支援室  
教育職および保育職を希望する学生の進路を支援する(根拠資料3-10)
- 教育開発支援センター  
本学の教育活動をより発展させるため、全学的な教学政策形成や継続的な評価、検証、改善のプロセスにおける支援、およびそれに必要な調査研究を行う(根拠資料3-11)
- 看護教育研修センター

認定看護師教育課程を擁し、看護職者の継続教育を行い、地域への貢献をめざす。(根拠資料3-12)さらに、看護教育研修センターでは、看護の継続教育のみならず、看護職者へのキャリア開発のためのプログラムも企画・運営している。

- 心理臨床センター  
心理臨床の実践・教育研究活動を通じて、市民や地域社会に貢献することをめざす。(根拠資料3-13)
- 理学療法教育研修センター  
理学療法士の専門性を高め、その理学療法実践能力を向上させるための教育研修を行い、地域に貢献できる理学療法士を養成することをめざす。(根拠資料3-14)

これらの多様な諸機関はいずれも、本学の理念・目的に基づき教育研究および地域貢献を推進するために、教育研究組織を整備するにあたっての方針である「学部・研究科と結んで有機的に教育研究を行う」に沿って適切に設置しているものである。

### 2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、3年または4年に一度のサイクルで全学的な自己点検・評価を行っている。点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目に沿う形で実施しており、教育研究組織も点検・評価の対象である。点検・評価にあたっては全学自己点検・評価委員会の発議のもと、副学長を中心に実施し、認識した改善事項や長所等を全学自己点検・評価委員会に報告を行う。

認識した改善事項等は担当部署を割り振った上で、改善策を実施し、全学自己点検・評価委員会にて改善状況のモニタリングを行っている。(根拠資料3-15)さらに、2019年度に内部質保証推進委員会が新たに設置されたことにより、認識された改善事項等は内部質保証推進委員会に報告され、同委員会より改善指示を行うこととなる。

このように本学では、既存の教育研究組織について、定期的な自己点検・評価を実施し、その適切性について検証し、改善に努めている。

前回2015年度の全学自己点検・評価時には、教育研究組織についていくつかの改善事項を認識している。研究科については、文学研究科のあり方をめぐって全学自己点検・評価にて改善事項として取り上げ、従来の歴史学・文化財学専攻と言語文化専攻という2専攻体制を見直し、歴史文化博士課程へと再編成を行った。再編成の目的は前述のとおりである。さらに、社会のグローバル化に対応した人材養成の体制整備を課題として認識し、前述のとおり2017年度に国際英語学部国際英語学科を設置した。

社会連携推進の組織については、京都市山科区に収まらない広範な活動範囲と、各学部の特色を活かした多様な活動をより統一的、効果的に展開させることが課題となっていたが、これを解決するため、2014年に発足した地域連携推進機構を自治体や産業界ともより積極

的にかつ全学的に統一した意思をもって連携を図っていくことを目的とし、産学公地域連携推進機構へと発展的に改編した。(根拠資料3-6) また、この機構のもとに地域連携センターに加え、看護異文化交流・社会連携推進センターを統合し、全学的に産学公地域連携を促進していく体制を強化した。

一方で、本学の将来構想や大学振興の基本政策を検討し、教育研究組織の改組・新設などの課題について調査・分析・企画・立案等を行う組織として、学長を委員長とする基本政策検討委員会を設けている。(根拠資料3-16) 改組・新設について同委員会で検討された案件は、部長会、大学評議会などの基幹会議で審議の上、設置準備委員会を組織し実施に移される。本学が社会からの要請に応じて設置してきた前述の教育研究組織は、基本政策検討委員会において本学の現状や社会的要請の変化などを検証・評価して新設・改編してきたものである。

さらに、全学的な自己点検・評価に加え、個別の機関での定常的な点検・評価は例えば下記のように実施している。

看護教育研修センターの所掌する認定看護師教育課程については、センター長・専任講師2名・事務局担当者2名にて定期的にミーティングを行い、組織運営について評価・改善へ向けた議論を行っている。また、看護教育研修センター教員会において、学内の外部委員を4名、学外からの外部委員2名を任命し、看護教育研修センター認定看護師教育課程の教育方針に関する事項、規程、入退学および修了等に関する審議を行っている。

心理臨床センターでは、本学健康科学研究科と院生である実習生の受け入れを通じて、常に連携を取り合っている状態である。具体的には、大学院実習担当教員と当センターのセンター長・相談担当主任が定期的にミーティングを行い、組織運営について評価・改善へ向けた議論を行っている。さらに心理学科の学科会議においても、当センターの稼働報告を定期的に行っており、臨床系の教員だけではなく、心理学科全体でチェックを行っている。

理学療法教育研修センターの担当教員は、年2回運営会議を実施しており、研修内容の改善検討や研修会開催の検討について議論を行っている。また、理学療法学科の学科会議でも研修センターの研修内容等について評価・改善するための議論を行っている。

### 2 長所・特色

社会からの要請の変化に応え新たに設置した学部の志願倍率は、開設以降10倍以上の水準で推移している。そのため、受験希望者からは、社会の需要に応えた教育組織を備えていると評価されていると考えることができる。(根拠資料 大学基礎データ表2)

女性歴史文化研究所においては、社会背景に即した研究プロジェクトを展開している。2018年度から継続している第13プロジェクトにおいては「社会における女性の活動ー京都とその周辺を舞台にしてー」をテーマとし、さまざまな時代・地域で生きた女性の具体的な姿を解明するとともに、その個性や意義を議論できる研究事例を積み上げ、現代社会が抱える課題解決につなげていく。(根拠資料3-17)

2019年4月に開設した生命健康科学研究センターにおいてはJSTのCREST課題に採択されている「3D画像認識AIによる革新的癌診断支援システムの構築」を中心とした細胞診断学等の研究活動を展開しており、「三次元形状情報生成装置、細胞判定システム」(特願2019-002165)として大阪大学・九州大学との共願にて、特許出願している。

また、個別の機関については特に次のような長所・特色を有している。

### 【看護教育研修センター】

認定看護師教育課程で開設している<皮膚・排泄ケア分野>においては、関西唯一の認定校である。全国的に認定看護師教育養成機関が減少するなか、一定の受験者倍率を維持し、教育継続している。また、大学ならではの豊富な施設・教材・講師を駆使して優れた実践力を養成しており、結果として認定審査では高い合格率を誇っている。

また、キャリア開発事業においては、卒業生・通信教育課程看護学コース修了生のみならず外部の看護職者へ門戸を開き、近隣看護職者のキャリア支援を行っている。

### 【心理臨床センター】

区役所・保育園連盟・病院との連携を通じて、特に子育て支援の分野においては、当センターが、山科地区の心理的支援ネットワークの一翼を担う、地域にとって必要不可欠な存在になりつつある。大学による地域貢献の効果が上がるだけでなく、本センターの実習生は、このような臨床の最前線に生で触れることができ、「臨床の知」を学ぶ優れた環境が整っているといえる。

## 3 問題点

今後も附置研究所等の必要性が生じていくと思われるが、本学の特色を前提とした教育との連携や費用対効果の観点を考慮した、丁寧な計画立案が必要となる。

文部科学省が発出している「研究力向上改革2019」(根拠資料3-18)にもあるように若手研究者・女性研究者の育成は社会的な要請となっている。本学として若手研究者・女性研究者支援を全学的にできる体制の構築が必要である。

2005年度の看護学部の開設を契機に、多様な学部を構成する大学として発展しつつある。学際的な研究を促進するため、共同研究助成制度を設けたり、学部間の共同研究を組織的に発展させる体制整備が必要である。

## 4 全体のまとめ

本学では、教学理念である「自立」「共生」「臨床の知」および学則・大学院学則に規定す

### 第3章 教育研究組織

る目的のもと、2017年度以降も学部学科・研究科の改組・新設等を行ってきた。また、センター等の多様な諸機関は、本学の理念・目的に基づく教育研究および地域貢献を推進するために設置している。いずれも、教育研究組織を整備するにあたっての方針である「学部・研究科と結んで有機的に教育研究を行う」に沿って適切に設置している。

本学の特長的な教育研究組織の一つに、女性歴史文化研究所がある。本研究所がめざしているのは、さまざまな時代・地域で生きた女性の具体的な姿を解明し、その個性や意義を議論できる研究事例を積み上げ、現代社会が抱える課題につなげていることである。他に例を見ない研究成果を蓄積している。

### 根拠資料

- 3-1 2019年度第1回自己点検・評価委員会報告
- 3-2 京都橘大学教育研究組織図  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/about/outline/organization\\_chart.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/about/outline/organization_chart.html)
- 3-3 京都橘大学総合学術推進機構規程
- 3-4 京都橘大学総合研究センター規程
- 3-5 京都橘大学女性歴史文化研究所規程
- 3-6 京都橘大学産学公地域連携推進機構規程
- 3-7 京都橘大学地域連携センター規程
- 3-8 京都橘大学看護異文化交流・社会連携推進センター規程
- 3-9 京都橘大学総合教育センター規程
- 3-10 京都橘大学教職保育職支援室規程
- 3-11 京都橘大学教育開発支援センター規程
- 3-12 京都橘大学看護教育研修センター規程
- 3-13 京都橘大学心理臨床センター規程
- 3-14 京都橘大学理学療法教育研修センター規程
- 3-15 自己点検・評価に基づく改善報告書
- 3-16 京都橘大学基本政策検討委員会規程
- 3-17 女性歴史文化研究所 2019年度研究計画書
- 3-18 文部科学省研究力向上改革

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1 現状説明

#### 1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

本学では、学則および大学院学則において、履修方法を定め、卒業・修了に必要な単位数を規定している。(根拠資料4-1)(根拠資料4-2)また、学校教育法の規定に則り「京都橘大学学位規程」(根拠資料規程4-3)を制定し、学位の種類および学位授与の要件を定めている。

その上で本学では、学部・大学院のディプロマポリシー(学位授与方針)を、次のように定めている。

#### 京都橘大学・京都橘大学大学院ディプロマポリシー

##### 【学部】

京都橘大学は、教学理念および大学の目的に則り、次のような能力を身につけ、各学科のディプロマポリシー(学位授与方針)を満たした者に学士の学位を授与する。

- ① 自立した社会人として社会に貢献するための知識や能力、素養を身につけている。
- ② 他者と適切に交流し、人への配慮ができるような能力を身につけている。
- ③ 自立した社会人として必要とされる基本的な知識や能力を身につけることによって、さまざまな課題に自信を持って取り組み、解決できる力を身につけている。

##### 【大学院】

京都橘大学大学院は、教学理念および大学院の目的に則り、各専攻・課程のディプロマポリシー(学位授与方針)を満たした者に修士または博士の学位を授与する。

本学では2015年度に、上記ディプロマポリシーを含む3つのポリシー(ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー)の見直し・改善を自己点検・評価委員会の提起のもと行った。(根拠資料4-4)この見直し・改善は教学理念および大学・大学院の目的からディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーの一貫性をより強めることを企図しており、教学理念および大学・大学院の目的実現と教育の充実に資するものである。

これらのディプロマポリシーは、本学の教学理念「自立」「共生」「臨床の知」、および学則および大学院学則に規定する大学・大学院の目的(根拠資料学則・大学院則)に則って定められている。さらに、これを受けて、学部においては学科ごと、大学院においては専攻・課程ごとに、教育目標に基づくディプロマポリシーを明示している。

## 第4章 教育課程・学習成果

例えば、現代ビジネス学部都市環境デザイン学科・文学研究科歴史文化専攻博士前期課程では本学の教学理念・大学全体のディプロマポリシーを踏まえて次のようにディプロマポリシーを定めている。

### 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科

現代ビジネス学部都市環境デザイン学科は、教学理念および学部・学科の教育研究上の目的に則り、地域社会の観光・文化的な価値を発掘し、都市や身の回りの環境をデザインする公共的な人材を養成することをめざしている。そのために都市環境デザイン学科では、この教育目標に基づき、次のような能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学士（都市環境デザイン学）の学位を授与する。

- ① 建築学、観光学、公共政策学を中心とした諸科学の基礎的な知識と考え方を身につけている。
- ② グローバルな環境から地域・近隣社会・住まいに至るまでの政策・ビジネス・デザインに関する幅広い知識を身につけている。
- ③ 都市の課題を発見し政策化する能力や身近な環境である住まいを設計デザインする能力を身につけている。
- ④ 周囲の人々と協力し、目的を達成するためのコミュニケーション力やリーダーシップを身につけている。
- ⑤ 社会に関して常に関心を持ち、生涯にわたって新しい知識や見識を吸収する能力を身につけている。

### 文学研究科歴史文化専攻博士前期課程

文学研究科歴史文化専攻は、教学理念および教育研究上の目的に則り、人間の文化に対する深い理解のもとに、歴史文化の分野において、高度な研究能力を備えた教育研究者や豊かな専門的学識と幅広い教養を持って社会に貢献できる人材を養成することをめざしている。そのために歴史文化専攻では、この教育目標に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士（文学）の学位を授与する。

- ① 歴史文化を研究する上での史資料について、指導教員の助言のもとに調査・分析する高度な専門知識と技術を身につけている。
- ② 歴史文化についての高度な批評能力、また学問の範囲や専攻の枠にとらわれず、学際的な視野で研究を行う研究能力を身につけている。
- ③ 高度な専門学識と専攻分野の周辺領域における幅広い知識、および研究能力を活用し、現代社会の諸課題に対応し、社会貢献できる意欲と能力を身につけている。

大学・大学院全体および各学部・研究科のディプロマポリシーについては大学ホームページを通じて、大学構成員への周知を図るとともに、社会にも公表している。認知度を上げるため、大学ホームページの掲載方法を、学科ごと・研究科の専攻ごとにそれぞれ分けてわかりやすく掲載している。(根拠資料4-5【ウェブ】)

さらに、本学では2015年度に冊子「学位授与方針および教育課程の編成・実施方針」(根拠4-6)を作成し教職員および入学者全員にゼミ等を通じて配布、担当教員が説明もおこなってディプロマポリシーの周知徹底を図った。また、2016年度以降は、「履修の手引き」に掲載し、各年度の入学生に周知を図っている。「履修の手引き」は2019年度よりWEB表示化し、今日的なニーズに対応するとともに、教育目標やカリキュラムをより詳しくわかりやすく紹介し、学生の履修の指針を示している。(根拠資料4-7【ウェブ】)さらに、新年度開始前に履修ガイダンスを毎年開催し、「履修の手引き」の引用を示して各学科や研究科の各専攻での学びの内容を周知徹底している。毎年刊行する「大学案内」(根拠資料4-8)やオープンキャンパスでは、教育目標やカリキュラムの特色などについて、写真やイラストを入れてわかりやすく説明し社会に広く公表している。大学院への入学希望者には「大学院案内」(根拠資料4-9)を配布するとともに、説明会を年に2回設け、研究科の教育目標、カリキュラム、入試内容などについて説明を行っている。

### 2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

本学では前述のように、教学理念および大学大学院の目的からディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーの一貫性をより強固にするため、2015年度に3つのポリシーの見直し・改善を行っている。見直し・改善を受け、現在は学部・大学院のカリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施方針)を次のように定めている。

### 【学部】

京都橘大学は、学位授与に必要とされる能力（ディプロマポリシー）を修得するために、以下の方針で教育課程を編成する。

- ① 文学部・国際英語学部・発達教育学部・現代ビジネス学部の教育課程は、《教養教育》《専門教育(専門教育科目群)》《免許・資格課程(資格教育科目群)》の3つに分け、さらに《教養教育》を「基礎教育科目群」「教養教育科目群」「キャリア教育科目群」に区分し、5つの科目群で構成する。《教養教育》《専門教育》においては、基礎から応用へと段階的に科目を配置する。
- ② 看護学部は、看護系大学の教育課程として、資格取得とリベラルアーツを有機的に結合した9つの科目区分で構成する。区分9では、看護の本質を問いつけるために、「人によりそう看護を創造・実践し、社会に貢献できる能力を養う」科目を配置する。
- ③ 健康科学部の教育課程は、「こころとからだの健康と臨床」をテーマとして、主体的に学習する姿勢と幅広い教養を学ぶ「基礎分野」、および心理学、理学療法学、作業療法学、救急救命学、臨床検査学それぞれの専攻に関する知識と技術を学ぶ「専門分野」で構成する。

### 【大学院】

京都橘大学大学院は、各専攻・課程の教育研究上の目的に合致し、かつ学位授与に必要とされる能力（ディプロマポリシー）を身につけられるよう、各専攻・課程ごとに適切な教育課程を編成する。

カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと同様に、学部においては学科ごと、大学院においては専攻・課程ごとに定めており、いずれも大学ホームページや履修の手引きに掲載して社会・学生への周知を行っている。（根拠資料4-5）（根拠資料4-7【ウェブ】）

例えば、健康科学部作業療法学科・健康科学研究科健康科学専攻修士課程ではディプロマポリシーを受けて、次のようにカリキュラムポリシーを定めている。

### 健康科学部作業療法学科

学位授与に必要とされる能力（ディプロマポリシー）を修得するために、健康科学部作業療法学科では、以下の方針で教育課程を編成する。

- ① 幅広く豊かな教養と視野を身につけるため、人文科学、社会科学、自然科学などの幅広い分野の科目を開講する。
- ② 身体だけでなく、心理面からも科学的にアプローチできる能力を身につけるため、学部共通科目として「医療と心理」領域を開講する。
- ③ 将来、作業療法士として活躍することを早期に自覚し大学での学びの動機づけを行うため、初年次に「キャリア教育科目群」を配置する。
- ④ 作業療法士に必要な基本的な知識と技術を身につけるため、専門基礎分野に「人体の構造と機能および心身の発達」「疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の科目群、ならびに作業の知識と応用技術を身につけるため、「作業学」「作業学演習」を配置する。
- ⑤ 作業療法士に必要な専門的な知識と技術を身につけるために、専門分野に「基礎作業療法学」「作業療法評価学」「作業治療学」「地域作業療法学」の科目群を配置する。
- ⑥ 作業療法士としての実践的な技術を段階的に修得するとともに、作業療法士となるための自覚を早期に促すため、4年間を通じて「臨床実習」を配置する。
- ⑦ 身につけた知識や技術の深化・統合を図り、自ら設定した課題に対して科学的手法を用いて検証する力を身につけるため、4回生時に「卒業研究」を配置する。

### 健康科学研究科健康科学専攻修士課程

学位授与に必要とされる能力（ディプロマポリシー）を修得するために、健康科学研究科健康科学専攻（修士課程）では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた、次のような体系を持つ教育課程を編成する。

- ① 人間の健康を科学的にとらえ、その向上と新しい生き方を創出するという理念を体现するため、必修の共通基礎科目として「健康科学特論Ⅰ」を配置する。
- ② ところとからだに多角的な視点から科学的にアプローチできるように、共通基礎科目として、専門領域の基盤となる知識を幅広く学ぶ科目群を配置する。
- ③ 修士課程レベルの高い専門性を身につけるため、専門領域の科目群を3つに区分し、理学療法学領域、心理学領域、臨床心理士特修領域を配置する。
- ④ 理学療法学領域は、生活機能障害系理学療法、運動器障害系理学療法、脳機能障害系理学療法の3つの分野において、基礎的な研究力を養うとともに、高度な専門知識や技能を学ぶ科目群を配置する。
- ⑤ 心理学領域は、主に教育・発達心理学、社会・産業心理学、行動神経科学に関する基礎的な研究力を養うとともに、高度な専門知識や実践力を身につける科目群を配置する。
- ⑥ 臨床心理士特修領域は、臨床心理学の専門家として職務を遂行するために必要な理論と実践に関する科目群を配置する。
- ⑦ 自立して研究のできる基礎的能力を身につけるため、専門領域に対応した「理学療法学コース」「臨床心理学コース」「心理学コース」を設定し、系統的な科目履修を促すとともに、「健康科学特別研究Ⅰ・Ⅱ」において修士論文作成の指導を行う。

### 3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では、カリキュラムポリシーに則って必要な授業科目を開設し、基礎から高度で専門的な内容に発展する体系的なカリキュラムを編成している。

各学部（心理学科通信教育課程含む）の教育課程は、幅広く教養を学ぶために学部間で共通的に科目を配置する教養教育と、学部学科の専門分野について学びを深める専門教育の大きく2つに分かれる。本学の教育課程では全学共通の「7つの教育目標」を定めており、学生が教養教育・専門教育双方を通じて、卒業後、社会人として自立していくにあたってのめざすべき方向を示している。履修の手引きに記載する各学部学科の科目一覧とシラバスには、科目ごとに「7つの教育目標」のうちどの力の獲得をめざすものかを明記しており、学生が科目レベルで目標を明確に意識しつつ学習を進めることができるよう整備している。

## 第4章 教育課程・学習成果

(根拠資料4-7【ウェブ】)

京都橘大学7つの教育目標

①	市民や社会人として必要とされる知識や教養の獲得
②	知的関心をもって学修していく態度や心構えの獲得
③	市民や社会人として必要とされる倫理観や人間性の獲得
④	異なる考え方や異なる文化を持つ人々を理解する能力の獲得
⑤	自分自身や社会が直面するさまざまな問題を理解し解決する能力の獲得
⑥	物事を論理的に分析する能力の獲得
⑦	読む力や書く力、話す力や聞く力の獲得

教養教育は「基礎教育科目群(英語・情報処理など)」「教養教育科目群」「キャリア教育科目群」の3群からなり、それぞれ下記のように位置付けられる。

教養教育の3群

基礎教育科目群	大学での学修に必要な基本的な知識やスキルを学ぶ
教養教育科目群	社会人として求められる教養を学ぶ
キャリア教育科目群	社会人として自立していく準備(就業力の育成)のための将来設計や職業観の構築、社会のルールなどを学ぶ

この科目群は、看護学部・健康科学部を除いた全学部で科目構成も含めて共通となっている。学生個人が興味関心のある科目はもちろん、将来設計も含めた幅広い知識・教養を身につけることができるように科目を編成している。さらに、看護学部・健康科学部を含めて全学部で教養教育のうち、3科目群の教養教育科目群に相当する部分を、学生がどのようなことを学ぶのかイメージしやすいように、テーマごとに4領域に分類している。

また、看護学部・健康科学部では、この4領域に加え、独自の領域を設定している。このように本学の教養教育は全学統一的な枠組みを持ちつつ、学部の特色が活かせるよう柔軟な編成を行っている。

教養教育の4領域

(1) 人間と知の伝達	① 現代の思想	<ul style="list-style-type: none"> <li>哲学、思想、宗教についての基礎的な知識を身につけ、自らの生き方に役立つ世界観をひとりひとりが構築できるようになることを目指す</li> <li>『人間とは?』『人生とは?』『世界とは?』といった問いに取り組んできた先人たちのものの考え方や分析の仕方を修得することで、論理的にものごとを考える力を身につけることを目指す</li> <li>さまざまなものの考え方や価値観、宗教観、倫理観を学び、異なる文化をもつ人々と共生し、異なる価値観をもった人々との交流ができる人間性の獲得を目指す</li> </ul>
	② メディアと情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報が発信者から受信者に伝達される際のメディア（媒体）について理解を深め、情報化社会において必要な知識を身につけることを目指す</li> <li>メディアの特性を知ることによって、発信者の意図や伝え方、また、受信者の認識や態度によってさまざまに変化する情報を、さまざまな場面において適切に受け取り、処理できる力を養う</li> <li>また、情報の正しい発信力や受信力は、異なる考えを持った人と共生するために必要な力です。情報を冷静に分析し、他人の意見を理解できる力を獲得することを旨す</li> </ul>
(2) 人間と文化	① 外国語と文化理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル化する社会の中で生活を送るために必要な語学の能力および外国の文化を理解し、日本と海外との相互理解を促進するために必要な知識・教養を身につけることを目指す</li> <li>それを通じて、異なった意見にも耳を傾けて理解し、独断ではなく多面的に思考して自己の意見を形成する力を修得する。さらに、社会における異なった文化や価値観を持った人々の共生のために必要な世界観を獲得する</li> </ul>
	② 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ますます複雑化する現代社会を生き抜くために必要な基礎的教養として、歴史に関する入門的知識を修得するとともに、日本の歴史や文化の中心である京都を題材として、伝統文化や歴史遺産、古典から現代までの文学についての基礎的な知識の修得を目指す</li> <li>それらを通じて、物事や出来事を考える際にその歴史的な根元まで立ち返って考えるという思考方法、目先の物質的欲望に惑わされず文化的価値や伝統を尊重する態度を身につける。このような姿勢を修得することで、私たちは、社会に出てから、さまざまな諸問題に対処する際の、表面ではなくその本質を洞察することができるようになる</li> </ul>

(3) 人間と社会	① 法律・行政・政治	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律、行政、政治に関わる基礎的な知識を身につけ、身近に起こる出来事について、「社会的なルール」を基準に評価することのできる思考力を養う</li> <li>成熟した市民として、裁判や選挙など、社会で定められた手続きに沿って、社会にはたらきかけていく実行力を身につける。そのうえで、国際社会の中で異なる文化をもつ人々と共生し、人権に配慮しつつ、市民として責任ある行動をとることのできる人間性の確立を目指す</li> </ul>
	② 経済・経営・社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済、経営、会計の基礎知識を修得することで、私たちの暮らしを支えるさまざまな活動を理解するとともに、社会の一員として生活を営むために必要な分析力や論理的思考力を獲得する</li> <li>現代の社会全体が抱える諸問題を多角的に分析できる広い視野を身につけ、他者の立場に配慮しながら、自ら進んでその解決に乗り出すことのできる人間性を身につけることを目指す</li> </ul>
(4) 人間と自然	① 健康・こころ・からだ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の生活を振り返り、「健康」の意味を考えることを通じて、人間の心身の仕組みと働きの基礎を理解する。これらの知識は、長い人生を生きていく上で、自分や家族、社会の幸福や健康を維持・増進していくために必要な力となる</li> </ul>
	② 自然と環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然と環境の仕組みについて総合的に理解し、自然科学の基本的知識を身につける</li> <li>それらを通じて、災害対策、地球温暖化問題や放射能汚染の問題など、環境にまつわる地球規模の課題の解決に向けた取り組みについて考え、「自然」との共生を軸に据えた、これからの時代にふさわしい世界観・倫理観・文明観・人間性の獲得を目指す</li> </ul>

各学部（心理学科通信教育課程含む）の専門科目は、個人の関心・能力に応じて選択した学科・コースの科目を通して、専門分野に関わる研究方法を身につけるとともに、専門分野の周辺領域の諸学問を学び、個人の専門研究の充実と結実をもたらす課程として位置づけられる。各学科の専門科目は、複数の領域に分けられ、学年進行に伴い各学科の専門性が増す仕組みになっており、すべての学部・学科においてカリキュラムマップ科目ナンバリング制度を整え、学生の体系的・系統的な履修を意識させる工夫を行っている。（根拠資料4-7【ウェブ】）

学びの段階としては、1回生時には「研究入門ゼミ」等の少人数の演習を中心に情報収集

## 第4章 教育課程・学習成果

やレポート作成、発表の基本を身につけ、各学部に応じた基礎科目を学ぶ。教員によるアドバイザー制度やオフィスアワーなどを活用して、学生が専門的な学問領域に興味を持ち、自主的に学修を進める姿勢を形成しやすくなるように指導している。また、学年進行の途中で2・3回生でコースやテーマ選択を行う学科もある。コースやテーマを選択したのち、各コースなどに対応した基礎的な知識や方法論を学び、3・4回生で専門に関わる高度な知識や技術を身につけるとともに、自身の問題意識に基づいて研究を展開し、実習・研修等で学びを定着させていく。その集大成として4回生時に「卒業研究」の完成や資格取得をめざすようにカリキュラムを編成している。これに加え、学修を支える科目群として概説科目などを段階的に配置し、カリキュラム全体として学年進行に従って個々の興味に応じるとともに、コースやテーマの選択で修学したい専門性の自発的な絞り込みを行い、各分野のより専門的で高度な知識や技術が獲得でき、かつ学問の幅と奥行きを感じることができるようカリキュラムを構成している。(根拠資料4-7【ウェブ】)

また、高大接続への配慮として推薦入試をはじめとする年内に実施する選考区分により入学手続きを完了している入学予定者には、4月からの学修をスムーズにすすめられるようにするため、教務委員会にて検討し設定した「入学前教育プログラム」を提供している。(根拠資料4-10)

本学では各学部において上記の通り教育課程の編成を行っており、例えば現代ビジネス学部経営学科の教育課程は次のとおりである。

### 現代ビジネス学部経営学科

科目区分		卒業要件
基礎教育科目群		基礎教育科目群より必修科目 14 単位、教養教育科目群より必修 3 単位、キャリア教育科目群より必修 2 単位、基礎教育科目群・教養教育科目群・キャリア教育科目群より選択必修 27 単位以上、専門教育科目群必修 26 単位、専門教育科目選択必修 52 単位以上(うち専門教育科目群より 32 単位以上)を修得し、124 単位以上修得すること。
教養教育科目群		
	人間と知の伝達	
	人間と文化	
	人間と社会	
	人間と自然	
キャリア教育科目群		
科目群	必修科目	
	専門教育科目群	
	専門関連科目群	

## 第4章 教育課程・学習成果

各研究科では共通科目と専攻領域科目からなるコースワークおよび特別研究あるいは課題研究からなるリサーチワークを連動して履修するカリキュラムとなっている。コースワークとリサーチワークは、各研究科内で専攻・テーマごとに設定されている科目群で研究を補助していけるよう、バランスよく配置している。(資料4-11【ウェブ】)

本学では各研究科において上記の通り教育課程の編成を行っており、例えば現代ビジネス研究科の教育課程は次のとおりである。

### 現代ビジネス研究科マネジメント専攻博士前期課程

領域等	修了要件
共通科目	共通科目から必修4単位、研究指導から必修8単位に加え、共通科目、企業マネジメント領域および公共マネジメント領域から選択必修18単位以上を修得すること。 以上の合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、学位論文審査および最終試験に合格すること。
企業マネジメント領域	
公共マネジメント領域	
研究指導	

現代ビジネス研究科マネジメント専攻博士前期課程は上表の通り教育課程を編成している。「企業 マネジメント領域」および「公共マネジメント領域」の科目群は、領域を越えた柔軟な科目履修ができるようになっており、自らの研究テーマにあわせ、多面的に研究を深めることができる編成となっている。

### 現代ビジネス研究科マネジメント専攻博士後期課程

領域等	修了要件
企業マネジメント領域	企業マネジメント領域および公共マネジメント領域から4単位以上を修得。 研究指導を担当する教員による必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、学位論文審査および最終試験に合格すること。
公共マネジメント領域	
研究指導	

現代ビジネス研究科マネジメント専攻博士後期課程は上表の通り教育課程を編成している。博士前期課程で修得した知識をさらに専門的・理論的に高度化し、あわせて、担当教員による「研究指導」を受けることにより、教育研究に必要な指導能力や研究能力、また高度

なマネジメント能力を身につけるように編成している。

### 4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学部および大学院は、それぞれのカリキュラムポリシーに基づいて、学士課程や修士課程・博士課程に相応しい教育内容を提供している。本学が実施する学習の活性化・効果的な教育を行うための取組みを下記に述べる。

#### 【高校教育から大学教育に円滑に移行するための取組み】

学部学生に対する、高校教育から大学教育に円滑に移行できるような配慮は、教養教育科目、専門教育科目ともに行われている。学生は専門教育科目において「基礎演習」や「研究入門ゼミ」等の名称で開設する1回生ゼミにおいて、資料の扱い方、口頭報告の方法やレポートの書き方、ディスカッションの仕方などの専門領域に関する基礎的技能を学習する。

(根拠資料4-12)(根拠資料4-13) また、教養教育科目群においては、「日本語表現」「数学演習」等の科目により、初歩的なリテラシーの習得と基礎学力の向上を図る。(根拠資料4-14)(根拠資料4-15) 「基礎演習」や「日本語表現」「数学演習」はいずれも少人数クラスで行われ、その学習効果を保証している。また、広く教養教育の学び方と大学で学ぶための基本姿勢を身につける科目として「教養入門」を置き心理学科を除く全学科で必修としている。(根拠資料4-16)

#### 【授業の効果を高めるための取組み】

授業形態あるいは授業科目ごとに、それぞれの特性から適切な受講者数(定員)を教務委員会において設定し、効果的に学修がすすめられる環境を整えている。(根拠資料4-17) 毎年、3月に受講登録、4月・9月に受講登録訂正期間を設けており、学生の受講状況などを見て、受講者数に相応しい教室規模への変更や、受講登録が多い場合はクラスの分割など、より教育効果が期待できるよう柔軟に対応している。これらの変更についても、学生専用ポータルサイトやホームページを通じて学生に告知している。

また、「英語」「数学演習」等の基礎的な科目においては、より学習効果を高めるため、習熟度別クラスを編成し、クラス分けのために入学後、新入生全員を対象にしたプレースメントテスト等を実施している。(根拠資料4-18)

#### 【学生への指導体制】

入学後は、各年度末(回生が上がる前)に学科別履修ガイダンスを実施し、教員・職員が丁寧な履修指導を行っている。(根拠資料4-19) また、各学科各回生のゼミ等の基幹科目を担当する教員をクラスアドバイザーとし、学務各課、学生支援課、キャリアセンター等が提供するデータと、出席状況や単位修得状況などから、各学期開始直後に学生の個別修学指導を実施している。系統的で継続性のある効果的な学修を実現する観点から、一部の科目に履

修制限を設定している。

教員の指導能力向上のための取組みとして、例えば看護学部では2017年度から、実習指導者と看護教員の連携、実習指導者と看護教員双方の指導能力の向上を推進するために「協働学習会：より良い看護学実習について共に考える会」を立ち上げた。（根拠資料4-20）この学習会は、実習指導者と本学の看護教員が「臨地実習における看護学生の良質な学習経験をもたらす教育実践について、語り合いや学び合いを通して協働的に探求することを志向し、対話を重ねていくことを目的としている。現在、年に5回、1回で2時間程度の学習会であるが、これまで「看護学実習における看護現象の教材化」「効果的な実習展開を導く教授行為」「学生が良質な学びを経験するための学習環境」「実習評価の方法論とルーブリックの活用」などをテーマに行っている。現在は、2回生の基礎実習～4回生の総合看護学実習のメイン実習フィールド病院の1施設のみであるが、各病棟の実習指導者と実習担当教員が参加し、双方から肯定的な評価を得ている。また、これらの取り組みを共同研究として学会に発表することが確定している。

研究科では、全大学院生に配布する「履修の手引き」にて、研究指導方法や論文執筆・研究計画書提出等のスケジュールを明示している。（根拠資料4-11【ウェブ】）入学時のガイダンスでは履修の手引き等を用いて、学生に対し研究科での指導内容等について説明を行っている。在学生に対しては、研究計画に基づきながら適切な学習指導を行っている。

なお、看護学研究科博士前期課程専門看護師コースでは、特定の課題についての研究成果（課題研究報告書）をもって、修士論文に代えることができるとしている。この場合、大学院生は看護の現場における実践を通じた詳細な事例研究と検証を行い、これに対し、研究指導教員は定期的に実習状況・内容、レポートなどによる評価を行い、大学院生に対する指導を行う。

### 【シラバスの作成と活用】

大学全体として、シラバスに基づいた授業を実施している。全学統一様式のWEBシラバスシステムを導入しており、授業の内容、教育目標、テーマ、授業の到達目標、授業計画（スケジュールと各回のテーマ）、授業以外の学修方法、テキスト、参考書、成績評価の方法、履修条件等、専任・兼任を問わず、すべての科目担当者がすべての科目について記載することとしている。（根拠資料4-21）シラバスの内容は、第三者のチェックという趣旨から、あらかじめ教務委員が担当学科の開講科目すべてについて校正を兼ねて目を通すこととしている。このことは、教務委員会にて確認されており、責任主体は教務部長である。

心理学科通信教育課程においては、シラバスは、通信教育課程の教育プログラムについて審議する通信教育課程会議、通信教育課程委員会等でその作成要領を確認し、非常勤講師も含め配付し、統一された要領にて作成されている。

### 【単位の実質化と学習時間の確保】

各学部・学科では、履修が適正に行われるよう CAP 制を導入し、各回生の科目登録に上限を設定している。1年間の登録単位数の上限は、予習・復習の確保にも無理がないよう、すべての学科・回生において 50 単位未満に設定している。(根拠資料 4-22【ウェブ】)

また、学生による学習の活性化や学習時間の確保のために、2017 年度よりポートフォリオシステム「KT-note」を導入している。(根拠資料 4-23【ウェブ】) ここでは WEB を通じて教員から学生への課題提示・指示、動画も含めた資料の配布・提示などや、学生からの課題提出、ミニッツペーパー的な質問や感想の提出など、授業時間外の学習を促す仕組みが取り入れられている。また、学習支援システム「educa」の導入により空き時間などを利用しながらスマートフォンで学習ができる仕組みも用意・活用している。(根拠資料 4-24【ウェブ】) さらに、2021 年度には学習支援の新システムの導入を検討しており、より学生が使いやすいような学習環境を整える予定である。

### 【学生の主体的参加を促すための取組み】

学生の授業参加の主体性を促すため、各学科ではその特性に応じ、授業内でのグループワークや他学科の学生と交流しながら学ぶ共通科目の設定、PBL などの手法を取り入れ、また実地研修など実物や現場に接する学外研修など、それぞれが工夫に努めている。

一例として文学部では正課の授業として専門演習とは別に 1 回生から 3 回生までを対象として「キャリアゼミ」を設けている。社会人としての素養や主体的に学ぶ姿勢を身につけることを目的に、PBL (Project Based Learning) や学外体験プログラムなどを通じて、協調性やコミュニケーション能力の涵養を行っている。さらに、正課外の活動として 3 回生時の時点で百冊の本を読むことを課す「多読百遍」プログラムがある。この取組みでは、専門書籍だけでなく、教養、キャリア関連書籍を含め、課題図書 100 冊読破をめざしている。独自のワークシートを使った振り返りや、各ゼミのアドバイザーや LA の指導を受けることで、知識の定着だけでなく、論理的思考力など社会で生かせる力を意識的に鍛えており、一部の学生は 3 回生の前期の時点で百冊を達成している。(根拠資料 4-25【ウェブ】)

## 5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

### 【成績評価と単位認定】

本学では成績評価の基準を定め、成績評価の妥当性、客観性を担保するとともに、教務委員会等にて定期的に点検を行うことにより、教育内容および教育方法の改善につなげることとしている。各科目の成績評価は具体的にはそれぞれ異なるが、平常点(授業中の発表や授業参加度)、提出課題、試験、レポートなどによって適切に行われ、その方法はシラバスによってあらかじめ学生に明示している。(根拠資料 4-12)

講義科目は、90分・15回の授業を受講し、成績評価が60点以上の受講生に2単位を認定する。成績は、すべて100点満点の数値によって記録され、評価は、90点以上が「S」、89～80点が「A」、79～70点が「B」、69～60点が「C」、59点以下が「D」＝不可、入学前や他の教育機関における学習の単位認定の場合は「N」などとし、厳格に区別している。それぞれGPAの得点(4～0点)に換算して、学生の個別指導の指標として活用している。(根拠資料4-26【ウェブ】)

成績評価基準については、あらかじめシラバスに明示した上で、原則として担当教員の判断に委ねている。複数の教員が関わる科目の場合、評価が大きく異なることのないよう教員間の基準や調整は教員に委ねられている。本学では、1単位の学習時間を、講義・演習の場合15～30時間までの範囲、実習の場合30～45時間の範囲を目安としている。1セメスターにおける各科目の授業回数は、試験を除いて15回を確保している。なお、科目特性にあわせて、一部の講義・演習科目では8回で1単位の科目を実施する場合もある。集中講義の場合は、15時限で同様の認定としている。(根拠資料4-22【ウェブ】)

海外留学等に関わる既修得単位の認定は、履修済み科目と申請科目のシラバスの整合性を点検し、適合したもののみを教授会において認定する「個別認定」方式をとっている。編入学による先修大学での修得単位の認定は、包括認定と個別認定を組み合わせで行っている。また、所属学生全員が海外への留学を行うことを前提とする国際英語学部国際英語学科では、単位認定についてさらに次のような措置・配慮を行っている。

留学プログラムに対する「単位認定基準」を作成し、留学先で受講したクラスの難易度をCEFRもしくはIELTSを基準に本学の成績に換算することで、国別・実習先別・クラスレベル別のばらつきなく平等に成績評価ができるよう配慮している。(同じく留学プログラムを導入している文学部と現代ビジネス学部経営学科も同様)(根拠資料4-27)さらに、国際英語学部ではモチベーション高く学習する英語力の高い学生に対する帰国後の基礎的な内容の科目の必要性等を検討した。これを受けて、TOEIC対策に終始せずにより高い英語運用能力を獲得させるための取組みの一環として、TOEICで一定点数取得する学生に対しては、特定の科目の単位を認定する制度を導入し、学生の学習の進捗にあったモチベーションの維持・向上に努めている。(根拠資料4-28)

本学では、次の①～③に該当する場合は、教授会の議を経て、あわせて60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位と認めている。①本学に入学する以前に他大学等で修得した単位等の認定、②在学中に他大学等で修得した単位の認定および大学以外の教育施設における学修の認定、③技能審査・検定等に合格した場合の単位認定。(根拠資料4-29【ウェブ】)

また、全学的な対応として、成績に関する疑義申し出期間を設定しているほか、学生自治会を中心として学生の意見を大学側に申し出る教学懇談会を設けている。(根拠資料4-26【ウェブ】)

### 【卒業認定・修了認定と学位授与】

本学では、学則、大学院学則、学位規程等に従い、適切に卒業認定・修了認定を行っている。学位授与に関しては、ディプロマポリシーを明文化し、公表している。卒業・修了の認定は、修得された単位数と学修成果が規程に適合しているかについて教務委員会で確認した後、学部教授会（大学院の場合は研究科会議）、大学評議会（大学院の場合は大学院委員会）において適正に判定している。（根拠資料4-30）（根拠資料4-31）

心理学科通信教育課程においては、通学課程と共通の学位授与方針に則り、定められた卒業要件を満たした学生に対して学位授与を行っている。通信教育課程の教育活動について審議する通信教育課程会議において、対象学生の状況を確認のうえ、通信教育課程委員会に諮り、卒業の許可と学位授与について学科全体で審議・決定している。（根拠資料4-32）

### 6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、教育の成果を可視化し、教育改革を恒常的に実施することを目的として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つのポリシーに基づいたアセスメントポリシーを定め、学生の学習成果を評価することとしている。学習成果の評価は、学生の入学時から卒業時を視野に入れ、機関（大学）レベル・教育課程（学部・学科）レベル・科目レベルの3段階で、さまざまな評価指標を用いて行うこととしている。（根拠資料4-33【ウェブ】）

また、学習成果の把握を行うために具体的に次のような措置・取組みを行っている。

### 【成績評価】

成績評価については、成績評価の基準を定め、成績評価の妥当性、客観性を担保するとともに、教務委員会等にて定期的に点検を行うことにより、教育内容および教育方法の改善につなげることとしている。そのうえで、学生が各学部・学科の教育目標と卒業・修了の要件を深く理解するために「履修の手引き」にカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを記載すると同時に、各科目の教育目標なども明示し、入学時や進級時に履修ガイダンスを行っている。また、個別科目の成績評価に基づいた全学統一基準によって算出されるGPAを導入している。（資料4-26）さらに、卒業・修了時の「卒業研究」（卒業論文・卒業制作）あるいは修士論文を厳格に評価することによって、各学科や専攻が掲げるそれぞれの教育目標に照らしてどの程度学修成果が上がったかの評価を行っている。

### 【アンケート・アセスメントテスト等】

本学では成績評価以外にも学生に対するアンケート・アセスメントテスト等を通じて学生の学習成果の把握に取り組んでいる。特に「成長実感レポート」「授業アンケート」「卒業時調査」では、各調査独自の項目に加え、各学部学科のディプロマポリシーに対する成長度の項目を設け、在学中の各時点における学生の学習成果の把握を行っている。「成長実感レ

ポート」は、学期ごとに実施しており（根拠資料4-34）、学生が自らの学習成果を振り返り評価を行う。さらに、それをポートフォリオ化して自ら継続的にチェックできるようにしている。「授業アンケート」は、その授業の教育目標や達成目標に対し、各自がどの程度達成できたか、学生自身による自己評価を中心に実施している。（根拠資料4-35【ウェブ】）「卒業時調査」は卒業時の評価として卒業式前日に実施し（根拠資料4-36）、集計・分析を行ったうえで各学部とその結果とともに改善を検討すべき点などを知らせ、教学改善にも生かしている。

また、外部のアセスメントテスト等を活かした取組みも行っている。学部の1・3年生を対象に各種の一般常識を問うPROGテストを課しており（根拠資料4-37）、その結果は学生に返されて2年越しの自らの成長・評価の参考にされる。学科ごとに学生の様相を分析・把握し、教育・指導にも生かしている。さらに、基礎科目として位置づけられている英語の授業では、TOEICの受検を授業の一環に組み入れており、これも学生が自身の到達度を測る指標となっている。

また、心理学科通信教育課程においては、通信教育課程の学生の多くは、社会人であり、入学目的も非常に多様である。したがって、一律の学習成果を測定することは難しいが、2019年度より在学意識調査を実施。履修相談の利用状況、授業形態（eラーニング授業、テキスト授業、スクーリング授業）ごとの理解のしやすさなどについて調査を行った。（根拠資料4-38）

### 7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

本学では全学自己点検・評価委員会およびその下に置かれるFD委員会を中心に、4年・3年の定期的な自己点検・評価を実施し教育課程等について定期的に検証している。この全学自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果を受けた2016年認証評価では、人間発達学部児童教育学科の、1年間に履修登録可能な単位数上限の改善が努力課題として付された。同学科と同学科の改組後の発達教育学部児童教育学科では、自己点検・評価委員会の提起もと科目内容・単位数・配当年次等の見直しを行い、単位数の上限改善を行った。これにより同学科で単位の実質化についての改善がなされたこととなる。（根拠資料4-39）なお、全学自己点検・評価委員会による提起後も、取組みの経過は同委員会にてモニタリングを行っている。また、2019年4月より内部質保証推進委員会を設置したことにより、今後は全学自己点検・評価委員会の点検・評価結果を受けて、内部質保証推進委員会が改善・向上の取組みを推進することとなる。

さらに、各学部・研究科にも自己点検・評価委員会およびFD委員会を設置し、検証を行っている。（根拠資料4-40）（根拠資料4-41）（根拠資料4-42）こうした各学部・研究科の自己点検・評価については、全学自己点検・評価委員会に報告される。また、全教員向

けのFD学習会や「たちばな教育サロン」を毎年実施するとともに（根拠資料4-43）（根拠資料4-44）、全学部で学部主催のFD学習会、授業公開と検討会などを実施している。

（根拠資料4-45）さらに、各教員が毎年自らの授業の現状・課題や改善点についてまとめそれを集約し、教員間で情報やノウハウを共有するために「京都橘大学授業改善集」（根拠資料4-46）を刊行している。

一方、学生に対して1年に2度の「成長実感レポート」を実施し（根拠資料4-34）、その結果をKT-note上に記録、各教員が閲覧できるようにするだけでなく、学生自身が学びの成果を確認でき、今後の成長の方向性を定めることができるようなポートフォリオ機能の一部としている。

また、前期・後期の各セメスターにおいて学生に対し「授業アンケート」を実施し（根拠資料4-35【ウェブ】）、教育成果の検証と授業の改善等の検討の材料としている。同アンケートでは、共通項目と授業ごとの教育目標に沿った設問項目を設けて客観的な数値に基づいた定量的評価とあわせ、自由記述欄を設けて幅広い意見の聴取を行っている。結果については、各教員が確認しコメントを提出することで、学生へのフィードバックや授業の見直しに関して有効に機能している。

さらに、本学の看護学部では上記の点検・評価のための仕組みに加え、カリキュラムの検討や学習成果の点検・評価を行う学部内組織としてカリキュラム委員会を設置している。

（根拠資料4-47）カリキュラム委員会では、学生の学習状況や学習成果について委員間で情報・検討をはかるとともに、情報共有が必要な内容に関しては、適宜教授会で報告をし、全教員へ周知徹底に努めている。さらに2019年度からは、教育目標の各区分に区分リーダーを設けている。区分リーダーは各教育目標の達成に向けて効果的な授業が実施されているかをチェックするとともに、各科目のコーディネーターから相談があれば、関係教員を招集し問題解決に当たるなどの役割を担っている。くわえて、区分リーダーはカリキュラム委員会の構成員であるため、各区分の状況や問題を適宜カリキュラム委員会で報告し、学部全体として問題解決に当たる必要がある場合は、カリキュラム委員がその役割を担う体制を取っている。さらに、新カリキュラム検討ワーキンググループにより2018年度からカリキュラム評価のシステム構築に向けた検討も始めており、今後は評価を可視化できるシステムの構築に向けてカリキュラム委員会で継続的に審議していく予定である。このように、ボトムアップ、トップダウンの両面から、PDCAサイクルを組織的体系的に展開できるような体制作りに努めている。また、カリキュラム委員会では、看護学部独自の実習アンケートの集計を行っており、アンケート結果は教授会等で教員に周知するとともに、毎年実施している実習連絡協議会にて実習施設の方々と共有をしている。実習連絡協議会では、実習概要を説明するだけでなく、実習アンケートの結果等も踏まえながら実習場面で遭遇する事例に関して教員と実習施設の参加者と直接意見交換する場を設けている。そのことで、臨地実習における課題・対策がより明確になり、実習指導の質の向上に役立っている。実習連絡協議会の企画・運営は、カリキュラム検討委員会が行っているが、実習連絡協議会で明確化さ

れた課題に関しては、必要に応じFD委員と連携し、FD学習会に反映するなど問題解決に向けた体制を取っている

### 2 長所・特色

教養教育におけるリテラシー教育の1クラスあたりの人数を絞る、初年次から4回生までの4年間を比較的少人数のゼミを設定するなど、学生の学修に対して常に目が行き届くような教育体制を整備している。併せて、KT-noteをはじめネット環境やスマートフォン等を利用した学生が随時予習や復習、補習ができる仕組みを用意して、課題を与えることで適切な学習時間を確保する努力をしている。

毎学期「授業アンケート」の結果に対して各担当教員自らが改善・向上に向けた取り組みを書いて公開している。さらに毎年度授業やゼミの実施方法と改善点などを各教員が文章化して記した「京都橘大学授業改善集」を刊行しているなど、教員単位の点検・評価に組織的に取り組んでいる。

### 3 問題点

各年度の卒業生を対象に卒業式前日に実施する「卒業時調査」と、学生自身の主観評価である「成長実感レポート」で半年ごとに実施し、第三者機関に依頼してデータの集計・分析を行っている。その結果を各学部・学科の教員に返し、改善課題を見出すようなサイクルを構築しつつある。また、学位授与方針に掲げる各項目のそれぞれについて、学生自身が到達状況を把握でき、必要な科目の履修を促すシステムの構築を検討したい。

単位制度の原点に立ち返り、授業外学習時間確保がより適切に行われる工夫が必要である。各授業において授業外学習がどのように行われているかの確認を適切に行うとともに、標準の上限単位数と成績優秀者の上限単位数の2段階に設定することや、 Semesterごとに受講登録単位数の上限を設定するなど、CAP制をあらためての見直すなどにより、同一学期に履修できる科目数を減少させる工夫などが必要と考えられる。

入試形態の多様化や入試倍率の動向によって生じる入学時からの学生間の学力差の顕在化に対して、eラーニング等を含め学習支援のためのより手厚い仕組みが必要と考えられる。

大学院の履修の手引きでは、履修指導方法や、研究計画書・論文提出のスケジュールが示されているが、履修指導方法の記載内容は研究科によってばらつきがある。今後は履修の手引きに記載する内容を研究科間で一定程度統一した形で充実させ、履修の手引きが本学の実態に合った形で履修指導計画として機能することが望ましい。

学生の学習成果の把握を行うために、全学的なアセスメントポリシーを定めている。今後、全学的な方針に基づいて、各学部・研究科にて学習成果の把握と、改善を実施するという、アセスメントポリシーを中心としたPDCAサイクル構築が重要である。

### 4 全体のまとめ

自己点検・評価委員会の提起のもと、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーの3つのポリシーの見直し・改善を2015年度に行った。この見直し・改善は、教学理念および大学・大学院の目的からディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーの一貫性をより強めることを企図しており、教学理念および大学・大学院の目的実現と教育の充実に資するものであった。

そのうえで、2019年度より履修に関する情報はWEB上で示し、今日的なニーズに対応するとともに、教育目標やカリキュラムをより詳しくわかりやすく紹介している。さらに、新年度が開始する前に、学科ごとに履修ガイダンスを開催し、履修モデルを示しながら、各学科や研究科の各専攻での学びの内容を周知徹底している。

毎年刊行する『大学案内』やオープンキャンパスでも、教育目標やカリキュラムの特色などについて、写真やイラストを入れてわかりやすく説明し社会に広く公表している。大学院への入学希望者には「大学院案内」を配布するとともに、説明会を年に2回設け、研究科の教育目標、カリキュラム、入試内容などについて説明を行っている。

現状では、初年次から4回生までの4年間を、比較的少人数のゼミを設定し、学生の学修に対して常に目が行き届くような教育体制を整備している。併せて、ネット環境やスマートフォン等を利用し、学生が随時予習や復習、補習ができる仕組みを用意して、課題を与えることで適切な学習時間を確保する努力を継続している。

### 根拠資料

- 4-1 京都橘大学学則
- 4-2 京都橘大学院学則
- 4-3 京都橘大学学位規程
- 4-4 2014年度部長会資料「3つのポリシーの見直しについて」
- 4-5 学部・大学院（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/faculty/index.html>
- 4-6 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針
- 4-7 履修の手引き 全学部（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/>
- 4-8 2020年度大学案内
- 4-9 2020年度大学院案内
- 4-10 2020年度入学前教育について
- 4-11 履修の手引き（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/student/registrar/courses/index.html>
- 4-12 シラバス 基礎演習
- 4-13 シラバス 研究入門ゼミ
- 4-14 シラバス 日本語表現
- 4-15 シラバス 数学演習
- 4-16 シラバス 教養入門
- 4-17 2020年度開講科目・クラス数算定ガイドラインについて
- 4-18 2019年度入学式前後の行事概要
- 4-19 2019年度履修に関する指導について
- 4-20 医学書院「看護教育」一部抜粋
- 4-21 2019年度シラバス作成要領について
- 4-22 履修の手引き 第3章受講登録（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/enroll.html>
- 4-23 履修の手引き WEBシステム 学習支援システムKT-note（大学ホームページ）  
[http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/system/kt\\_note.html](http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/system/kt_note.html)
- 4-24 履修の手引き WEBシステム 学習支援アプリ educa（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/system/educa.html>
- 4-25 キャリアに強い文学部へ進化（大学ホームページ）  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/faculty/let/brand\\_new.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/faculty/let/brand_new.html)
- 4-26 履修の手引き 第5章試験・成績（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/record.html>
- 4-27 国際英語学部「SAP」留学プログラムの単位認定について

## 第4章 教育課程・学習成果

- 4-28 国際英語学部における英語技能審査・検定等に合格した場合の単位認定の改定について
- 4-29 履修の手引き\_第2章単位 (大学ホームページ)  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/unit.html>
- 4-30 2018年度卒業・資格判定資料
- 4-31 2018年度修士学位審査・資格判定・博士学位審査資料
- 4-32 2018年度通信教育課程卒業判定資料
- 4-33 京都橘大学アセスメントポリシー (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/faculty/policy/assessment.html>
- 4-34 成長実感レポート (2019年前期のふり返し) の実施について
- 4-35 授業アンケート (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/evaluation/anquet.html>
- 4-36 卒業時アンケートへのご協力をお願い
- 4-37 2019年度社会人基礎力テスト PROG の実施について
- 4-38 通信教育課程在学意識調査の実施について
- 4-39 2016年度認証評価の努力課題・指摘事項への対応
- 4-40 京都橘大学学部自己点検・評価委員会規程
- 4-41 京都橘大学大学院研究科自己点検・評価委員会規程
- 4-42 京都橘大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 4-43 2018年度全学FD学習会報告 表紙
- 4-44 たちばなサロン案内
- 4-45 2018年度文学部FD活動報告
- 4-46 授業改善集 (学部)・大学院教育改善報告集 表紙
- 4-47 京都橘大学看護学部カリキュラム委員会規程

## 第5章 学生の受け入れ

### 1 現状説明

#### 1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

本学では、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを踏まえ、大学全体・大学院全体のアドミッションポリシーを次のように制定している。

##### 京都橘大学アドミッションポリシー

京都橘大学は、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

- ① 大学での学習にふさわしい強い知的好奇心を持ち、入学後もその持続・発展が期待できる者。
- ② 高等学校までの学習に地道な努力を重ねてきた者。
- ③ 京都橘大学の教学理念および大学の目的に深い理解と強い共感を持ち、そのなかでの4年間の学習を熱望する者。

##### 京都橘大学大学院アドミッションポリシー

京都橘大学大学院は、各専攻・課程に入学するにふさわしい学士課程または修士課程レベルの学識を有するとともに、本学の教学理念および各専攻・課程の目的に深い理解と共感を持ち、本学大学院での学修を熱望する入学者を求める。

アドミッションポリシーは、大学全体・大学院全体のものだけでなく、各学科、各研究科の専攻・課程にて、それぞれのディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを踏まえて制定し、大学ホームページにて公開している。(根拠資料5-1【ウェブ】) 求める学生像(能力や態度・資質)やそれぞれの課程に入学するにあたり修得しておくべき知識等は、学部においては学科ごとに、大学院においては研究科の専攻・課程ごとにアドミッションポリシーに明示している。例えば本学文学部では学部内の3学科それぞれで次のようにアドミッションポリシーを制定している。

##### 文学部日本語日本文学科

文学部日本語日本文学科は、教学理念および学部・学科の教育研究上の目的に則り、日本語による表現力を高め、日本文化をよく知ることによって、社会における多様な文化や価値観を大切にし、自ら問題を解決できる人材を養成することをめざしている。この教育目標を達成するために、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

- ① 日本語や日本文学に関心を持ち、学習に対する意欲を持つ者。
- ② 日本の文化を幅広く知り、論理的思考を身につけたいと希望する者。
- ③ 日本語日文学コースを学ぶ上で必要となる、日本語の表現力・読解力に関する基礎的な能力を有する者。書道コースについては、これに加え、古典・古筆へ直接アプローチする真摯な姿勢と基礎的な技法とを有する者。

### 文学部歴史学科

文学部歴史学科は、教学理念および学部・学科の教育研究上の目的に則り、歴史を深く学び、市民・社会人として必要とされる知識・教養ならびに道徳観や人間性を身につけ、グローバル化した社会で多様な文化、人々と共生し、問題解決能力と判断能力を備えた人材を養成することをめざしている。この教育目標を達成するために、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

- ① 知的好奇心が高く、本などを読むことを通して、積極的に知識・情報の獲得に努めることのできる者。
- ② 歴史につよに関心を持ち、人類が作り上げてきた社会・経済・政治・文化に対する深い理解と、現代社会に生きる人としての豊かな人間性を身につけ、社会に貢献したいと希望する者。
- ③ 歴史を学ぶ上で必要となる、国語や外国語、歴史等について基礎的学力を有する者。

### 文学部歴史遺産学科

文学部歴史遺産学科は、教学理念および学部・学科の教育研究上の目的に則り、歴史遺産についての知識、技術を身につけ遺産の保全や活用できる人材を養成することをめざしている。この教育目標を達成するために、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。

- ① 身近なものについて、つねに関心を持ち、入学後に興味のあることについて深く追求できる者。
- ② ものの成り立ちに関心を持ち、人類が残した社会・文化のことがらの変遷を理解したいと希望する者。
- ③ 歴史遺産にまつわるものを理解するうえで必要となる、歴史、文化についての基礎的学力を有する者。

アドミッションポリシーは大学ホームページだけでなく、受験学年の資料請求者全員に配布される『入学試験要項』（根拠資料5-2）『京都橘大学大学院案内』（根拠資料5-3）にも記載しており、広くかつわかりやすく周知している。

## 2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

本学は、多様な人材の確保をねらいとして、アドミッションポリシーに基づき、選抜方法の多様化、受験機会の複数化などによって、受験生のさまざまな個性や能力、適性、意欲を評価することを主眼に多様な選抜方法をとっている。具体的には、一般入学選考に加えて、AO入学制度（根拠資料5-4）、特別推薦入試（併設校対象）（根拠資料5-5）、特別推薦入試（教育連携協定校対象）（根拠資料5-6）、指定校推薦入試（根拠資料5-7）、公募制推薦入試〔併願制〕〔専願制〕（根拠資料5-2）、特技推薦入試〔書道部門〕〔スポーツ・文化部門〕（根拠資料5-2）、総合学科・専門学科推薦入試（根拠資料5-2）を実施している。

## 第5章 学生の受け入れ

また、一般入学選考では一般入試前期日程・後期日程、センター試験利用入試前期日程・後期日程を、特別入学選考では海外帰国生徒入学試験(根拠資料5-8)、社会人入学試験(根拠資料5-9)、外国人留学生入学試験(根拠資料5-10)、編入学試験(根拠資料5-11)を実施している。

受験者の選抜方法としては、AO入試や推薦入試において、特に文部科学省の提起する学力の3要素を多面的に評価できる方法も設けている。たとえば、AO入学制度では、第一次選考として小論文試験を課し、大学で学ぶのに必要となる学力、適性、表現力を測り、第二次選考で事前に提示する学科独自の課題に取り組み、そのプレゼンテーションを含む面接を実施する。これにより、志望動機の明晰性を確認し、志望学科での学修への意欲や学力水準の把握に努めている。また、総合学科・専門学科推薦入試やセンター試験利用入試では、英語4技能の資格・検定の活用など、外部資格の活用ができる制度を設けている。(根拠資料5-2)

大学院については『大学院案内』に入試要項を記載し、アドミッションポリシーに基づき、各研究科・専攻に応じた入学者選抜を実施している。

入学者選抜の実施体制としては、本学では、学長を委員長とする入試委員会(根拠資料5-12)を置き、入学者選抜方法の適切性を検証するとともに、各年度の入試制度を策定している。学部の合否判定は、入試委員会で原案を策定し、学長が議長を務める大学評議会(根拠資料5-13)で審議・決定している。大学院の合否判定は、各研究科会議メンバーである試験実施担当者が選考案を作成し、入試委員会および学長が議長を務める大学院委員会(根拠資料5-14)で審議し決定する。入試の結果は、各年度の入試終了後、受験・合格・入学者数や得点状況などを『入試ガイド』や『大学院案内』、入試サイトに掲載して公表している。また、学部の公募制推薦入試、特技推薦入試[書道部門]、一般入試およびセンター試験利用入試については、受験者本人からの入試成績の開示請求を受け付け、開示を行っている。本学では以上のような手続きと方法により、入学者選抜の適切性と透明性を確保している。

こうした入学者選抜の結果、各選考区分でバランスよく入学者を確保することにより、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れている。(根拠資料5-15)

また、本学の通信教育課程(心理学科)においては、入学選考では、出願時に提出される志望理由書と成績証明書による総合判定において合否を決定している。特に志望理由書は、本学において何を目的に心理学を学びたいのか、それはどのような経験に基づくものなのか、卒業後に本学で修得した知識やスキルを社会活動においてどのように活かしていきたいのかの意思確認を目的として提出を求めている。それらの資料をもとに、通信教育課程会議にて審議し、通信教育課程委員会に諮り、合否判定を実施している。(根拠資料5-16)  
(根拠資料5-17)

**3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

本学では、各学部とも入学定員を可能な限り下回らず、また各学科での教育活動が十分に行える範囲での学生受け入れを行うため、選考区分ごとの入学手続き率を勘案して、合格者数を検討している。また、特に2017年度入試以降、入学者数が入学定員を大きく上回ることはないよう、適切な合格者数の設定に努めている。(根拠資料 大学基礎データ表2)

収容定員に対する在籍学生数比率は2019年5月1日現在、学部合計で1.06倍、大学院修士課程・博士前期課程で0.72倍、博士後期課程で0.74倍となっている。(根拠資料 大学基礎データ表2) 各学部学科・研究科においては以下のとおりである。(いずれも2019年5月1日現在)

学部学科の収容定員・在籍学生数・収容定員充足率

学部	学科	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
国際英語	国際英語	270	273	1.01
文	日本語日本文学	310	349	1.13
	歴史	380	389	1.02
	歴史遺産	210	229	1.09
発達教育	児童教育	420	439	1.05
現代ビジネス	経営	670	711	1.06
	都市環境デザイン	560	579	1.03
看護	看護	380	421	1.11
健康科学	心理	340	351	1.03
	理学療法	252	253	1.00
	作業療法	80	84	1.05
	救急救命	200	211	1.06
	臨床検査	160	154	0.96

各学部学科においては上表の通り、定員充足率は適正な範囲に収まっている

研究科の収容定員・在籍学生数・収容定員充足率

研究科	専攻・課程	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
文学	歴史文化専攻 博士前期課程	12	9	0.75
	歴史文化専攻 博士後期課程	6	1	0.17

## 第5章 学生の受け入れ

現代ビジネス	マネジメント専攻 修士課程・ 博士前期課程	12	6	0.50
	マネジメント専攻 博士後期課程	2	2	1.00
看護学	看護学専攻 博士前期課程	16	12	0.75
	看護学専攻 博士後期課程	9	15	1.67
健康科学	健康科学専攻 修士課程	24	19	0.79

看護学専攻では長期履修を導入しており、2019年度で、博士前期課程では在籍者12人のうち長期履修を活用している院生は6人、博士後期課程では在籍者15人のうち長期履修を活用している院生は11人である。

健康科学専攻修士課程では、2019年度より長期履修を導入しており、2019年度の在籍者19人のうち長期履修を活用している院生は1人である。

### 心理学科通信教育課程の収容定員・在籍学生数・収容定員充足率

学部	学科	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
健康科学	心理 (通信教育課程)	1080	883	0.82

心理学科通信教育課程の収容定員充足率は低い水準であったが、2015年度以降毎年度改善している(根拠資料 大学基礎データ表2)。通信教育課程における直近5年の入学定員(180名)に対する入学定員充足率の平均は、0.47となっている(根拠資料 大学基礎データ表2)。直近2年であれば、0.70とこちらも改善傾向にある。定員設定のある編入学としては、3年次編入学(180名)がある。こちらは、直近5年の平均充足率は0.75。2019年度は0.55と一時的に低下しているが、これは公認心理師に対応したカリキュラムが同年度においては適用される前だったためと考えられる。2020年度には改善すると思われるが、入学定員とあわせて引き続き適正な定員管理を行っていく。

未充足の改善については、入学者の確保と退学率の抑制の両面から対策をとっている。入学者の確保については、ホームページ等での情報発信はもとより、対面での相談機会を増やし、入学後のミスマッチを可能な限りなくす取り組みを行っている。相談機会は、西日本を中心に日本各地で開催し、遠方に居住する相談者にも手厚くフォローしている。(根拠資料 5-18) 退学率の抑制については、入学相談会同様、学外の施設を利用した履修相談会を各

地で実施し、学習で困っている、あるいは学習が停滞している学生へのケアを定期的に行っている。(根拠資料5-19)

### 4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、3年または4年に一度のサイクルで全学的な自己点検・評価を行っている。点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目に沿う形で実施しており、学生の受け入れも点検・評価の対象である。点検・評価にあたっては全学自己点検・評価委員会の発議のもと、副学長を中心に実施し、認識した改善事項や長所等を全学自己点検・評価委員会に報告を行う。前回2015年度の自己点検・評価を基にした2016年度の認証評価にて、文学研究科・文化政策学研究科の定員充足率の低さが努力課題として認識された。これに対し、本学では次のような改善の取り組みを行っている。

#### 【文学研究科】

改善事項としては認識したのは、2015年5月1日現在の状況において、文学研究科博士前期課程の収容定員(28名)に対する在籍学生数(9名)の比率が低い点、同研究科の博士後期課程の収容定員(6名)に対し在籍学生が0名である点であった。これに対し、文学研究科においては、当時の言語文化専攻(修士課程：入学定員8名)と歴史学・文化財学専攻(博士前期課程：入学定員6名／博士後期課程：入学定員2名)を改組して、2017年4月に文学研究科歴史文化専攻(博士前期課程：入学定員6名／博士後期課程：入学定員2人)を設置し、1研究科2専攻から1研究科1専攻に再編成した。2019年5月1日時点で、定員充足率は前述のとおり、博士前期課程が0.75、博士後期課程が0.17となっており、博士前期課程にて改善傾向にある。

#### 【文化政策学研究科】

改善事項としては認識したのは、2015年5月1日現在の状況において、文化政策学研究科の博士前期課程の収容定員(20名)に対する在籍学生数(3名)の比率が低い点、同研究科の博士後期課程の収容定員(15名)に対する在籍学生数(2名)の比率が低い点であった。これに対し、その基礎となる学部(現代ビジネス学部)の上に立つ研究科とするべく、2017年4月より、博士前期課程を改組して、現代ビジネス研究科マネジメント専攻(修士課程：入学定員6名)を設置した。さらに、博士後期課程は、その現代ビジネス研究科マネジメント専攻(修士課程)の完成年度を迎える2019年4月に現代ビジネス研究科マネジメント専攻(博士後期課程：入学定員2名)を設置した。2019年5月1日時点で現代ビジネス研究科の定員充足率は、前述のとおり、博士前期課程が0.5、博士後期課程が1.0となっており改善傾向にある。

さらに、文学研究科博士前期課程と現代ビジネス研究科博士前期課程の学生確保の施策として、自治体等連携による奨学生制度(単年度3名まで：実施期間は3年度間)を設け、

2018年度には3つの自治体(京都府、京都市、小浜市)の職員を学生として受け入れ、授業料減免を行う協定を結んだ。(根拠資料5-20) この改善活動は、全学的内部質保証組織である全学自己点検・評価委員会にてその進捗の確認を行っている。(2019年度以降は、内部質保証推進委員会の設置により、全学的内部質保証組織の機能は同委員会に引き継がれる。)

定期的な全学自己点検・評価に加え、学生の受け入れを所管する組織による点検・評価を次のように行っている。

本学における学生募集および入学者選抜の実施は、入試委員会が基幹となり、選抜方法の検討、試験実施体制の検討と実施、合格ライン(選抜基準)の検討、入試問題会議(作問会議)の指導管理、AO委員会(資料5-20)の指導管理を行っている。選抜方法の検討、試験実施体制の検討と実施は、検討内容を全学的なものとするため大学評議会に諮り、合格者の決定は入試委員会が原案を作成し、学長が議長を務める大学評議会および大学院委員会で審議・決定する。こうした入試委員会および大学評議会・大学院委員会による検討・審議・決定過程を経た上で、学部入試は各学部教授会に、大学院入試は各研究科会議に決定内容を報告することも行っており、学生募集および入学者選抜は公正かつ適切に実施されているか検証を行っている。

入試委員会は、学長、副学長、入学部長、各学部長・研究科長、教務部長、学生部長、学術情報部長、大学事務局長、入学課長で構成し、入学課長を除く委員は、学長を補佐して本学における意思決定を行う部長会(資料5-21)の構成員と重なっている。入試委員会の開催は不定期であるが、部長会の開催にあわせ、ほぼ毎週開催し、学生募集や入学者選抜が公正かつ適正に実施されているかの検証も定期的に行い、有効にその機能を発揮している。

入学試験問題の作成については、入試委員会および大学評議会で検討し確定した入学者選抜方法に定められた出題科目について、入試委員会のもとに置かれる入試問題会議(作問会議：座長は副学長)で出題科目ごとの出題方針を確認の上、具体的な問題作成および正答の作成(採点基準を含む)を行う。各科目の出題責任者および出題担当者は、学長が委嘱する。入学試験問題は、推薦入学選考および一般入学選考の各試験終了後に、出題科目の内容および正答について外部者による点検を実施し、入学者の選抜が公正なものであったか検証するとともに、当該年度の入試がすべて終了した後、出題を行ったすべての科目を対象に入試問題分析を外部者に委託し、出題がより適切なものになるよう配慮している。

### 2 長所・特色

選考方法を工夫したAO入学制度をすべての学科で実施している。これらの入試制度により、例えば国際英語学部国際英語学科では、英語力・国際体験・グローバルな発想等を面接により確認するなど、学科の学びへの理解と意欲の高さを多面的に評価する入学者選抜を強化している。

入学者選抜に係る制度設計・点検評価は部長会と構成委員を同じくする入試委員会が実行していること、入試制度・合否判定等の重要な決定については大学評議会審議・学部教授会報告を必須としていることにより、学生の受け入れに関する検討内容を全学的なものとする体制が構築できている。

### 3 問題点

入学希望者に求める水準等の判定方法については、入試要項等で選考方法として示しているものの、アドミッションポリシー自体には明確に示されていない。

大学院は、収容定員未充足の状態が続いていた研究科・専攻を中心に改組改革や募集人員・収容定員の変更を行っており、一定の成果が出ている（大学院全体の定員充足率は大きく改善している／2016年度は0.58、2019年度は0.73）ものの、定員の充足には至っていない。入学生については、外部からの入学者に加えて学部からの進学者数を増やすことが重要と考えられる。

通信教育課程では、履修相談などの取組みを始めてから退学率が定常的に低下しているわけではないという現状があり、取組みを退学率の抑制につなげることが重要である。

### 4 全体のまとめ

本学では、各学部・学科の専攻・課程において、それぞれのディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを踏まえたアドミッションポリシーを制定し、ホームページで公開している。

さらに、各学部・学科では、アドミッションポリシーに基づき、多様な人材を確保するために、選抜方法の多様化、受験機会の複数化などによって、受験生のさまざまな個性や能力、適性、意欲を評価することを主眼に多様な選抜方法をとっている。

また、大学院についても、『大学院案内』に入試要項を記載し、アドミッションポリシーに基づき、各研究科・専攻に応じた入学者選抜を実施している。

入学者選抜の実施体制としては、本学では、学長を委員長とする入試委員会を置き、入学者選抜方法の適切性を検証するとともに、各年度の入試制度を策定している。学部の合否判定は、入試委員会で原案を策定し、学長が議長を務める大学評議会で審議・決定している。2017年度入試以降、入学者数が入学定員を大きく上回ることはないよう、適切な合格者数の設定に努め、適切に実施している。

本学では、定期的な全学自己点検・評価に加え、学生の受け入れを所管する組織による点検・評価も行っている。2016年度の認証評価にて、文学研究科・文化政策学研究科の定員充足率の低さが努力課題として認識されたので、改善の取組みを行っているところである。

## 第5章 学生の受け入れ

### 根拠資料

- 5-1 アドミッションポリシー（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/faculty/policy/index.html>
- 5-2 2019年度入学試験要項
- 5-3 2019年度大学院案内
- 5-4 A0入学制度案内
- 5-5 2019年度出願手続要項（内部進学）
- 5-6 2019年度出願手続要項（教育連携校）
- 5-7 2019年度出願手続要項（指定校）
- 5-8 2019年度海外帰国生入学試験要項
- 5-9 2019年度社会人入学試験要項
- 5-10 2019年度外国人留学生入学試験要項
- 5-11 2019年度編入学試験要項
- 5-12 京都橘大学入試委員会規程
- 5-13 京都橘大学大学評議会規程
- 5-14 京都橘大学大学院委員会規程
- 5-15 2019年度入試統計
- 5-16 京都橘大学通信教育課程に関する規程
- 5-17 2019年度通信教育課程正科生判定資料
- 5-18 2020年度通信教育課程入試広報計画について
- 5-19 エクール通信 vol116
- 5-20 自治体連携協定に伴う「大学院文学研究科、現代ビジネス研究科」入学生への授業料減免措置について
- 5-21 京都橘大学アドミッション・オフィス委員会規程
- 5-22 京都橘大学部長会規程

## 第6章 教員・教員組織

### 1 現状説明

#### 1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学の専任教員の任用に関する基準は、「京都橘大学教員任用基準」として明確化している。(根拠資料6-1) 教員の任用にあたっては、この選考基準において教員に求める能力・資質等を明確にするとともに、募集要項(根拠資料6-2)を作成し、専門分野や教育・研究能力に関する具体的内容を提示している。また、教員の昇任にあたっては、この選考基準に加え、「京都橘大学教員昇任審査の評価範囲に関する覚書」(根拠資料6-3)で業績の範囲を研究業績、教育業績、大学運営への参加、社会貢献活動の4区分として具体的な評価内容を明示し、さらに「京都橘大学教員昇任審査の評価基準に関する覚書」(根拠資料6-4)で研究業績に関する評価の目安を明らかにしている。

さらに、学園教職員共通の行動指針として2010年に「クレド」を策定し、全教職員へクレドカードを配布するとともに公式HPで公開している。(根拠資料6-5【ウェブ】) クレドは本学の教学理念の精神を踏まえた上で、学園の目標に向けた教職員の行動指針を示している。

さらに、本学では、上記の任用・昇任に係る規程等に則った上で、クレドに籠められた精神を踏まえ、改めて教員組織の編制方針と求める教員像を次のように定めた。

#### 【教員組織の編制方針】

- ① 各学部・研究科で教育研究上の目的およびディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた編制計画を策定し、適切に教員を配置する。
- ② 編制計画に則った上で、教員の年齢やバックグラウンド等にバランスと多様性が確保された編制とする。
- ③ 教員の任用・昇任はそれぞれ「京都橘大学教員任用規程」・「京都橘大学教員昇任規程」等に則り公正に行う。
- ④ 教員の資質向上と教員組織の改善・向上のために、FD活動を組織的・多面的に実施する。

#### 【求める教員像】

- ① 本学の建学の精神・教学理念・クレドを踏まえ、教育・研究・社会貢献活動を行える者
- ② 教育研究・専門的技能において、すぐれた実績や能力のある者
- ③ 学生との対話的な関係を築き、学生の成長に貢献できる者
- ④ 教育研究を通じて、地域社会に貢献できる者
- ⑤ 全ての教職員と協同し、大学の発展に貢献できる者

この方針と教員像は、本学の既存の規程等に則るとともに、本学内で共有されている精神を具体的に明文化したものである。策定にあたっては全学自己点検・評価委員会の提起から2019年度より設置された内部質保証推進委員会が中心となり、大学評議会や学部教授会等で周知を行った。(根拠資料6-6)

教員の役割としては、本学では、学則第14章にて、学長は「本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する」と規定し、さらに、副学長、部長、学部長、所長等の役職(根拠資料6-7)を置くとしている。さらに、教員組織については、主なものとして「京都橘大学学部長会規程」(根拠資料6-8)、「京都橘大学大学評議会規程」(根拠資料6-9)、「京都橘大学大学院委員会規程」(根拠資料6-10)、「京都橘大学学部教授会規程」(根拠資料6-11)、「京都橘大学大学院研究科会議規程」(根拠資料6-12)の各規程を体系的に定め、組織的な教育を実施する上での役割分担と責任の明確化を図っている。

**2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

本学の教員組織は、基本的に学部・研究科単位で構成しており、2019年5月現在でいずれの学部・研究科においても設置基準上必要な教員数および教授数、研究指導教員数、研究指導補助教員数を満たしている。(根拠資料大学基礎データ表1) また、量的な基準を満たすことに加え、教員の任用にあたっては「京都橘大学教員任用基準」(根拠資料6-1)に基づきふさわしい経歴と業績のあるものを任用し、各学部・研究科の目的に向けて必要な水準の教員組織編制を行っている。

専任教員の年齢構成は、下表のとおりであり、特定の年代に著しく偏ることなくバランスよく教員を配置できている。(根拠資料大学基礎データ表5)

専任教員年齢構成

年齢	全教員数に対する割合
70歳以上	2.1%
60-69歳	26.7%
50-59歳	28.3%
40-49歳	23.0%
30-39歳	17.8%
29歳以下	2.1%

大学院研究科担当の教員については、すべて学部担当教員が兼務している。研究科担当と

する資格については、大学院学則第29条に「本大学院の授業および研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任講師に授業の担当を委嘱することができる」と明記している。(根拠資料6-13) さらに、新たに研究科担当の教員とする場合は、予備審査(当該研究科長、教務部長、大学事務局長) 部長会、大学院委員会、研究科会議で審議し、研究業績・教育能力等の審査を経た学部教員を、研究指導(研究指導補助を含む)、科目担当として配置している。(根拠資料6-14) 専任教員数は、前述のとおりいずれの研究科においても設置基準上の教員数を満たしている。(根拠資料大学基礎データ表1)

教員の授業担当負担については、教員の職位に応じて授業担当責任時間を設けるとともに、授業担当コマ数に上限を設けている。授業担当責任時間を超えて授業を行う場合は増担当手当を支給し、授業担当負担に対する支援を行っている。また、教員が役職等に従事する場合は、その授業担当責任時間を一部免除することができ、特定の教員の過重な負担を避ける措置を設けている。(根拠資料6-15)

### 3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

本学では、下記のように、教員の募集、採用、昇任を明示化された手続きに則って行い、その透明性・公正性を担保するよう努めている。

教員の募集・任用については、「京都橘大学教員任用基準」(根拠資料6-1)に基づき行っている。この選考基準により教員に求める能力・資質等を明確にし、募集要項(根拠資料6-2)を作成して専門分野や教育・研究能力に関する具体的内容を提示している。募集は、ホームページおよび研究者人材データベースなどで公開し、公正性確保のために原則として公募で行っている。

退職教員の補充など教員任用の必要が生じた場合、学長または当該学部長が教員任用について発議する。これを受けて学長は、当該学部および大学全体の教員配置(職位や年齢構成などを含む)の状況も鑑みつつ、任用する専門分野や職位などについて部長会の議を経て、大学評議会に提起している。教員の任用が了承されたときは、直ちに学部長を委員長とする「教員任用選考委員会」を設置し、募集要項等を作成し公表している。(根拠資料6-16) 応募者の選考は「京都橘大学教員任用基準」(根拠資料6-1)に基づき、「京都橘大学教員任用規程」(根拠資料6-16)に定める手続きに従って行い、最終的に理事会が承認する。

また、新学部設置等の改革に伴い教員の任用を行う場合は、学長を委員長とする基本政策検討委員会のもとに、新学部等のカリキュラムの策定や教員任用を行う新学部等設置準備委員会を設置する。(根拠資料6-17) この準備委員会が教員任用選考委員会の機能を果たし、その後の審議等は退職等に伴う教員任用と同様の手続きで行っている。

教員の昇任は「京都橘大学教員任用基準」(根拠資料6-1)に基づき、「京都橘大学教員昇任規程」(根拠資料6-18)、「京都橘大学教員昇任審査の手続きに関する覚書」(根拠資料

6-19)に定める手続きに則って行っている。また、「京都橘大学教員昇任審査の評価範囲に関する覚書」(根拠資料6-3)および「京都橘大学教員昇任審査の評価基準に関する覚書」(根拠資料6-4)で、昇任に関する具体的な審査の範囲や基準を明文化し、その適切性・透明性を担保するようにしている。

**4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

本学では、教育活動の改善・充実を図るために、京都橘大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下、全学FD委員会という)を設置し、全学的なFD活動を実施している。(根拠資料6-20)さらに、全学FD委員会の下に各学部・研究科が組織するファカルティ・ディベロップメント委員会を(以下、それぞれ学部FD委員会、研究科FD委員会という)を置き、各学部・研究科でのFD活動に取り組んでいる。(根拠資料6-20)また、本学の設置する教育開発支援センターでは、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善の面からFD活動の支援を行っている。(根拠資料6-21)各組織による主なFD活動は下記の通りである。

主なFD活動

組織	FD活動	活動概要	根拠資料
全学FD委員会	全学FD学習会	全学的な教育の課題・検討事項について委員会がとりまとめ、関連の学外有識者・研究者等が本学教員に対する講演を行う。	6-22
	FD活動報告書	全学および各学部・研究科の年間のFD活動をとりまとめ教職員に配布する	6-23
学部FD委員会・研究科FD委員会	学部・研究科FD学習会	学部・研究科ごとに、授業アンケート等を活用しながら教員間でディスカッションしたり、教育的課題に合わせた講演会等を行う。	6-24
	公開授業・授業検討会の実施	教員間相互の教育力向上のために、主に同一学部内の教員に対して授業を公開し、授業後に検討会や、参加教員によるフィードバックを行う。	6-24

教育開発 支援センター	授業づくり支援	希望する教員に対して同センターの専任教員が授業見学・個別相談による授業コンサルティングを行う	6-25
	たちばな教育サロン	教育に関するテーマに基づき、教員が自身の活動の報告・共有を他の教員に対して行う。	6-26

研究面における教員の資質向上のための取組みとしては、2012年度から毎年1回、全教職員を対象に研究倫理研修会を開催し、研究倫理意識の向上に努めており、教員が必要な内容を時間に制限されることなく受講できるように2018年度からAPRINのe-learningを導入し、活用を促進している。(第8章教育研究等環境にも同内容を記載)

さらに、教育・研究面での資質向上に加え、本学では管理業務に対しても教員の資質向上のための取組みを行っている。毎年7月頃に実施する経営・財務報告会は、法人の決算を受け、理事会から本学の経営・財務状況が報告される。この報告会は、原則として教員全員が参加し、本学の経営状況や今後の方向性について学ぶ貴重な機会となっている。(根拠資料6-27)(根拠資料6-28)

各学部・研究科では上記の全学的な取組に加えて、学部・研究科独自の取組みを行っている。一例として、健康科学部の各学科における教員の資質向上に向けた教育・研究・地域連携活性の取組みを下記に挙げる。

- 心理学科と理学療法学科は、ともに京都市や滋賀県南部の地域において、地域連携活動・社会貢献活動を展開し、研究の成果を地域に還元する実践を行い、これを教育に結びつける試みも行っている。
- 作業療法学科では、シーズネット京都と連携し、大学側が何かを提供するだけではなく、高齢者が自分で考え、活動を行う主体性を賦活する取り組みを行っている。
- 救急救命学科では、京都市や滋賀県、大阪府において、消防団や災害訓練参加、イベント救護などを通じて地域連携活動・社会貢献活動を展開し、研究の成果を地域に還元する実践を行い、これを教育に結びつける試みも行っている
- 臨床検査学科では、ストレスや未病研究により地域連携に貢献している。その他に、学まち連携推進委員会や地域課題研究を中心とした成果を地域に還元する実践を行い、これを教育に結びつける試みも行っている。

次に、教員に対する評価としては、評価対象となる範囲と、評価の基準を定め明示している。具体的には、「京都橘大学教員昇任審査の評価範囲に関する覚書」(根拠資料6-3)で評価の対象となる業績の範囲を研究業績、教育業績、大学運営への参加、社会貢献活動の4

区分として具体的な内容を明示し、さらに「京都橘大学教員昇任審査の評価基準に関する覚書」（根拠資料6-4）で評価の目安となる基準を明らかにしている。

### 5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、3年または4年に一度のサイクルで全学的な自己点検・評価を行っている。点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目に沿う形で実施しており、教員・教員組織も点検・評価の対象である。教員・教員組織の点検・評価にあたっては全学自己点検・評価委員会の発議のもと、副学長を中心に実施し、認識した改善事項や長所等を全学自己点検・評価委員会に報告を行う。

2016年度に受審した認証評価では、学部・研究科において教員組織の編制方針が明示されていないことに対する指摘事項が付された。これに対し、本学では、教員の任用は学長が一括して総合的見地から判断することとしており、学部長の要望を踏まえたうえで、大学経営部会で精査・検討を行っている。また、任用の基準・手続き等は規程によって定められていることを全学自己点検・評価委員会にて確認した。（根拠資料6-29）

一方で、その後、全学的なPDCAサイクルを確立し内部質保証の有効性を一層高めるための検討を全学自己点検・評価委員会を中心に進めた結果、各種方針の策定・明示の必要性を確認した。（根拠資料6-30）2019年度に新たに設置した内部質保証推進委員会は、全学自己点検・評価委員会の検討を受け、本学の既存の規程等に則った上で、教員組織の編制方針を明示した。（根拠資料6-6）このように、今後は内部質保証推進委員会を中心として、PDCAサイクルの機能の一層の向上が期待される。

また、毎年の教員配置については、大学全体および各学部・学科、大学院において組織的な教育を行い、カリキュラムポリシーに基づいた科目を担当できる適切な教員配置を目的として、各学科で検討した教員配置の案を、各学科から選出された教務委員で構成する教務委員会の議を経て、各学部教授会、研究科会議で審議している。また、専任教員の専門領域外において担当教員を必要とする場合は、同様の手続きを経た上で、部長会、大学評議会で審議し、非常勤講師を委嘱している。（根拠資料6-31）

## 2 長所・特色

2018年度卒業時調査において得られた回答によると、「教員」や「授業」に対する満足度が非常に高い。具体的には、肯定的な回答「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」と回答した卒業生の割合は、教員の項目で94%、授業の項目で93.8%であった。様々な取り組みが教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっている結果と認識できる。

教員の資質向上のために、教育・研究面に加え、管理業務に対する取組み（全教職員向け

の経営・財務報告会)も行っている。より多面的に教員の資質向上の取組みを実施できているといえる。

### 3 問題点

FD活動は学部学科ごとに活発になりつつあるが、全学FD学習会への出席率は改善の余地がある。

また、現状の教育開発支援は、多様なサービスの提供にとどまらず、今後は、各学部学科が高めたい教育の質とは何か、指標を何とするかを明らかにした上で、それぞれの目標にあった施策としての教育開発支援が充実されていくことが期待される。そのためには、今後全学的に進められる内部質保証の議論の中で、どのような教育開発(支援)が行われるべきかを明らかにする必要があるだろう。

現代ビジネス研究科では、課題研究報告会においてFD的活動が行われているものの、研究科の主催するFD学習会は開催に至っていない。2019年度より博士後期課程が設置されたことを踏まえ、教育の質改善に向けた独自の取組みを推進する必要がある。

教員の年齢構成は、大学全体では大きな偏りはないが、一部の学部(文学部・発達教育学部等)では偏りが見られるため、今後の採用の際に適正な構成になるように配慮することが重要である。

### 4 全体のまとめ

本学では、「基礎教育科目群(英語・情報処理など)」「教養教育科目群」「キャリア教育科目群」の3群で教養教育は構成されている。本学の教養教育の特徴の一つに、学部間で共通配置している「教養入門」の科目がある。広く教養教育の学び方と大学で学ぶための基本姿勢を身につけさせるために、主に専任教員が運営を担ってきた。

今日的には、IT社会の進展に向けて、情報関連や文理融合型の科目など、社会人として必要とされる資質・能力が求められていることから、教養教育の中身と運営主体の見直しが必要になってきている。

### 根拠資料

- 6-1 京都橘大学教員任用基準
- 6-2 教員募集要項
- 6-3 京都橘大学教員昇任審査の評価範囲に関する覚書
- 6-4 京都橘大学教員昇任審査の評価基準に関する覚書
- 6-5 クレド（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/vision/credo.html>
- 6-6 2019 年度第 1 回全学自己点検・評価委員会報告
- 6-7 京都橘大学学則
- 6-8 京都橘大学部長会規程
- 6-9 京都橘大学大学評議会規程
- 6-10 京都橘大学大学院委員会規程
- 6-11 京都橘大学学部教授会規程
- 6-12 京都橘大学大学院研究科会議規程
- 6-13 京都橘大学院学則
- 6-14 2019 年度大学院担当者の学内審査について
- 6-15 京都橘大学教員服務規程
- 6-16 京都橘大学教員任用規程
- 6-17 京都橘大学基本政策検討委員会
- 6-18 京都橘大学教員昇任規程
- 6-19 京都橘大学教員昇任審査の手続きに関する覚書
- 6-20 京都橘大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 6-21 京都橘大学教育開発支援センター規程
- 6-22 2018 年度全学 FD 学習会報告 表紙
- 6-23 2018 年度活動報告書 表紙
- 6-24 2018 年度文学部 FD 活動報告
- 6-25 2019 年 11 月 11 日課長会議資料 総合教育課報告一部抜粋
- 6-26 たちばなサロン案内
- 6-27 2019 年度経営・財務報告会 理事長報告
- 6-28 2019 年度経営・財務報告会 法人事務局長報告
- 6-29 2016 年度認証評価の努力課題・指摘事項への対応
- 6-30 2018 年度第 5 回全学自己点検・評価委員会報告
- 6-31 2019 年度第 12 回大学評議会議事録

## 第7章 学生支援

### 1 現状説明

#### 1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

本学では、下記の3点を方針として、全ての学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、学生の多様性に配慮して学生支援を行っている。

#### ① 修学支援方針

- 学習意欲向上のための仕組みづくりを行い、学生が自ら意欲的に学習することを促す。
- 修学支援については部門横断的に取り組み、全ての学生が円滑に学習できることを目指す。

#### ② 学生生活支援方針

- 学生生活充実に向けてサークル、ボランティア活動等の課外活動を支援する。
- キャンパス内外の安全確保や経済的サポート等により、安定した学生生活を送ることができるように支援する。

#### ③ 進路支援方針

- 学生の進路実現に向けて、正課内外でのキャリア教育・就職支援を行う。
- 社会での実践の体験・学習の場を積極的に設け、学生の多様な進路選択を支援する。

この方針は、本学での従来の取組や風土を踏まえ、全学的な内部質保証に責任を持つ内部質保証推進委員会により2019年度に審議・明文化したものである。さらに、明文化後に、大学評議会、部長会、教授会、課長会議での報告を行い、全学的な浸透を図っている。(根拠資料7-1) 明文化されたものとしては、2019年度からではあるが、本学内で共有される精神や従前の取組を統合したものであり、本学の学生支援の諸活動は今後もこの方針に基づき実施することを目指すものである。

また、本学では、教職員の行動指針としてクレドを制定している。クレドでは教職員が学生に対してどのように向き合うかを指針として示しており、学生が学習に専念し安定した学生生活を送ることができるよう支援するための精神的基盤ともなるものである。

クレドは、ホームページで広く社会に公表する(根拠資料7-2)とともに、教職員一人ひとりに携帯用のクレドカード(根拠資料7-3)を配布し周知と浸透を図っている。

### 京都橘学園クレド

京都橘学園は、学生生徒と教職員が、互いの夢と希望を共有し、一人ひとりの日々の成長を共に喜びあう環境の中で、人と社会に尽くす自立する人間を育てる学園です。

教職員は、共に成長をめざす学園の構成員として学生生徒と対話的関係を築きます。学生生徒一人ひとりの状況と変化を常に見守り、その可能性を最大限に引き出すよう努めます。

学生生徒が京都橘での経験を生涯大切にできる学園をつくります。地域や社会の現実から積極的に学ぶとともに地域と社会に貢献します。このような学園をつくるために、京都橘学園の教職員は、互いに尊重しあい、経験と知恵を共有し、未来に向かって日々努力します。

## 2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。

### また、学生支援は適切に行われているか。

本学では前述の方針の通り、学生支援を修学支援、学生生活支援、進路支援の3つの側面から実施している。カリキュラムに基づく学生への修学支援は、学長を中心とした教学マネジメント体制のもと、教務委員会がその責を担っている。(根拠資料7-4) 同委員会は、教務部長、各学科からの委員および教務部の各課長によって構成し、修学支援の全体にわたる議論とその年度や当面の修学指導の方針を定めている。(根拠資料7-5) (根拠資料7-6) (根拠資料7-7) (根拠資料7-8)

また、学生の生活支援および進路支援は、学生部委員会がその責を担っている。(根拠資料7-9) 同委員会は、学生部長、各学科からの委員および学生支援課長、就職進路課長で構成し、具体的な個別の施策を立案する。両委員会の審議結果は、教務委員および学生部委員によって学科会議や学部教授会を通して共有が図られる。

上記の体制のもと、本学では学生支援に対して次のように取り組んでいる。

### <修学支援>

#### 【修学支援全般】

本学では、1～4回生のゼミ担当教員を中心としたクラスアドバイザー制度をとっている。(根拠資料7-10)前期・後期それぞれ定期的に出席調査と単位修得状況の調査を行い、出席や単位修得に困難が認められる学生に対し、教務委員会から各学科のゼミ・クラスへ情報提供を行い、アドバイザーの個別指導によって修学支援を強化している。さらに、看護学部では2月の国家試験の受験を控える4年生のため、この試験に向けた修学支援について、学生・教員・職員から構成される国家試験対策委員会とクラスアドバイザーが協働して行っている。学生は主体的にゼミ単位で国家試験対策の年間計画を立てており、定期的を開催する模擬試験や補習等の結果から、学習の伸びが不十分な学生に関する情報を教職員で共有し、クラスアドバイザーによる学習状況の把握を行い、個々に合わせた学習支援を行っている(根拠資料7-11)

クラスに対する支援としては、クラス全体での自主的なゼミ活動などを援助するために、クラス・ゼミ活動補助金を設けている。(根拠資料7-12) また、オフィスアワーを設け、履修や成績等だけでなく、学生生活全般にわたる学生の相談に対応している。(根拠資料7-13【ウェブ】)

さらに、学生を活用した修学支援も実施している。特にLA(Learning Assistant)制度は、主に上回生の学生が講義や演習において下回生の学修の補助をおこない、下回生にとって身近な模範となるとともにLA学生自身の成長も期待できる。また、「オリター制度」と呼ぶ本学独自の先輩学生による後輩学生の支援システムも実施している。(根拠資料7-14)これは、先輩学生(オリター)が、新入生が入学式当日から一日も早く大学生活に慣れるよう積極的な援助・指導を行い、新入生プログラムの一部を企画・運営しているものである。オリターの指導は、各学科選出の学生部委員が中心となり、随時開催のオリター会議などを通じて育成している。

心理学科通信教育課程では、入学時期に履修ガイダンスを本学で開催している。ガイダンスに出席できない学生に対しては、同内容を収録して配信し、自宅でガイダンスを受講できるように対応している。また、前期・後期の初めには個別相談会を実施し、電子メールによる学習相談も行っている。スクーリング時には学修と子育ての両立のため、託児室を設けるなどの支援を行っている。(根拠資料7-15【ウェブ】)

#### 【学習継続に困難を抱える学生への支援】

本学では、留年制度を設けてはいないが、単位未修得等で実習実施の要件を満たさない場合は実習ができない場合もある。その場合は、最長8年まで在籍が延期される。休学に関しては、連続2年間、合計4年間まで可能となっている(在籍料などの徴収はしない)。また、各年5月1日現在の在籍者数に対する休学者の比率は、過去5年間を見ると、2～3%台で推移している。さらに、在籍者数に対する各年度の退学率は、過去5年間、おおむね1%台

となっている。(根拠資料7-16)

これら休・退学者の学籍異動は、クラスアドバイザーの面談を経て、各学部教授会で審議の上、学長が決定している。出席率が低下している学生については、クラスアドバイザーが面談し教務委員会に報告の上、学科内の教員間でその対応を検討している。

### 【補習・補充教育】

補習・補充教育については、2018年度入学生から一般入試以外の年内実施の推薦入試等合格者を対象に入学前準備教育を実施している。(根拠資料7-17) また、各学部・学科の専門教育に必要な知識が不足する学生には、教養教育を含む各授業や学生への個別の対応を行っている。

### 【障がいのある学生への支援】

障がいのある学生に対しては、入試時の特別措置・配慮について入学部と教務部が共同して事前相談を行う(根拠資料7-18)ほか、入学前の事前相談も保護者、学生と教務部とで行っている。入学後は、授業の特別な配慮が必要な場合は教務部と学科の教務委員を通じて各学科で支援態勢を検討し、学生生活全般において関連部署等(学務各課、学生支援課、学生相談室、医務室、クラスアドバイザー)が教務委員会および学生部委員会などと連携しながら支援策を講じている。また、非常勤講師の授業などについては、教務部から個別に連絡をとり、授業実施時の配慮等を依頼している。聴覚障がいのある学生がノートテイクを必要とする場合は、学生ボランティアを募り、養成講座受講の上、該当授業に配置している。

### <学生生活支援>

#### 【課外活動支援】

本学では、課外活動の支援については、サークル活動支援、ボランティア活動支援、大学祭支援等を行っている。

サークル活動支援では、各公認団体に対する日常的な運営支援をはじめ、活動内容については、各団体からの届け出に基づき、定期的に学生部委員会等へ報告し、活動状況を学内に周知している。また、新入生の入学時期においては、新入生歓迎実行委員会の活動を支援し、サークルへの加入促進を支援している。サークルへの加入率は、過去3年間で38.1%(2016年度)から41.6%(2018年度)まで上昇しており、強化サークルを中心に活動の成果をあげている(根拠資料7-19【ウェブ】)。さらに、公認団体については、活動経費を補助するためにサークル補助金を支給している。(根拠資料7-20)補助金の配分においては、活動実績および学生の個人負担を加味し、学生部委員会で審議の上、適切に配分している。

ボランティア活動支援では、ボランティア団体に対する地域からの行事出演依頼を受け付けている。また、災害ボランティア支援として、自主的な活動を促すため、災害ボランテ

ィア補助金制度を設け、(根拠資料7-21)交通費等の補助を行っている。2018年度は25名に対して補助を行った。

大学祭実施については、大学祭実行委員会の活動支援および補助金による支援を実施している。来場者数(概数)は4,350名(2015年度)から6,102名(2018年度)まで上昇している。

また、新入生に対する支援としては入学当初にクラス懇談会、新入生セミナー等を実施している。クラス懇談会、新入生セミナーではオリター(根拠資料7-14)と呼ばれる上回生学生が参加し、新入生に対する積極的な援助・指導を行っている。

### 【経済的支援】

奨学金等の経済的支援は、学生の家計を恒常的に支援する奨学金として日本学生支援機構の奨学金を基礎的なものと位置づけつつ、本学奨学金制度を組み合わせ適切に運用している。また、自治体等が行う学部奨学金についても学生に広く周知し、活用を促している。

本学奨学金制度は、入学時の入学時成績優秀者特別奨学金、強化サークル活動奨励奨学金に加え、経済状況等を考慮した経済援助給付奨学金および緊急就学援助奨学金等を運用している(根拠資料7-22)(根拠資料7-23)(根拠資料7-24)

経済援助給付奨学金および緊急就学援助奨学金の選考においては日本学生支援機構の家計基準算出根拠を準用し、他の奨学金の受給状況や正課・課外を含めた活動状況も斟酌し、適正な選考に努めている。大学院生への経済的支援としては、日本学生支援機構、本学奨学金制度に加え、研究活動の奨励を目的として研究奨励制度を設けている。(根拠資料7-25)

### 【心身の健康・安全への配慮】

学生の心身の健康保持・増進については、学生部委員会、学生支援課、医務室、学生相談室が連携しながら支援している。学生部委員会は、ガイダンス等を通じて、本学の健康管理体制や健康管理の重要性を説明するとともに、医務室や学生相談室を紹介している。また、学生部委員会において医務室、学生相談室の活動報告を定期的に行い(根拠資料7-26)(根拠資料7-27)、必要な情報を学内で共有し、学生への適切な指導が行えるようにしている。

学生へのキャンパス内外への安全配慮については、まず、入学時のガイダンス等において大学生活における注意事項等を指導している。(根拠資料7-28)(根拠資料7-29)通学時の安全については、自転車・バイク通学者を対象にした交通安全ガイダンス(根拠資料7-30)を警察署の協力を得ながら実施している。さらに、京都府などが実施する薬物乱用防止に係る学生啓発リーダー養成講習会(根拠資料7-31)などへの学生の参加を促している。

### 【ハラスメントの防止】

ハラスメント防止のための措置としては、「京都橘大学人権委員会に関する規程」(根拠資料)、 「京都橘大学人権侵害防止に関するガイドライン」(根拠資料7-32)(根拠資料7-33)を定め、セクシャル・ハラスメント防止、パワー・ハラスメント防止、アカデミック・ハラ

スメン防止を含む人権擁護の啓発と問題発生時の対応要領をまとめている。また、専任教職員で構成する人権相談員を置き、ホームページで人権相談員の氏名、連絡先等を公表している。(根拠資料7-34)

### <進路支援>

本学の進路支援は、「就職支援体制を強化し、学生のキャリアを実現する」の基本方針の下、取り組んでいる。本学学生への進路支援は、正課授業によるキャリア教育とキャリアセンター等が行う就職支援を連携して行っている。正課授業では、学内での学びとあわせて、インターンシップなどの産学連携授業の推進・強化を目指している。さらに、育てる就活支援として、卒業後のキャリアを学生が考え進路実現に向けて力をつけられるように、段階的なキャリア形成・就職支援を実施している。

#### 【正課教育による支援】

正課授業によるキャリア教育は、総合教育センターに置くグローバル教育推進室がキャリア教育に関わる基本方針を策定し、キャリア教育科目の研究・開発、運営、点検・評価を実施している(根拠資料7-35)。同推進室の委員には、教務部、学生部の委員を務める教職員も参加し、教務委員会や課外の就職支援を行うキャリアセンター(就職進路課)との連携が十分にとれるように配慮している。また、3年前より単位認定型インターンシップの充実に向けて大学全体で取り組んでおり、2019年度には教職員で構成するインターンシップ委員会を発足し、委員を中心に受入企業開拓や学生指導を行っている。(根拠資料7-36)

正課のキャリア教育は、教養教育の一環として位置づけ、キャリア教育科目群として2回生前期の必修科目である「キャリアデザイン入門」のほか、「キャリア開発講座」「キャリア開発演習」「キャリア開発研究」などを開講している。また、「教職課程」「図書館司書課程」など資格関連科目もキャリア教育科目群として開講し、多様なキャリア形成を図っている。

また、本学では、正課の授業科目として単位認定型のインターンシップを展開しており、学業の一環として職業観や人生観の養成を行っている。(根拠資料7-37) 2019年度のインターンシップでは、62の受け入れ事業所に対し、55名の学生の参加があった。(根拠資料7-38)さらに、正課外ではあるが、より多様な学生に対して、進路選択の際に具体的に就業のイメージをもってもらえるように、2018年度より自治体と連携し、障がいがあるなど支援が必要な学生のインターンシップも実施している。(根拠資料7-39)(根拠資料7-40)

#### 【キャリアセンター等の就職支援】

キャリア教育および正課外の就職支援を担うキャリアセンターは、専任職員6人、嘱託職員4人、契約職員2人、派遣職員2人、パート職員1人で構成している。(根拠資料7-41) また、学生への多面的な支援を実現するために、クラス担当教員(クラスアドバイザー)との

連携を強化している。学生部委員会において、クラス担当教員のミニマムスタンダード業務を取り決め、キャリアセンターから定期的に就職活動情報を発信し、クラス在籍学生の就職支援・指導にも力を入れている。(根拠資料7-42) クラス担当教員が自ら行った就職指導等の具体内容、学生情報をキャリアセンターにフィードバックすることで、互いに情報を共有し、学生の状況に応じた進路支援・指導を可能にしている。このように、教職協働のもとでの包括的な支援が、本学の進路支援の大きな特長といえる。

さらに、本学では教員・職員からの支援に加え、各家庭からの支援等、多面的に学生のサポートを行うための体制も構築している。まず、学生の父母から組織される「父母の会」の総会や地区別懇談会にて、本学の進路支援活動の説明や、内定者の講演等を行い、現代の就職活動に対する保護者の理解促進に努めている。(根拠資料7-43) (根拠資料7-44) 2019年度父母の会地区別懇談会資料) さらに、父母の会で、就活応援グッズを作成する(根拠資料7-45) など、家庭・保護者からも多面的に進路支援を行っている。また、U・Iターン就職を希望する学生のために、県や市との就職促進のための協定や連携を進めている。(根拠資料7-46) (根拠資料7-47) 県等との協定・連携を結ぶことで緊密な連絡を取りあい、学生に対する地元企業や合同企業説明会等の情報を提供しやすくするよう工夫している。

キャリアセンターの進路支援プログラムは、多様化する学生の進路希望にあわせ、また回生に応じて様々な就職講座やセミナーを企画・実施し、学生の動向や実態を把握するだけでなく、学生の積極性・主体性等を引き出すことに努めている。(根拠資料7-48)

3回生前期から行うキャリアガイダンスは、2019年度は9回実施を予定している。就職活動に必要なノウハウだけでなく、卒業後の長いキャリアを見据え、個々の適性に応じた職業選択ができるような内容を盛り込んでいる。なお、キャリアガイダンスは、人間発達学部児童教育学科(教職・保育職希望者)、看護学部看護学科、健康科学部理学療法学科、救急救命学科の資格・免許系を除く全学生を原則必修参加としている。

就職支援講座には、採用試験対策を目的とした実践講座とキャリア形成を目的としたイベントの大きく2種の取り組みを行っている。実践講座では、筆記試験対策としてSPI対策講座や模試&解説講座、企業の人事担当者が講師となる面接講座など大学と企業が連携した就職支援を実施している。(根拠資料7-49) キャリア形成目的では、社会人と学生との交流会など「働くこと」を学生が考える取り組みを行っている。2018年度より社会人2-3年目のOB・OGと在学生との交流会を実施し、仕事理解や採用試験の経験談を聞き、卒業後進路選択に役立つ取り組みを始めている。(根拠資料7-50)

学内企業説明会(根拠資料7-51)では、民間企業志望者を対象とし、学生の認知度が高くないBtoB等の優良企業の招致に努め、就職活動の選択の幅を広げられるように工夫をしている。また、年次や志望分野に応じた下記のような説明会等を実施し、学生の多様な進路の実現をサポートしている。

- 4回生以降は個別説明会を随時実施している。

- 公務員志望者(特に消防吏員志望者)には、自治体説明会を実施し、自治体研究ができるようにしている。
- 医療系学科においては、実習病院を中心とした病院説明会を実施し、対象学年は必須参加と位置付けている。

さらに、看護学部、理学療法学科、救急救命学科の医療系学科の就職支援では、学科教員とキャリアセンターが協働して年間の就職支援プログラムを設計し、民間企業就職支援に準じた履歴書作成やマナー講座、面接対策などの各種就職活動対策を実施している。(根拠資料7-52)(根拠資料7-53)

学生の積極性・主体性等の向上のための取組としては、「キャリアメイト」「就活オリター」とよばれるかたちで学生を組織化している。キャリアメイトは、3回生のゼミから希望者を募った学生たちで、就職活動に関する研修プログラムを受講するとともに、業界別講演会(キャリアフェア in TACHIBANA)の企画・運営を行い、本学学生の就職活動の先導役を務めている。就活オリターは、就職が決定した4回生から希望者を募り、就職活動を経験した者の立場から、3回生以下の就職活動の不安や悩みの軽減、就職支援を行っている。(根拠資料7-54)

### 【公務員試験支援センターでの支援】

公務員志望の学生の進路実現に向け、公務員試験支援センターを設置している。センターには、公務員採用試験に向けて、出願資料の作成や人物試験(面接)等の指導ができるスタッフが常駐している。(根拠資料7-55【ウェブ】)

公務員試験支援センター内には自習室も設けており、主体的な取り組みを支援している。筆記試験のみならず、人物試験(面接)対策に向けて常駐している専門スタッフが個別指導も行うとともに、職業理解や採用試験に向けたイベントや講座も公務員試験支援センターとキャリアセンターが連携して実施している。さらに、公務員希望者への対策として、2・3回生対象に公務員試験対策講座を学内で実施している。

### 【教職保育職支援室での支援】

教職・保育職志望の学生の進路実現に向け、教職保育職支援室を設置している。教職保育職希望者への対策は、公立教員・幼稚園・保育士対策ガイダンス、教師塾募集説明会、私立幼稚園・保育園就職ガイダンスなどを実施するとともに、学校現場や教育行政の経験が豊富な教員スタッフが進路相談や学習支援を行っている(根拠資料7-56【ウェブ】)。

上記の教職協働した支援体制とその取組みにより、中長期計画である第二次マスタープランで掲げる就職率90%以上の数値目標に対し、就職希望者に対する過去3年間の就職率は、2016年度98.0%、2017年度97.7%、2018年度98.4%となっており、数値目標を高い水準で達成している(根拠資料7-57)。

### 3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援については、各種の支援を所管する部署ごとに点検・評価を行うとともに、全学的な自己点検・評価においても定期的に点検・評価を行っている。点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目に沿う形で実施しており、全学自己点検・評価委員会の発議のもと、副学長を中心に実施し、認識した改善事項や長所等を全学自己点検・評価委員会に報告を行う。

認識した改善事項等は担当部署を割り振った上で、改善策を実施し、全学自己点検・評価委員会にて改善状況のモニタリングを行っている。(根拠資料7-58) さらに、本学の内部質保証機能を発展的に高めるために2019年度に内部質保証推進委員会が新たに設置されたことにより、2019年度以降は、認識された改善事項等は内部質保証推進委員会に報告され、同委員会より改善指示を行うこととなる。

このように本学では、学生支援について、定期的な自己点検・評価を実施し、その適切性について検証し、改善に努めている。

各支援活動に対する全学自己点検・評価や個別の点検・評価の内容は下記の通りである。

#### <修学支援>

前回2015年度の全学自己点検・評価では、学生への修学指導についての、教員間連携強化の必要性が認識された。これに対し、本学では教務部と学生部の協議のうえ、修学指導の時期や、指導対象とする学生の指標を示した修学指導基準を策定し、全教員に周知した(根拠資料7-59)。この基準は、本学内での修学指導のための統一的な基準として運用されており、教務部・学生部間が整合して学生へ修学指導を行うことに寄与している。加えて、基準内では指導状況を学生ポートフォリオシステム(KT-note)に登録することも定めており、各学生に対する指導状況情報を同システム内に蓄積している。この情報はシステムを通じて教員が閲覧可能であり、修学指導についての教員間の情報連携促進に寄与している。

上記を含む継続的な修学支援に関する改善活動の成果の一つとして、本学の退学率は減少傾向にあり、2010年頃は2%台であった退学率は近年では1%台まで減少している。

#### <学生生活支援>

サークル活動補助金については、前年度の活動実績および執行実績等に基づき、学生部委員会において配分額を決定している。補助金の総額や、配分については前回2015年度全学自己点検・評価時にも改善事項として認識しており、配分方法については、学生の個人負担および各団体の活動の活性化を目的として、より適切な支援区分を設定できるよう適宜見直しを行っている。一方で、活動場所の確保については、継続して課題となっている。

新入生セミナー等の新入生受入れに関するプログラムについては、学生部委員会におい

て大学生活への接続およびオリター学生の成長の観点で学科単位での評価をもとに学生部委員会として総括を行い、次年度のプログラムを検討している。(根拠資料7-14)2020年度に向けては、2019年度プログラムの評価に基づき、新入生等の負担と効果を考慮して原則としてプログラムを縮小することが確認された。

ゼミ・クラス活動補助金については、学生部委員会において使用実態等を踏まえて評価・検証を行い、2019年度からゼミ・クラスでの活動がより活発になるよう制度を部分的に改定した。

### <進路支援>

前回2015年度に全学自己点検・評価委員会主導による自己点検・評価を行った際には、「就活に積極的でない学生」への一層の支援強化の必要性を認識した。これに対し、本学内での「モデル学科」を設定したうえで、キャリアセンターとクラス教員の連携により支援強化を行っている。具体的には、キャリアセンター職員によるクラス訪問や、前述のミニマムスタンダード業務によるクラス担当教員からの支援(クラス在籍学生への進路指導・支援)を行っている。モデル学科では3年次前期でクラス訪問率が100%となり(根拠資料7-44)、「就活に積極的でない学生」と積極的な学生の二極化を埋め、より多くの学生が進路に対し積極的な姿勢を持つことに寄与している。

また、特にインターンシップについては、2019年度に設置されたインターンシップ委員会にて点検・評価を行う。(根拠資料7-36)

キャリアセンターによる進路支援活動に対しては、キャリアセンター職員による振り返りに加えて、医療系学科では教員が学生に対してヒアリングを行い、改善点の把握を行っている。学生の意見は各種ガイダンスでのアンケートからも把握し、教職員による協働の取組の中で、進路支援の点検・評価に努めている。

## 2 長所・特色

### <修学支援>

学生を比較的少人数のゼミに1回生から継続的に配属し、アドバイザーによる修学支援をおこない、またオフィスアワーも用意され、卒業生へのアンケート調査結果からも、「教員と学生の距離が近い」ことについての満足度が高い卒業生が多いことが分かっている。(根拠資料7-60)。

各学期の成績や出席率によるアドバイザーによる修学指導は、不適応を起こしている学生の早期発見につながり、長期的には退学率を抑える役割を担っている。

### <学生生活支援>

いずれの学科・回生においても学生生活、学習活動および学生自治の基礎単位であるクラ

スに対してクラスアドバイザーを配置している。クラスアドバイザーによる支援は、修学面、生活面、経済面および進路面までの多岐にわたりきめ細やかな支援を行っている(根拠資料7-61)ことが特色である。

本学の奨学金制度については、在学生の家計状況を考慮し、経済援助等給付奨学金の予算年々充実させている。経済的な面を理由として学習継続が困難となるケースを未然に防ぐことを目的として、選考基準は、卒業見込みのある学生を対象に幅広い学生に支援が行き渡るように設定し、2019年度は131名に対して支給することができている。

新入生支援については、全学部学科において大学教育への接続を目的として、新入生セミナーやクラス懇談会等を実施している。学習支援、学生生活支援および学生自治活動支援の各要素を取り入れて、具体的なプログラムは各学科の教育課程等にあわせて策定している。新入生セミナー等の運営支援を中心に行うオリターは、年々増加しており、2019年度は171名(新入生数の約14%)に達している。オリター活動は、新入生による評価が高く、また、オリター自身の成長にもつながっていることが入学時アンケートやオリター活動レポートにより確認できる(根拠資料7-62)。

### <進路支援>

教職員が連携して学生支援を行うことで、職員組織からだけでは把握できない、個別の状況が教員からフィードバックがあるため、適切な学生指導につながっている。教職員が連携することで、大学全体でキャリア形成・就職支援に取り組む意識が高まっている。また、正課授業とキャリアセンターとの連携を行っており、正課授業の内容に応じて、関連する課外講座を推奨するとともに、授業担当者と定期的に意見交換等を行い、学生の状況等の把握や授業内容の改善に努めている。

インターンシップを全学的に取り組む体制ができつつある。学生指導に学科教員が関わり、少人数・個別指導を行っている。実習前後の個人面談も実施することで、学生の成長・変化の評価ができ、学生個々への今後のアドバイスが可能になる。インターンシップは、各インターンシップ委員会のメンバーである教員が事前事後授業や学生指導を担当している。また、受講生が低回生に「インターンシップの魅力を提案」し、先輩から後輩に体験内容や成長を伝えることで、次年度の参加促進につながる取り組みを行っている。

キャリアガイダンスは、就職活動対策だけでなく、卒業後のキャリアを考え、自身の適性に合った職業を見つけられるようなキャリア形成に役立つ内容も盛り込んでいる。

医療系学科の就職支援においては、他大学生との差別化、区別化を図り、就職先の質的向上を目指している。

単位認定型インターンシップについては、インターンシップの実施前後で社会人基礎力や成長実感についての学生の自己評価を定量的に調査している。その結果から、学生の成長実感および社会人基礎力向上には非常に効果的であることが示されており、本学の単位認定型インターンシップは、事前事後研修、体験報告会、教員面談等を通して、公募型の採用

直結型といわれる1 day インターンシップでは経験できない内容となっている。

### 3 問題点

#### <修学支援>

一部の学部において標準修業年限での卒業率が低い傾向にある。積み上げ式の教育課程を採用していることが理由の大きな部分を占めるものである。一方で、他の要因を精査するとともに適切なサポート等を行うことも重要であり、現在その検討を進めつつある。

#### <学生生活支援>

奨学金制度については、修学支援新制度の動向を受けて現行の学内奨学金制度を見直す必要がある。経済状況を基準とした経済援助給付奨学金などは新制度と支援対象が重なるため、給付対象についてその一部を学業成績や課外活動等での成果を基準とした奨学金へ切替えることなども含めて再考する必要がある。また、奨学金受給は、修学状況と密接に関連するため、教務部やクラスアドバイザーとの連携は引き続き強化する必要がある。

学生の心身の健康保持・増進については、現行では学生からの相談等への対応が中心になっており、健康保持・健康増進の観点で大学から能動的な働きかけはまだ弱い面もある。自らの健康を保持していくことは、大学生生活およびその後の生活の基本となるため、医務室・学生相談室を中心とした働きかけを行うようにしたい。また、障がい学生支援については、障がい者差別解消法において「合理的配慮」が努力義務とされたが、本学においては、配慮の申し出に対する対応、その後の支援、該当者の情報共有などについて、整備を進め支援体制を強化することが重要である。

サークル団体について、団体種別および団体数が増加傾向にある。強化サークルなど活動実績が活発で戦績を残している団体から趣味嗜好の範囲内での人間的な交流を目的とした団体などさまざまな団体があるため、活動実績等に基づくより適切な支援ができるよう支援体制を整備する必要がある。

ボランティア活動については、地域からの依頼に基づく活動については一定の情報整理ができているが、今後も情報の整理をさらに進める必要がある。また、そのほかのボランティア活動については、学生の自主的な活動となっているため、活動実態を把握し、情報を一元管理するとともに、ボランティア活動の推進に関する大学の考え方を整理し、必要な取組みを行う必要がある。

#### <進路支援>

キャリア科目の担当が非常勤講師のことが多く、本学が目指す人材育成の方針に沿った教育の質の担保が重要である。さらに、現在の状況等に応じた内容や開講時期の検討も必要と考え、キャリア科目体系の改善・見直しが必要と考える。

学生数の増加に比例しインターンシップの量的拡大を目指すために、学生募集・周知に全学で取り組むとともに、指導体制や事務局等の体制改善・拡充を行うことが必要である。特に、公募型を導入する企業が多く、5日間以上の認定型を実施する企業が減少している点、単位認定型インターンシップは正課授業とし、研修等を内製化しているため、研修内容、学生や企業対応等、対応事項が多い点については、十分に対応できるだけの体制拡充等の対応が重要である。

公務員行政職の合格実績をあげるための支援策や支援が必要な学生の全学的な支援体制等、学生の多様な志望や事情に応じた個別の支援体制の拡充が重要である。

### 4 全体のまとめ

本学では、学生の多様性に配慮しながら、学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように、学生指導の方針を立てて実行している。

修学支援や学生生活支援の特長は、いずれの学科・回生においても、クラス担当の教員(クラスアドバイザー)を配置し、修学面・生活面・経済面および進路面までの多岐にわたるきめ細やかな支援を行っている点にある。

進路支援においては、クラスアドバイザーが自ら行った就職指導等の具体内容や学生情報をキャリアセンターに伝え、キャリアセンターからも学生面談で得た情報をクラスアドバイザーに伝えて、互いに情報を共有しながら、学生の状況に応じた進路支援・指導を可能にしている。このように、教職員の協働のもとでの包括的な支援が、本学の進路支援の大きな特長といえる。

### 根拠資料

- 7-1 2019 年度第1 回全学自己点検・評価委員会報告
- 7-2 クレド（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/vision/credo.html>
- 7-3 クレドカード
- 7-4 京都橘大学教務委員会規程
- 7-5 2019 年度新入生ガイダンス等の実施について
- 7-6 2019 年度履修に関する指導について
- 7-7 2019 年度前期出欠状況による修学指導について
- 7-8 2019 年度前期単位修得状況による修学指導について
- 7-9 京都橘大学学生部委員会規程
- 7-10 2019 年度クラスアドバイザーについて
- 7-11 2019 年度第5 回国家試験対策委員会レジュメ
- 7-12 2019 年度ゼミ・クラス活動補助金について
- 7-13 オフィスアワー（大学ホームページ）  
<http://www3.tachibana-u.ac.jp/develop/inside/student/office.html>
- 7-14 2019 年度初年次導入教育（新入生セミナー等）総括および  
2020 年度実施概要について
- 7-15 学生サポート体制（通信教育課程ホームページ）  
<https://echool.tachibana-u.ac.jp/study/support.html>
- 7-16
- 7-17 2020 年度入学前教育について
- 7-18 2020 年度入学前教育について
- 7-19 強化サークル（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/campuslife/activity/priority.html>
- 7-20 2019 年度サークル活動補助金選考について
- 7-21 2019 年度災害ボランティア補助金の取扱要領について
- 7-22 京都橘大学入学時成績優秀者特別奨学金規程
- 7-23 京都橘大学強化サークル活動奨励奨学金規程
- 7-24 京都橘大学経済援助等給付奨学金規程
- 7-25 京都橘大学大学院研究奨励制度のしおり
- 7-26 2019 年度学生健康診断結果について
- 7-27 2018 年度学生相談室活動報告
- 7-28 学生生活におけるマナー、ルール等に関する指導について
- 7-29 2019 年度学生生活ガイダンスレジュメ
- 7-30 2019 年度学内への車両乗入について

## 第7章 学生支援

- 7-31 薬物乱用防止に係る学生啓発リーダー養成講習会の実施について
- 7-32 京都橘大学人権委員会に関する規程
- 7-33 京都橘大学人権侵害防止に関するガイドライン
- 7-34 人権侵害防止に関する取組み (大学ホームページ)  
<http://www3.tachibana-u.ac.jp/develop/inside/student/office.html>
- 7-35 京都橘大学グローバル教育推進室規程
- 7-36 京都橘大学インターンシップ委員会規程
- 7-37 京都橘大学単位認定型インターンシップ案内
- 7-38 インターンシップ受講生名簿
- 7-39 寄り添い支援型インターンシップ委託契約書
- 7-40 寄り添い支援型インターンシップ受け入れ企業
- 7-41 職員体制表
- 7-42 ゼミ担当の就職支援ミニマムスタンダードについて
- 7-43 2019年度父母の会総会ご案内
- 7-44 2019年度父母の会地区別懇談会資料
- 7-45 2019年度父母の会総会議案書
- 7-46 U・Iターン就職支援協定・連携状況
- 7-47 U・Iターン就職支援協定書(京都府)
- 7-48 就職支援プログラム
- 7-49 2018年度SPI対策講座・面接講座案内
- 7-50 OB・OG交流会案内
- 7-51 2018年度学内合同企業説明会
- 7-52 2019年度理学療法学科就職支援スケジュール
- 7-53 2019年度救急救命学科就職支援スケジュール
- 7-54 キャリアメイト (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/career/suppoort/center/index.html>
- 7-55 公務員試験センターについて (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/career/qualification/center.html>
- 7-56 教職保育職支援室 (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/career/suppoort/center/tpsc.html>
- 7-57 就職率過去3年分
- 7-58 自己点検・評価に基づく改善報告書
- 7-59 2016年度以降の修学指導基準について
- 7-60 京都橘大学ステークホルダーズ調査報告書
- 7-61 2019年度クラスアドバイザーについて
- 7-62 2019年度オリター活動レポートについて

## 第8章 教育研究等環境

### 1 現状説明

#### 1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学では、下記の4点を方針として、社会と学生、教職員の実態と要請に適切に対応するため、教育研究等環境の整備を行う。

- ① 教育研究・学生サービスの質向上に向けて、大学の発展と社会からの要請に即したソフト面・ハード面からの学習・研究環境の整備・拡充を進める。
- ② 共生の教学理念を実現する一環として、多様な人々に向けた学習・研究環境のユニバーサル化を進める。
- ③ IT技術の進歩、教育環境の情報化に対応するため、図書館、通信施設、情報処理機器、視聴覚設備等の整備・拡充を進める。
- ④ 研究倫理指針・研究費助成等の整備を行い、研究環境の改善・拡充を進める。

この方針は、本学での従来の取組や風土を踏まえ、全学的な内部質保証に責任を持つ内部質保証推進委員会により2019年度に審議・明文化したものである。さらに、内部質保証推進委員会による明文化後に、大学評議会、部長会、教授会、課長会議での報告を行い、全学的な浸透を図っている。(根拠資料8-1)

#### 2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

2019年5月1日現在の校地面積は、7万4,906㎡であり、大学設置基準に定める3万4800㎡に対し、2.15倍の広さを有している。また、校舎面積は5万932㎡であり、同基準の2万3018㎡に対し、2.21倍の広さを有している。(根拠資料8-2)

キャンパスには、12棟の校舎があり、54の講義室、29の演習室を配置し、在学生の規模に対して十分な施設を整備している。また、体育施設として、テニスコート(1面)、弓道場、クラブハウスを持つ総合グラウンド(3203㎡)、中央体育館(延床面積4829㎡)、第二体育館(同1903㎡)を配置している。さらに、2015年11月に食堂や購買等を含む学生コミュニティ施設および教員研究室などを配置する「響友館」(延床面積6580㎡)が竣工し、翌年1月から全面的に利用を開始した。(根拠資料8-2)

本学では、2005年度以降、実習の多い学部・学科を設置してきており、これらに対応するため、実習施設を併設した教室棟の整備・充実を進めている。2005年に看護学部専用の実習室を持つ「清優館」、2007年に児童教育学科の実習施設を配置した「児優館」を建設した。また、2010年に救急救命実習室やCAD室、製図室を併設する「明優館」、2012年に理学療法学科、心理学科の実習施設を有する「優心館」、2018年に作業療法学科、臨床検査学科の実習施設を有する「啓成館」を建設した。

また、学生の自主的な学習を支援するために、「響友館」の建設とそれに伴う図書館の拡充・改修計画のなかで、図書館内の学習スペース機能を拡充してラーニングコモンズ機能を持つグループ学習室を増設し、2016年4月より稼働させた。

さらに、2021年4月には、学生生活の快適性に配慮したキャンパス計画の一環として、キャンパスの新たなメイン導線に新教室棟（仮称）を配置する予定である。ここでは、教室とコモンズが一体化した空間で、学部の分野を越えた「つながり」と「実践」、「にぎわい」を創出することを狙いとしている。

施設・設備の維持・管理については、年間計画として各施設・設備に応じた定期点検を行い、修繕・更新などを実施している。また、2012年4月に、学園の学生生徒、教職員など学園構成員の安全確保を図り、被害・損害を最小限に食い止め、迅速な回復をめざすため「京都橘学園危機管理規程」を施行し、危機管理体制について必要事項を定めた。（根拠資料8-3）同時に、大学では『京都橘大学危機管理マニュアル』の冊子化を実施し、教職員に配布し、その徹底を図っている。（根拠資料8-4）また、『京都橘大学危機管理マニュアル』を活用した実技訓練を含む研修を実施し、危機管理意識の向上をめざしている。2013年度以降は「大学オリジナル 大地震対応マニュアル」（カードサイズ版）を作成し、学生・教職員等に配布し、その徹底を図っている。（根拠資料8-5）マニュアルの整備とともに、防災用品・工具・備蓄食料品、非常用発電機の配備、避難場所誘導看板等の設置等も並行して実施している

ネットワーク環境やICT機器等については下記のように整備・運用を行っている。

コンピュータ教室を清心館と明優館に設置しており、全体で約350台のコンピュータを整備している。（根拠資料8-6）コンピュータ教室は授業のみならず、授業がない時間にも開放し、自学自習を可能としている。また全学部学科の学生が自由にコンピュータを利用できる環境として、清心館に情報メディアセンターを整備しており、統計、CAD、語学などに関する専門的なソフトウェアも利用した学習も行うことができる。情報メディアセンターにはICT専門のサポートスタッフを設けており、ICTサービスの提供・推進を始め、教員・学生からのICT利用に関するヘルプデスクも実施している。（根拠資料8-7【ウェブ】）ネットワークにおいては、無線LANを普通教室やコモンズなどのスペースに全学的に整備しており、キャンパス内のどこでもスマホ・タブレット・モバイルPCなどを利用した学習ができるように拡充していく予定である。

学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために、それぞれガイダンスを設けている。学生については、情報メディアセンターによる新入生ガイダンスの中で教育を行い（根拠資料8-8）、また1回生の必須科目として情報処理科目を設けることで入学時点から情報倫理の推進に努めている。（根拠資料8-9【ウェブ】）教職員においても、入職時に情報メディアガイダンスにて毎年編集するユーザズガイドなどを配布・説明し、情報倫理教育を実施している。（根拠資料8-10）（根拠資料8-11）

### 3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

本学図書館は、従来の資料の利用だけでなく、館内の学習施設の整備や、さまざまなデータベースの提供を通じての多様な学術情報サービスを提供している。また、展示企画の実施により、所蔵資料を広く公開し、さらに、他研究機関からの所蔵貴重書(古文書等)の閲覧や撮影の受入等、社会貢献としての活動も行っている。また、併設の中学校や、近隣の公立中学校の就業体験を定期的に受け入れるなど、多様な活動を追求している。

本学の図書館・学術サービスの主な内容とその体制は下記のとおりである。

本学図書館は、1985年に竣工し、2015年度末に隣接する棟を一部改修して増床され、2019年5月現在の延床面積は4,232㎡である。（根拠資料8-2）閲覧席数は534席（フォレストコモンズ含む、2019年5月現在）となっており、館内には閲覧席とは別に学習スペースとして、「グループ学習室」を11室設置している。（根拠資料8-12）開館時間は、開講期の平日がAM8:45～PM20:30、土曜日がAM10:00～PM18:30となっている。祝日であっても、学年暦上平常授業が実施される場合は通常どおり開館している。閉講期間中は、平日・土曜日ともAM8:45～PM17:15となっている（根拠資料8-13【ウェブ】）が、国家試験前の自学習等で図書館の利用が想定される期間は、19:30まで開館している。また、日曜日は原則閉館であるが、通信教育課程のスクーリング実施にあわせて、開館する場合がある。

館内には、館内資料の検索や、契約データベースの利用を目的として、学生・教職員が自由に利用可能なパソコンが14台設置されている。館内には無料で使用できる無線LANが全域に設置され、ノートPCの持ち込みも許可しており、契約データベースの多くは、館内（または学内）のどの閲覧席からでもアクセスできる。また、契約上可能なものについては、VPN接続によって、出張先や実習先からでも利用できるようにしている。

2018年度末における収容可能冊数は約36.6万冊であり、蔵書数は、図書資料266,052冊（製本雑誌含む）、雑誌3,879種となっている。（根拠資料8-12）館内の資料検索のため、WebOPACを導入しており、館内のみならず、学内、学外からも資料検索が可能である。WebOPACには、学外データベースとの契約により、検索した資料の目次やあらすじを表示する機能を付加している。学術情報サービスに欠くことのできない電子ジャーナルについては、全文記事データベースを含め、約11,000種が利用可能である。（根拠資料8-12）また、近年では、

医療系を中心に、動画・映像によるコンテンツの配信サービスの活用も増えている。「学術情報リポジトリ」を図書館 HP 内に構築している。(根拠資料8-14【ウェブ】)

また、図書館および図書館資料を利用した学習の推進のため、『クラス・ゼミ別ガイダンス』を実施している。ガイダンスでは、図書館の利用方法に加え、オンラインデータベースやインターネットによる論文や資料の検索・収集など、授業や学習、卒論執筆をターゲットとした内容となっている。(根拠資料8-15【ウェブ】)

図書館を運営するために、学内機関として図書館運営委員会を設置し、各学科から教員1名を選出して委員とし、図書館長(学術情報部長が兼務)のもと、学部・研究科の学習、また、教員および院生の研究に必要な図書資料の選書等を行っている。(根拠資料8-16) 図書館運営委員会は、各学部・学科と図書館との日常的な連携を深め、様々な情報・課題を共有し、相互に反映するために、月1回開催している。また、事務組織として「図書館課」が設けられており、専任職員4名(課長1名含む)、目録業務等担当のパート職員2名により構成されている。参考業務、利用者教育、館内管理を中心としたカウンター業務、および設備を含む排架等は専門業者への業務委託スタッフ5名が担当している。これらの職員およびスタッフのうち、司書資格を有する者は9名である。(根拠資料8-12)

他図書館とのネットワーク構築については、NACSIS-ILL への参加による相互利用はもちろん、私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合等の関係団体に加入し、協力を深めている。さらに、2018年度からは、国立国会図書館が提供するデジタル化資料送信サービスに参加している。(根拠資料8-14【ウェブ】) また、2020年4月より、京都府立図書館が運営する、京都府内の公共図書館の相互利用を促進する『京都府図書館総合目録ネットワーク(K-Libnet)』に参加予定で、準備を進めている。

#### 4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

本学では、専任教員に対して、職位等によって15~45万円までの個人研究費を支給し研究活動の支援を行っている。個人研究費は、研究費と研究旅費に区分し、それぞれの区分ごとに額を定めているが、運用は相互の流用を可とし、総額の上限を超えない限り、柔軟な執行を認めている。学会誌論文掲載料や人を対象とする研究の際の保険料、学外研究活動の際の賃借料などにも使えるようにし、円滑な研究活動が行えるよう改善を図っている。(根拠資料8-17) なお、個人研究費および個人研究旅費を適切に支給するため、全ての教員は年度ごとに研究報告書および次年度の研究計画書の提出を義務付けている。(根拠資料8-18) (根拠資料8-19)

なお、外部資金獲得による研究活動推進を支援するため、多数の学内助成制度を設けている。具体的には「共同研究助成費」(根拠資料8-20)「学術刊行物出版助成費」(根拠資料8-21)「教員学外研究費」(根拠資料8-22)「国際研究集会等報告者助成費」(根拠資料8-

－23)「学科研究諸費」(根拠資料8－24)「公募型研究助成費」といった制度を設けており、それぞれの制度を運用して教員の研究活動を支援している。特に「教員学外研究費」については、2008年度から2017年度の10年間で利用者が5名と、制度はあるものの活用に課題があったため、2017年度に規程を改定し、学科推薦枠を設けることで積極的な活用を促進し、2018年度以降(2020年度は予定)は毎年度2名を送出している。(根拠資料8－25)  
(根拠資料8－26) また、科研費等外部資金の獲得を支援するために、業務委託を2名配置し、科研費制度説明会等の開催、科研費アドバイザー制度や採択調書閲覧サービスなどの制度管理をしている。(根拠資料8－27)

研究室については、専任教員に対し1人1室を設けており、研究を遂行できる環境を整えている。また、専任教員には週1日の研究日を設けており、原則教員が希望する曜日には授業を担当しないような体制をとり研究時間の確保をはかっている。(根拠資料8－28)

### 5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では「京都橘大学研究倫理委員会規程」を制定し、「人を対象とする研究」に対する倫理的配慮について定めている。(根拠資料8－29) 倫理審査は申請によって行われ、申請締切日と審査日を事前に定め、ホームページ等で周知徹底している。(根拠資料8－30【ウェブ】) 申請件数は、教員数の増加に伴い、2018年度は60件をこえた。(根拠資料8－31) 2012年度から毎年1回、全教職員を対象に研究倫理研修会を開催し、研究倫理意識の向上に努めていたおり、教員が必要な内容を時間に制限されることなく受講できるように2018年度からAPRINのe-learningを導入し、活用を促進している。

研究費不正防止に関しては「京都橘大学研究活動における倫理指針」(根拠資料8－32)を定め、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程」(根拠資料8－33)、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則」(根拠資料8－34)、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会規程」(根拠資料8－35)、「科学研究費補助金等の間接経費取扱に関する規程」(根拠資料8－36)等の規程を整備している。さらに、研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会を定例開催(年3回程度)し研究費不正使用防止に対する意識を高めることで、学内における研究費の不正使用と不正行為の防止に努めている。科研費の内部監査は、文部科学書の定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、「機関使用ルール」に基づいて適正な実施件数による監査を実施している。(根拠資料8－37)

動物実験の適正な実行については、「京都橘大学動物実験等の実施に関する規程」(根拠資料8－38)、「京都橘大学動物実験委員会規程」(根拠資料8－39)、「京都橘大学麻薬および向精神薬取扱に関する規程」(根拠資料8－40)を定め、動物実験委員会を設置し、申請による動物実験の適正な実行について審査している。さらに、遺伝子組換え動物実験については「京都橘大学遺伝子組換え実験安全管理規程」を定め、遺伝子組換え実験安全委員会を設置

している。(根拠資料8-41) 2015年度には公私立大学実験動物施設協議会に加盟し、取り組み水準の向上に努めている。(根拠資料8-42)

### 6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境等整備については、環境等整備を所管する部署にて点検・評価を行うとともに、全学的な自己点検・評価においても定期的に点検・評価を行っている。

教育環境等整備に対する全学自己点検・評価や個別の点検・評価の内容は下記の通りである。

研究倫理委員会では、全学体制で研究審査に取り組んでおり、また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の制定にあわせ、本学規程を改定すると同時に、同委員会における申請書の改定や審査方法の改善を図り、よりスムーズな審査が行われるようになっている。そうした審査方法については、大学ホームページ等(根拠資料8-43【ウェブ】)で周知徹底している。また、研究倫理委員会で定めた研究倫理審査用紙にある審査項目(根拠資料8-43)をもとに審査しており、審査システムにおける公正性・厳密性が担保されているものと評価できる。また、研究倫理教育責任者の任命や研究倫理研修会の定期開催、「京都橘大学研究活動における倫理指針」の配付などを通じ、研究者の倫理意識向上に努めている。さらに、動物実験については、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会等で適正な実行を図るとともに、大学ホームページ上(根拠資料:88-45【ウェブ】)での情報公開を行っている。

研究倫理教育については前回の2015年度の全学自己点検評価とそれを基にした2016年度認証評価時に今後発展すべき事項として認識している。これに対し、2015年度から研究倫理教育責任者を任命し、研究倫理教育の政策的な実施を検討する中で前述のAPRINのe-learning導入等の取り組みを行っている。さらに学生に対しては、学部生・大学院生にも授業内で必ず研究倫理教育を受けるようにし、シラバスにもその旨を記載するなどし、点検・評価結果に対しての改善を図っている。(根拠資料8-46)

さらに、本学では、教育研究等環境の点検・評価に対して学生の声も取り入れている。学生に対するアンケート調査である「在学意識調査」などで学生ニーズの把握に努めており、その要望に基づいて、短期・中長期に分け、計画的な環境整備を進めている。「在学意識調査」による学生の要望への対応方針等については、ホームページに掲載し公表している。

(根拠資料8-47【ウェブ】) 教育研究等環境のうち施設・設備の充実についての全学的観点による検討は法人事務局が担っており、法人事務局での検討内容を部長会、大学評議会で審議し、理事会が決定している。さらに、理事会のもと法人事務局が中心となり、「在学意識調査」の結果等をもとに定期的にその適切性について検証している。

### 2 長所・特色

館内に学習スペースとして設置したグループ学習室は、年を追う毎に利用が増加している。(根拠資料8-48) また、2018年度より、グループ学習室利用者にノートPCとプロジェクターを貸し出すサービスを開始して、利用促進を図っている。グループ学習室では、学部学生によるグループ学習(2~10人)がもっとも一般的な利用方法であるが、20人収容可能な1室には電子黒板も設置されていることから、クラス・ゼミでの発表やプレゼンテーションの準備に活用することも可能である。さらに、図書館所蔵の資料を利用する授業や班ごとに分かれての課題学習を複数のグループ学習室を利用して開催するなど、多様な授業形態による能動的な学習の支援にも活用されている。本学には、「アクティブ・コモンズ」をはじめ、数カ所にラーニングコモンズが設置されているが、図書館においても、学習施設としての利用が広がり、定着を見せている。

図書館蔵書充実のための選書・収書方針は、図書館全体としての方針だけでなく、各学科の教育研究内容に沿った項目も盛り込んで作成している。また、選書に当たっては、学部・学科、教職員や図書館だけでなく、学生・院生からの購入希望も受け付けており、学生が書店で直接選書できる『学生選書ツアー』も、年に数回開催し、学生の要望も取り入れた蔵書内容となるよう工夫している。

NACSIS-ILLの利用による相互貸借・複写依頼や、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスについても、学生・教職員に学習や研究に活発に活用されている。また、2020年度から『京都府図書館総合目録ネットワーク(K-Libnet)』への参加を予定しているが、K-Libnetに参加することで、本学資料を京都府民に紹介し、利用が可能になるという地域貢献の側面もさることながら、本学の学生、院生、教職員にとっては、京都府立図書館、京都府立京都学・歴史館など、京都府内図書館の所蔵する豊富な資料を、本学の図書館内で利用することが可能になり、多くのメリットを享受することが見込まれている。

2017年に共同研究に係る規程を制定するとともに、共同研究において契約締結や外部資金の執行管理および知財管理をする体制を整備してきた。2019年に本学初となる特許を取得した。(根拠資料8-49))

### 3 問題点

本学における図書館の役割は、学術情報利用と、学習施設利用の両側面の必要性が高まっている。しかし、どちらかがすでに充足した状態で、どちらかを重点に展開していくということではなく、そのどちらも今後とも引き続き向上させていく必要がある。蔵書数の充実に加えて、展示企画や学生選書ツアーを実施するために、必要とされる業務の見極めと適切な事務局体制の整備が今後必要である。

図書館への年間入館者数は直近の数年、ほぼ12万人前後で推移している(根拠資料8-50)。同じ期間、大学全体の学生数は急速に増加しているが、入館者数は学生全体の増加ほ

どは伸びていない。学習施設としての利用に広がりを見せつつも、より多くの学生に図書館サービスを提供するために設備の魅力向上(閲覧席の仕様等)や、蔵書をはじめとする知的財産の拡充等が重要と考える。

行政、産業界および財団等からの助成を得るために各研究領域にあわせた支援を強化するために、URA等の専門職の配置等を含めた、企業との共同研究など科研費以外の外部資金の獲得を支援する体制構築が必要である。

APRINのe-learningを導入し、研究者の研究倫理教育を促しており、科研費および学内の競争的資金申請時には修了証の提出を必須としている。修了証の発行には本学開催の研究倫理研修会の参加もしくはAPRINの受講を必須としているが、研究倫理研修会の参加が多かったことも影響し、APRINの受講率は全学的には27%と高くないため、APRIN導入の背景も踏まえ、その受講促進を強めている。

本学の倫理審査は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」をもとに規定しており、本学のような多様な研究領域を保有する研究機関においては、審査申請の必要性をより明確に示すことが重要である。研究倫理審査に申請すべき研究、その上で合議審査とするか迅速審査とするかといった区別を、チェックシートやチェックフローを作成するなどして、研究者にとってより明確に提示する必要がある。

### 4 全体のまとめ

本学図書館は、館内の学習施設の整備や、さまざまなデータベースの提供を通じて、多様な学術情報サービスを提供している。また、展示企画の実施により、所蔵資料を広く公開し、さらに、他研究機関からの所蔵貴重書(古文書等)の閲覧や撮影の受入等、社会貢献としての活動も行っている。

さらに、本学の図書館内には、学習スペースとして設置したグループ学習室もある。年を追うごとに利用が増加している。2018年度より、グループ学習室利用者にノートPCとプロジェクターを貸し出すサービスを開始して、さらに利用が促進された。グループ学習室では、学部学生によるグループ学習がもっとも一般的な利用方法である。20人収容可能な1室には電子黒板も設置されていることから、クラス・ゼミでの発表やプレゼンテーションの準備にも活用されている。

また、本学には、学生が自由な発想でアイデアを出し合い、創造的な学びを実践するための施設として、学びのコミュニティ施設がある。具体的には、「アクティブ・コモンズ」「セントラルコモンズ」「フォレストコモンズ」「ラーニング&リサーチコモンズ」「ヒルサイドコモンズ」などが設置されている。グループ学習やプレゼンテーション練習、情報収集・発信などさまざまな用途に使用することができ、学生の自発的な学習スペースとして機能している。

### 根拠資料

- 8-1 2019 年度第1 回全学自己点検・評価委員会報告
- 8-2 校舎面積・教室等区分まとめ（履行状況調査報告資料より抜粋）
- 8-3 京都橘学園危機管理規程
- 8-4 大地震対応マニュアル
- 8-5 京都橘大学危機管理マニュアル
- 8-6 コンピュータ台数
- 8-7 情報メディアセンター（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/media/>
- 8-8 情報メディアガイダンス資料 学生向け
- 8-9 履修の手引き 基礎教育科目群とは（大学ホームページ）  
<http://cai5.tachibana-u.ac.jp/kyomu/courses/curriculum/basis.html>
- 8-10 2019 年度ユーザーズガイド
- 8-11 京都橘大学学術情報ネットワーク利用承認書
- 8-12 日本図書館協会大学・短期大学・高専図書館調査票
- 8-13 京都橘大学図書館の概要（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/library/summary.html>
- 8-14 文献検索・電子コンテンツ（大学ホームページ）  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/library/information/database\\_list.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/library/information/database_list.html)
- 8-15 提供サービス（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/library/information/service.html>
- 8-16 京都橘大学図書館運営委員会規程
- 8-17 京都橘大学個人研究費規程
- 8-18 個人研究費に係る研究計画書
- 8-19 個人研究費に係る研究経過・成果報告書
- 8-20 京都橘大学共同研究助成規程
- 8-21 京都橘大学学術刊行物出版助成規程
- 8-22 京都橘大学教員学外研究規程
- 8-23 京都橘大学国際研究集会等報告者助成規程
- 8-24 京都橘大学学科研究諸費助成規程
- 8-25 学外研究制度改定案
- 8-26 教員学外研究費採択実績
- 8-27 アスペクトコア業務委託契約書
- 8-28 京都橘大学教員服務規程
- 8-29 京都橘大学研究倫理委員会規程
- 8-30 研究倫理委員会への申請手続について（大学ホームページ）

[https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/application\\_procedure.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/application_procedure.html)

- 8-31 倫理審査申請件数推移
- 8-32 京都橘大学研究活動における倫理指針
- 8-33 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程
- 8-34 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則
- 8-35 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会規程
- 8-36 科学研究費補助金等の間接経費取扱に関する規程.
- 8-37 2019 年度科学研究費助成事業交付研究課題に対する内部監査計画について
- 8-38 京都橘大学動物実験等の実施に関する規程
- 8-39 京都橘大学動物実験委員会規程
- 8-40 京都橘大学麻薬および向精神薬取扱に関する規程
- 8-41 京都橘大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 8-42 公私立大学実験動物施設協議会入会承認通知書
- 8-43 公正研究・研究倫理に関する取り組み（大学ホームページ）  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/approach.html>
- 8-44 研究倫理審査用紙
- 8-45 動物実験に関する取り組み（大学ホームページ）  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/animal\\_experiments.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/animal_experiments.html)
- 8-46 2019 年度研究倫理教育の実施について
- 8-47 在学意識調査（大学ホームページ）  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/about/evaluation/attitude\\_survey.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/about/evaluation/attitude_survey.html)
- 8-48 グループ学習室利用者数
- 8-49 特許査定
- 8-50 図書館入館者数

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1 現状説明

#### 1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学では下記の3点を方針として、社会連携・社会貢献を推進する。

- ① 地域住民や社会人を対象とした生涯学習やリカレント教育講座等により、本学の知的資源を地域や社会に提供する。
- ② 教育研究に資する産学公連携活動を推進する。
- ③ 外部組織との様々な交流システム・緊密なネットワーク・活動体制を組織的に構築・整備する。

この方針は、本学での従来の取組や風土を踏まえ、全学的な内部質保証に責任を持つ内部質保証推進委員会により2019年度に審議・明文化したものである。さらに、明文化後に、大学評議会、部長会、教授会、課長会議での報告を行い、全学的な浸透を図っている。(根拠資料9-1) 明文化されたものとしては、2019年度からではあるが、本学内で共有される精神や従前の取組を統合したものであり、本学の社会連携・社会貢献の諸活動は今後もこの方針に基づき実施することを目指すものである。

本学では教学の理念に「自立」「共生」とともに「臨床の知」をかかげており、臨地での学修や国際体験など、現場と絶えず出合うことによって、学内での教育と研究が、ときにはその成果が検証され、またときには弱点が明らかにされてその改善を期すなど、決して社会から乖離することなく、むしろ社会との緊張関係において日々試され、向上することを目指している。

上記方針に籠められた理念の実践として、本学では京都橘大学産学公地域連携推進機構を設置し、機構内に地域連携センター、看護異文化交流・社会連携推進センターおよびリエゾンオフィスを附置している。また、各センターでの活動状況については部長会、大学評議会などの基幹会議にて報告されている。(根拠資料9-2)

#### 2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

本学では地域社会の発展に資することを目指し、大学が所在する京都市および山科区に加え、近隣では滋賀県草津市、野洲市および守山市、遠方では和歌山県那智勝浦町や福井県小浜市とも協定を締結し活動を展開している。各自治体等との連携協定や活動については

産学公地域連携推進機構で方針を定めた上で、実際の活動については地域連携センターや看護異文化交流・社会連携推進センターを中心に、学部教育や学生学会等の課外活動も含め全学的に取り組んでいる。

地域連携や社会連携活動の中心となる地域連携センターでは、専任の教員を配置し、京都市から助成を受けている「学まち連携大学促進事業」に係る活動を支援している。(根拠資料9-3) また、学生団体として「たちラボたち」を組織し、活動支援および山科区の「きずな支援事業」への申請支援を行っている。

また、京都市においては醍醐中山団地と協定を締結しており、団地の空き部屋を活用し、地域連携センター分室を開設するとともに、本学の日本人学生と留学生が同居するシェアルームを展開している。(根拠資料9-4【ウェブ】) 団地に開設した地域連携センター分室を拠点として団地が抱える独居高齢者の増加などの課題に対し、看護学科のお助け隊や心理学科のこころなごみカフェなどを実施し、対策をはかっている。

行政や企業との共同研究については本学リエゾンオフィスが推進しており、2018年度においては共同研究、受託研究、研究助成等の総額で約11,200千円の取扱があり、2016年度の6,050千円、2017年度の8,820千円と比して着実に増加している。(根拠資料9-5) また、産業界との連携強化をはかるため、既に参加していた京都商工会議所、京都経済同友会、京都経営者協会に加え、2016年度に京都工業会にも加盟した。ものづくりを中心とする企業との連携も今後はかかっていく予定である。

看護異文化交流・社会連携推進センターでは健康支援事業、学習支援事業、国際交流事業および情報発信事業を展開している。健康支援事業においては、大学祭の開催に併せてたちばな看護健康相談を開催し、近隣の高齢者に参加していただいている。学習支援事業では、看護学科リカレント講座を開催し、看護研究の成果を病院等で働く看護師に還元している。更に、国際交流事業においては、海外研究者の招聘や本学研究者の海外派遣を行っている。2018年度にはオーストラリアからの研究員を総合研究センター客員研究員として受け入れ(根拠資料9-6)、看護ケアの現場で認められる日常的な倫理的課題にアプローチしている。

また、エクステンションセンターを中心に、地域社会へ向けた講座を開催し、研究成果をひろく社会に還元している。広く一般の方を対象とした「たちばな教養講座」「歴史文化ゼミナール」「女性歴史文化研究所シンポジウム」では歴史学を中心に調査研究内容を広く知っていただく機会としている。また、教育や医療の専門職者を対象とした「発達教育学部リカレント講座」「看護異文化交流・社会連携推進センターリカレント講座」「看護国際フォーラム」「理学療法学科リカレント講座」を開催し、それぞれの分野での研究で得られた知見を教育現場や医療の臨床で活かせるように公開している。(根拠資料9-7【ウェブ】)

本学では、以上のように、産学公連携推進機構を中心として様々な社会連携・社会貢献に取り組んでいる。また、社会連携・社会貢献の方針を踏まえ、教育研究成果の還元と社会か

らの学びの観点から、各学部や附置組織においても様々な取組みを行っている。これは、臨地での学習や体験などを重視し、社会との関係の中で向上を志すという、本学教学理念のひとつ「臨床の知」の精神を体現するものである。例えば、各学部や附置組織においては、教学理念と社会連携・社会貢献の全学的方針に基づき、下記のような取組みを行っている。

### 【国際英語学部】

近隣の山科警察署と連携し、本学が提供する英語教育プログラムである「山科警察英語講座」を実施している。2019年度までは専任教員が講座を担当し、今後は留学から帰国した国際英語学部生が担当する予定である。(根拠資料9-8)

### 【文学部】

文学部独自科目である「京都産業文化論ⅠⅡ」「京都観光論」の科目において、それぞれの分野の専門職人、企業人、専門業者等をゲストスピーカーとして招聘し、京都の伝統産業、現代産業、観光などの各業界との連携を図っている。

また、社会貢献の一環として、「キャリアゼミⅢ」の選択制のプログラムとして、2018年度より、ボランティアクラスを開設し、希望した学生が各々事業所、施設などでボランティア活動に従事している。(根拠資料9-9)

### 【発達教育学部】

2017年度から、京都市および特定非営利活動法人全国認定こども園協会京都府支部等との協定による幼稚園免許状更新講習の新規開設を行った。2017年度延べ1,066人、2018年度延べ1,094人、2019年度延べ1,094人の講習受講者となり、地域の高いニーズに貢献している。2019年度からは1講習の内容の工夫を行い、小学校教諭免許状更新講習にも適用できるようにしたことにより、貢献対象者を拡大することができた。(根拠資料9-10)

### 【看護教育研修センター】

看護教育研修センターでは、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践を行う者を育成するため、看護職の資質及び地域医療の向上を目的とした研修を実施している。地域の看護職への貢献もさることながら、入学者は日本中から研修に参加しており、研修終了後は、それぞれの地域へ戻り、認定試験に合格後は、その知識・技術を地域へ還元することとなる。なお、本センターの認定看護師教育課程は、京都府看護職資質向上推進補助金交付事業の対象事業である。(根拠資料9-11)

### 【心理臨床センター】

心理臨床センターでは、一般市民向けの個別心理相談、参加無料の子育て支援に加え、対人援助職の専門家や心理的支援の専門家向けのセミナーも定期的に開催している。(根拠資料9-12)

### 料9-12【ウェブ】

2019年度より本センターも、国家資格として創設された公認心理師養成に対応したカリキュラムを持つ本学健康科学研究科と連携し、公認心理師受験資格取得に必須となる実習が可能な機関として機能している。こうした実習は、上記の個別相談やグループ、あるいはセミナーに院生が直接・間接に関わることで行われており、大学の理念・目的に沿う形で適切に運営されている。

### 【理学療法教育研修センター】

理学療法教育研修センターでは、「真に人の役に立てる理学療法を創造する」という理念を実現するために、理学療法士への卒後教育に必要な場を提供している。(根拠資料9-13【ウェブ】) 教育内容としては、主に次のように卒後から段階的に実施している。

卒後1年目は社会人としての接遇やマナーの研修や医療界全般にかかわる内容が主である。卒後2年目は理学療法の基礎的な知識の再確認が主な内容である。卒後3年目は臨床で必要な技術的な内容を主に構成されている。

### 3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の定常的な点検・評価については、学長を機構長とする産学公地域連携推進機構が統括する地域連携センターおよび看護異文化交流・社会連携推進センターには運営委員会をおいており、それぞれ地域連携実績集や年報を発刊している。(根拠資料9-14【ウェブ】)(根拠資料9-15) 同委員会において各センターでの行事について省察し翌年度の体制を検討している。

さらに、本学では、社会連携・社会貢献については所管部署での定常的な点検・評価に加え、全学的な自己点検・評価においても定期的に点検・評価を行っている。点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目に沿う形で実施しており、全学自己点検・評価委員会の発議のもと、副学長を中心に実施し、認識した改善事項や長所等を全学自己点検・評価委員会に報告を行う。前回の2015年度の自己点検・評価時には、企業との連携強化・公開講座の参加者数増加・連携活動の特定教員への偏りを改善事項として認識し、それぞれ次のように改善に取り組んでいる。

企業との連携強化については、2014年度に開設した地域連携推進機構を、2017年度に新設のリエゾンオフィスを加え産学公地域連携推進機構として発展させた。これにより、地域住民のみならず行政および企業との連携・協力を深めていくことができる体制を構築できたことは評価できる。ただし、企業・産業界との連携については人文社系学科・医療系学科いずれも、特定教員の実施によるところが大きいと、今後の工学系学部の開設を皮切りに、学際的な活動を活発化させるとともに、教員と産業界との連携をより太くできるようなサ

ポート体制づくりをしていく。

公開講座の参加者数増加のための多様なニーズのくみ取りとして、エクステンションセンターにて2019年度からの事業を①人生100年時代の学びの欲求、②職業人の学び直し、③自治体との共催講座の3部門に整理し、それぞれの参加者のニーズに合わせた内容の講座を提供している。

社会連携・社会貢献の取り組みとして、本学では、2016年度に「学まち連携大学促進事業」の採択を受けた。今年度は最終年度の4年目を迎えており、全学科の教員で委員を構成している学まち連携大学促進事業推進委員会を中心に、特定教員への偏りを改善するような取り組みを展開している。(根拠資料9-16)

### 2 長所・特色

地域連携センターにおいては、本学が2016年度から京都市より採択を受けている「学まち連携大学促進事業」において子育て支援や高齢者支援の活動を中心に社会連携・社会貢献を実践している。(根拠資料9-3)

醍醐中山団地との協定は2014年に締結したが、大学が市営住宅の空き住戸を活用して、そこに学生が居住し、住民との協働により団地の活性化に向けた事業は、全国初の取り組みであった。代表的な活動として「看護お助け隊」の活動がある。団地在住高齢者宅を本学看護学部学生が訪れ、コミュニケーションをとりながら日々の困りごとを解消する活動である。高齢者宅からは自身のみではできないことを学生に手助けしてもらい感謝いただくとともに、学生は「プライマリケア実習Ⅰ」の科目の一環として活動しており、地域在住高齢者が抱える課題に寄り添う実践学習ができています。(根拠資料9-17)

学内での自己点検・評価にとどまらず学外の意見を聴取する場として、2013年から山科醍醐地域教育懇話会を開催している。2018年からは産学公連携懇話会と改称し、産学公地域連携、教学関係、就職関係をテーマとし、広く産業界や行政の意見を聞き取り、本学の活動の参考としている。(根拠資料9-18)

看護教育研修センター・理学療法教育研修センター・心理臨床センターは、卒後・社会人教育や、地域ネットワークの中で重要な役割を果たしており、それぞれが教学理念のひとつである「臨床の知」を体現しているといえる。

### 3 問題点

教学の理念において「臨床の知」をかかげ、学内者においては認知されている。学外者に対しても各種広報物やHP等で周知をはかっているが、今後は行政や企業を対象としてより具体的に本学の方針を示す産学公連携ポリシーの作成が喫緊の課題である。

本学では地域連携活動を広域かつ多様な形態で展開しているが、教学部門、研究部門、学生部門での各活動を網羅的に把握し、情報を一元化することが重要である。

### 4 全体のまとめ

本学は、大学が所在する京都市および山科区に加え、近隣では滋賀県草津市、野洲市および守山市、遠方では和歌山県那智勝浦町や福井県小浜市とも連携協定を結び、さまざまな活動を展開している。各自治体等との連携協定や活動については、産学公地域連携推進機構で方針を定めた上、実際の活動については地域連携センターや看護異文化交流・社会連携推進センターを中心に、学部教育や学生学会等の課外活動も含めて、全学的に取り組んでいるのが特長である。

その一つとして、2016年度から京都市より採択を受けている「学まち連携大学促進事業」において、子育て支援や高齢者支援の活動を中心に社会連携・社会貢献の実績を積み重ねている。

本学が実施している社会連携・社会貢献の活動は、現在多岐にわたっており、今一度、産学公地域連携推進機構において、社会連携・社会貢献の活動を一元的に把握し整理することが求められる段階にある。本学では、この点の重要性を鑑み、改善のための検討に着手している。

### 根拠資料

- 9-1 2019 年度第1 回全学自己点検・評価委員会報告
- 9-2 京都橘大学産学公地域連携推進機構規程
- 9-3 「学まち連携大学」促進事業における補助金交付予定額について
- 9-4 メディア掲載情報  
「京都市および醍醐中山団地町内連合会と地域活性化に向けた協定を締結」  
(大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/media/2014/10/post-91.html>
- 9-5 年度別共同研究費等
- 9-6 アン・ギャラガー研究員許可書
- 9-7 生涯学習 (大学ホームページ)  
[http://www3.tachibana-u.ac.jp/develop/research\\_area/lifelong/index.html](http://www3.tachibana-u.ac.jp/develop/research_area/lifelong/index.html)
- 9-8 山科警察署との包括協定締結について
- 9-9 2019 年度文学部キャリアゼミⅢボランティア配属先
- 9-10 2019 年度教員免許状更新講習のご案内
- 9-11 京都府看護職員資質向上推進事業補助金確定通知
- 9-12 心理臨床センター (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/psychology/index.html>
- 9-13 理学療法教育センター (大学ホームページ)  
<https://www.tachibana-u.ac.jp/about/physicaltherapy/index.html>
- 9-14 地域連携実績集 (大学ホームページ)  
[https://www.tachibana-u.ac.jp/research\\_area/local/regional\\_promotion/results/index.html](https://www.tachibana-u.ac.jp/research_area/local/regional_promotion/results/index.html)
- 9-15 看護異文化交流・社会連携推進センター年報
- 9-16 地域連携型教育プログラム実績集
- 9-17 看護学部お助け隊概要
- 9-18 第1 回産学公連携懇話会報告資料

第 10(1)章 大学運営

1 現状説明

**1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

本学では、下記の 4 点を方針として、学長のリーダーシップとそのガバナンス体制のもと、大学の理念・目的および中長期的計画を実現するための大学運営を行う。

- ① 全構成員の意思を最大限尊重しながら、各校務機関での意思決定の適切性・透明性を確保する。
- ② 意思決定事項および大学運営上必要な日常的業務を確実に実行する。
- ③ 事務局体制および大学全般の業務執行手続きの合理性・適切性を確保する。
- ④ 教職員の資質および意欲向上を図るための環境整備と組織風土の醸成に努める。

この方針は、本学での従来の取組や風土を踏まえ、全学的な内部質保証に責任を持つ内部質保証推進委員会により 2019 年度に審議・明文化したものである。内部質保証推進委員会での審議後に同年 6 月 3 日の課長会議、6 月 4 日の部長会、6 月 5 日の大学評議会及び 6 月 12 日の学部教授会で、全教員及び職員管理職に説明し、学内で共有がされている。(根拠資料 10(1)－1)

**2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

大学の設置者である法人の管理運営は「学校法人京都橘学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)において規定され(根拠資料 10(1)－2)、意思決定および理事の職務執行の監督を行う理事会、諮問機関である評議員会、業務および財産に関する監査を行う監事がそれぞれに役割を果たしており、運営の適切性や円滑化が図られている。

また、学園の基本方針や組織および制度の検討、設置校の連絡調整、理事会や評議員会の議案の調整などを行うため、常任理事会を置いている。(根拠資料 10(1)－3)

大学の学長、副学長は、理事会および常任理事会の構成員となり、法人業務の意思決定に参画して、大学の意見・意思を反映させている。教学組織および法人組織のそれぞれの権限と責任は、各種規程において明らかにするとともに、こうした組織構成を採用していることにより、理事会、常任理事会と、大学の審議機関である部長会、大学評議会、学部教授会等

との連絡調整を緊密にすることが可能となっており、法人部門と大学との連携は円滑に機能している。

学園の最終意思決定は理事会が行うが、大学の意思決定プロセスにおいては、部長会、大学評議会、大学院委員会、学部教授会、研究科会議が、その機能を果たしている。本学では、学長のリーダーシップのもと、意思決定のプロセスを担う学内諸機関の役割分担を以下のとおり明確にしている。

部長会の任務は「京都橘大学部長会規程」で「学長を補佐し、大学運営を円滑に行う」と定められている。学長のほか、副学長、部長、学部長、研究科長、大学事務局長で構成し、全学の教育研究に関する基本事項等、大学の運営全般について審議し決定する。部長会への発議は学長が行い、審議事項の内容に応じて大学評議会、大学院委員会、学部教授会、研究科会議などに付議する。(根拠資料 10(1)－4)

大学評議会および大学院委員会は全学的審議機関となっており、毎月1回、学長の招集で定例開催している。学則第52条に大学評議会の設置を定め、学則および「京都橘大学大学評議会規程」で審議事項に加え、学長が意見聴取できる事項を定めている。(根拠資料 10(1)－5) (根拠資料 10(1)－6) また、大学院学則第31条に大学院委員会の設置を定め、大学院学則および「京都橘大学大学院委員会規程」で審議事項に加え、学長が意見聴取できる事項を定めている。(根拠資料 10(1)－7) (根拠資料 10(1)－8)

学部教授会は、学則第53条の規定により設置し、学則および「京都橘大学学部教授会規程」で審議事項に加え、学長が意見聴取できる事項を定めている。開催頻度としては、学部長の招集で毎月1回、定例開催している。(根拠資料 10(1)－9) 研究科会議は、大学院学則第33条の規定により設置し、大学院学則および「京都橘大学大学院研究科会議規程」で審議事項に加え、学長が意見聴取できる事項を定めている。研究科長の招集で必要に応じ適宜開催している。(根拠資料 10(1)－10)

学長の権限について、学則第51条の2の第2項で「学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する」と規定し、また大学院学則第31条で「学長は大学院の運営を統括する」と規定している。(根拠資料 10(1)－5) (根拠資料 10(1)－7) これによって学長が大学運営の最高責任者であり、大学を代表する存在であることを明確化している。また、前述のとおり、理事会において大学(教学運営)を代表する理事会の構成員となる。さらに、部長会、大学評議会、大学院委員会の3つの基幹会議を主宰し議長を務めている。

副学長は、大学の管理運営および教学に関する学長の職務を全面的に補佐するとともに、学長に不測の事態が生じたときは学長の職務を代理、代行する。また、前述のとおり、理事会の理事に就任する。このほか、学長の負託を受け、学長に代わって、自己点検・評価委員会の委員長、総合学術推進機構の機構長を務めている。なお、本学では、学校教育法等改正に伴う学長の権限整備および学長補佐としての副学長の職務拡大を受け、2016年度から副学長の2人体制を導入している。(根拠資料 10(1)－11)

学部長は、学部の管理運営の責任者として、学部教授会の議長となって学部の意見をとりまとめるとともに、学部の業務を執行し、部長会構成員として大学全体の管理運営や教学に関する重要事項の審議に加わり、全学的な方針決定に参画して学部との調整を行う責任を担う。

研究科長は、研究科会議を招集し、議長を務める。また、部長会構成員として大学全体の管理運営や教学の重要事項の審議に加わるとともに、大学院委員会および大学評議会に委員として参画し、両基幹会議と緊密な連携をとって、研究科の教学運営を図っている。

### 3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成にあたっては、例年10月に理事会から示される当初予算編成の基本方針および事業計画策定と予算編成の進め方について全教職員に公表し、周知を図っている(根拠資料10(1)-12)。予算要求を行う担当部署では、関係する教職員と緊密な連携を行い、理事会基本方針に基づき、各種会議を開催し、検討・集約した上で11月に予算要求を行っている。

理事会の当初予算編成の基本方針では、本学が置かれている状況や環境をもとにして策定された事業課題が提起される。このなかでは持続性を主眼にした収入方針・経費編成方針が示され、さらに2015年度からは、2014年度に策定した第1次マスタープランの長期ビジョン・中期プランに基づき設定された各施策が重点事業として定義されている。学園がめざす財務・財政計画の具体的な指数として、学園全体および各部門(大学、中学校・高等学校、こども園)の事業活動収支差額比率が求められている。(根拠資料10(1)-13)

2019年度からは第2次マスタープランが開始され、第1次中期プランの目標達成状況を踏まえた2026(令和7年)までの各施策が重点事業として理事会から発表された。

理事会の基本方針をもとにして担当部署は、第2次マスタープランの実現のために中期・長期に設定された施策ごとの予算要求と、通常予算に区分された予算要求を行う。大学では部・課を中心として第1次マスタープランから引き継がれた重点事業の施策への取り組み状況の見直しや、第2次マスタープランにて新たに示された重点事業の計画立案等を行い、その結果を根拠として予算要求を行う。(根拠資料10(1)-14)

予算の査定作業は、常任理事会が行っている。担当部署から提出された予算要求概要(事業計画含む)、第2次マスタープラン進捗状況チェックシート、予算要求書(要求額根拠資料含む)をもとに関係者へのヒアリングを行う。ヒアリングは、取り組み内容を中心とし、進捗状況を勘案しながら費用対効果を重視した予算査定を行う。第2次マスタープランの各施策番号は、予算要求時の番号と一致させているため、施策毎の費用対効果の集計が容易に行える環境が出来上がり、常任理事会側から各部署に対して、再検討等の際の資料として活用が行える状況にある。査定期間は、再検討等があり得るため、約1ヵ月の期間を要している。この際、当初予算編成の基本方針に示された学園財政見通しを根拠とした収入予測も意識したシミュレーションデータを根拠として査定作業を進めている。

ヒアリング等を経て行った査定結果については担当部署へ通知を行うと同時に、部長会に報告している。査定結果通知(1次査定)の後、査定に対する意見や要求額変更等を受け付けるために必要に応じて、2次査定を行っている。予算案は法人事務局会議および常任理事会の審議・承認を得た上で、3月の評議員会・理事会に諮られる。

財務の実施にあたって、寄附行為の定めに従い、また「学校法人京都橘学園経理規程」(根拠資料10(1)-15)および「学校法人京都橘学園経理規程施行細則」(根拠資料10(1)-16)に基づき、財務における諸活動を執り行っている。財務を行う体制として、経理課がこれを統括し、予算の執行にあたっては経理課および総務課の両課でチェックを行っている。

予算執行の担当部署では、部署担当者が予算執行依頼書(経費支出処理票)を作成し、担当部署責任者の確認・押印を経て経理課に提出される。物品調達については、「学校法人京都橘学園物品調達規程(根拠資料10(1)-17)にもとづき手続きを踏んだうえで予算執行を行っている。

予算執行は、予算要求を行った担当部署が執行しているが、承認された予算を機械的に執行するのではなく、再度各部署において第2次マスタープラン各施策の進捗状況や目標達成率、効果等を検討しながら進めている。第2次マスタープラン進捗状況チェックシートの施策の進捗状況や目標達成率、特筆すべき取り組み状況は、各部署点検を行い、年2回(5月と10月)、常任理事会にてチェックを行うことになっている。

さらに、予算執行の透明性については以下のようにそれを確保することに努めている。

予算執行は、すべての執行について予算執行依頼書(経費支出処理票)が必要となり、依頼書が無い予算執行は存在せず、前述のとおり、一般的な予算の執行については、予算執行依頼部署の担当者、担当部署責任者、経理課担当者、経理課長の確認・承認を経て予算の執行が行われている。研究費(個人研究費、科研費、外部資金研究費、学内研究費他)については、前述の確認・承認に大学事務局長、副学長・学長までの確認・承認を必要としている。さらに、学校法人京都橘学園稟議決裁規程(根拠資料10(1)-18)に規定される条項に該当する予算執行の場合は、事前に手続きを踏んだうえで予算執行を行っている。

内部統制の点検機関として、2018(平成29)年度から内部監査室を立ちあげ、独立した立場をとって、学園内での業務遂行を検査・指摘を行っている。(根拠資料10(1)-19)

監事は非常勤として2人を選任している。定例および臨時の理事会に出席し、必要な意見を述べるほか、評議員会にも臨席している。業務監査としては、決算に関する監査も含め別途行い、理事長に対し、監査報告書を提出している。(根拠資料10(1)-20) 公認会計士と監査人との意見交換を行い、会計統制以外にコンプライアンスや経営方針、業務ルールへの順守、経営および業務の有効性・効率性の向上、ならびにリスクマネジメントなど、より広い範囲の視点から本学の取り組み状況について、理事長をはじめとする経営者に対してヒアリングを行っている。

外部監査については、私立学校振興助成法に基づく監査が、監査人の監査計画に基づいて定期的に実施されている。外部監査人からは、これまで監査報告にあたって、無限定適正意

見をもらっている。(根拠資料 10(1)－21)

### 4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

学園は「京都橘学園事務組織規程(校務分掌、組織運営図を含む)」を定めている。(根拠資料 10(1)－22) 大学の事務組織は、2019年10月1日現在、法人事務局に総務部(総務課、管財課)、人事秘書課、経理課、企画広報課の5課を配置し、大学事務局に教務部(学務第1課、学務第2課、学務第3課、総合教育課)、学生部(学生支援課、就職進路課)、入学部(入学課)、学術情報部(学術振興課、図書館課)、通信教育課の10課を配置している。法人事務局は法人事務を通じて大学事務を推進している。

大学事務に関する業務、各課の事務の連絡調整を行うため、原則週1回の課長会議を開催している。

また、法人事務に関する業務、各校の事務の連絡調整を行うため、原則週1回の法人事務局会議を開催している。事務組織による業務遂行にあたっては、最高意思決定機関である理事会のもと、常任理事会、部長会または法人事務局会議、課長会議、課会議というラインを機能させ、これによりトップダウンとボトムアップの両面から業務を遂行する体制を整えている。

さらに、事務組織を運営する職員については次のように育成、配置等を行い、事務組織の機能を高めている。

本学では、学園の方針として、教員の優先的配置と教育研究経費の確保のため、職員人件費の相対的抑制策を採ってきた。近年は、この方針を堅持しつつ、業務の質的高度化、量的拡大に対応するため専任職員(総合職)を増員している。また、それまでの専任職員、嘱託職員(他社退職後雇用、専門的業務経験者)、単純事務労働を担当するパート職員に加え、2009年度には契約職員(若年の有期雇用者)制度を導入した。2015年度には一般業務職制度を導入し、一定業務経験を経た契約職員のなかから無期雇用職員として採用している。(根拠資料 10(1)－23)(根拠資料 10(1)－24)また、2019年度には専門業務職として、専門的業務を担う専任職員を採用している。(根拠資料 10(1)－25)(根拠資料 10(1)－26)本学では、このような職員制度を採用し、判断業務・ルーチン業務、専門性の有無などの業務分析を行い、専任職員(総合職、一般業務職、専門業務職、嘱託職員、契約職員)、非専任職員(パート職員)、派遣職員等で業務分担を行い、業務内容の多様化や質的变化に適切に対応している。

2019年10月1日現在の専任職員数は、男女共学化した2005(平成17)年5月1日を100として比較すると、職員数(総合職、一般業務職、専門業務職、嘱託職員、契約職員、を含む)は、321.2(同様に専任教員数は259.4)となっている。(根拠資料 10(1)－27)(根拠資料 10(1)－28)(根拠資料 10(1)－29)

職員の昇格等に関しては「学校法人京都橘学園人事評価に関する規程」(根拠資料 10(1)－30)に明記・整備し、昇格等に関する人事評価の枠組みを構築するとともに、職員の成長を支援する仕組み構築と組織風土の醸成を行っている。また、職員の採用や、新課設置に伴う課長職、課長補佐職の配置など事務組織の体制強化については、大学事務局長を中心に、各課業務の共有と課長ヒアリングなどを通して課題を確認し、法人事務局内で検討して理事会に諮り実施している。現状における職員政策のプロセスは、有効に機能していると判断される。

以上のように職員組織を整備するとともに、本学では、大学の改革課題を推進する体制を柔軟に整える中で、次のように教員と職員の協働を実現している。まず、大学振興に関する基本政策を検討する基本政策検討委員会にも専任職員が参画し、そのもとに設置される準備委員会等においては教員と職員とで横断的な組織を編成し、全学的な課題解決に対応している。(根拠資料 10(1)－31) また、大学運営においても、専任職員が正規の構成員として部長会や各種委員会等に参加し、積極的に教職協働を図っている。この各種委員会は、大学評議会のもとに置かれていて、学内審議の合理化・組織化を図っている。各種委員会として、それぞれが規程に基づき、教務委員会、学生部委員会、学術委員会、図書館運営委員会、入試委員会、アドミッション・オフィス委員会、基本政策検討委員会、自己点検・評価委員会が設置され、権限・責任を明確化し、教職協働の体制を取っている。

### 5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、事務局全体が学び、成長する組織へと発展することを目的とし、多様な研修制度の整備を運用している。(根拠資料 10(1)－32) 新任者を対象とした新人研修、職位に応じた新任研修(課長研修、課長補佐研修)を実施し、該当者は必ず受講するようになっている。(根拠資料 10(1)－33) さらに、職員全体の集団研修として夏期研修(学園職員研修・大学職員研修)を実施し、学園職員あるいは大学職員として必要な知識を学んでいる。(根拠資料 10(1)－34) また、職員個人研修費制度、マスタープラン集団研修制度といった研修助成制度を設け、職員個人の自発的な学習や、部署の垣根を越えた職員の自発的な学習を支援している。(根拠資料 10(1)－35) (根拠資料 10(1)－36) 加えて、大学関連の加盟団体(私立大学連盟、大学コンソーシアム京都等)主催、外部諸団体主催の研修等に職員を派遣するとともに、積極的な参加を奨励している。(根拠資料 10(1)－37) 外部研修への参加報告は、学内ネットワーク上にアップし、全職員が閲覧可能にしておき、自己研修の促進策となっている。人事評価制度を職能資格制度に移行した2019年度の参加者は、2018年度の倍以上となっている。

2017年5月、校務プロジェクトとして「人事評価制度改善検討プロジェクトチーム」を編成して新しい人事評価制度を検討し、この検討内容を基に、理事会が「総合職の職能資格

制度の導入について」(根拠資料 10(1)-38)を提案した。この文書に基づき、2018年12月に「学校法人京都橘学園人事評価に関する規程」(根拠資料 10(1)-30)を制定し、同時に人事評価に関する実施要項(マニュアル)(根拠資料 10(1)-39)を一式、整備した。導入に至るまでは対象となる職員を集めた討議を複数回実施し、ボトムアップでの制度設計を行った。2019年度より、この制度を運用し、業務評価を行っている。新たな制度では、職員が成長する過程を職能構造によって明示し、その育成を組織的に保証するものとなっている。そのため、上司や先輩職員のOJTによる目標達成支援や、様々な研修プログラムなどの職員育成の制度を整備している。職能資格制度により、職務遂行能力水準と報酬を連動させつつ、職能資格等級と組織上の役割は相対的に切り離している。

### 6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価は、法人全体の監査と、内部監査室の業務監査を中心に行っている。

法人全体の監査は、大学運営の基盤となる財務・会計監査を中心に実施している。毎年決算時に、学園と業務契約している監査法人が会計帳簿の実査等、および法人の業務及び財産の状況について監査を行い、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに附属明細書)が学校法人会計基準に則り、法人の経営状況を適正に表示しているかどうか判断している。(根拠資料 10(1)-21)

事務組織の業務監査については、2018年度に、理事長直轄の機関として、内部監査室を置き、毎年度、事務組織の業務監査を実施している。(根拠資料 10(1)-40)(根拠資料 10(1)-41)(根拠資料 10(1)-42) 書面による監査と職員へのヒアリングによる監査を中心に、各業務のPDCAの確立などの視点から監査を行い、その結果は常任委員会に報告され、総務課長から各課の課長にフィードバックされている。

また、事務組織のあり方等を含む大学運営に関する自己点検・評価は、第2次マスタープランの中で「事務局体制を整備し、効率的な学園運営・SDを行う」というビジョンを設定し、前述の「マスタープラン進捗状況チェックシート」を用いて、毎年度10月(年度中間期)と3月(年度末期)の達成状況評価によって、チェックシートをもとにしたPDCAサイクルを組織的に展開している。(根拠資料 10(1)-14)

本学では2021年に複数学部の設置・改組を計画しており、さらに大学規模が拡大する。また、それに伴って新棟を建設するが、事務組織機能もその棟に移すことを予定している。その時期に対応して必要な組織整備を行う必要があり、2018年11月13日~19日に、全職員参加による規模拡大に伴う組織整備について職員全体の意見集約を行った。(根拠資料 10(1)-43)

### 2 長所・特色

大学の理念・目的に沿った発展は2015年度のマスタープラン(中長期計画)の導入以降、中長期のビジョンと実行プランを策定し、各具体策を遂行し評価し改善するしくみが機能してきたことに支えられている。2017年度の学園創立115周年、大学開学50周年の記念事業を展開するにあたり、理事会はマスタープランの策定を決定した。策定されたマスタープランは、2015年度から2022年度までの8年間の中長期計画を立て、2022年度までのミッションおよび改革のフレームを示した「長期ビジョン」と、それを受けて各校が現状を分析し検討・策定した2018年度までに具体的に取り組む施策である「中期プラン」で構成している。マスタープランの策定プロセスでは、全学的な合意に向け、トップダウンとボトムアップの調和のとれた進め方がなされたと評価できる。

### 3 問題点

査定作業について、第2次マスタープラン進捗状況チェックシート、予算要求書(要求額根拠資料含む)をもとに関係者へのヒアリングを行っている。第2次マスタープランの各施策番号と、予算要求時の番号と一致させているが、施策の状況確認に留まっているため、施策ごとの費用対効果の集計と検証を行うことが望ましい。

本学における職能資格制度は、本学をとりまく環境が大きく変化し、職員に求められる役割・能力が大きく変化する中で、職員一人ひとりの成長過程を職能構造において明示し、その育成を組織的に保障する制度として位置づけている。本制度を運用し、職員としての業務知識、業務に必要な技能、教員を支援する専門知識やコスト意識、コミュニケーション能力などをキャリアに応じて形成発展させるため、職員の目標設定や目標実現のための手立てをいかにサポートしていくかが重要である。

2005年の大学の男女共学化以降、総合大学化に向けて学園組織は順調に拡大し、大学の学部学科は2004年の2学部4学科から6学部13学科へと拡充され、学生数は約2.2倍、教員数は約3.4倍になった。それに伴い、全体の事務量は増加し、業務内容は多様化した。今日、この変化に対応し、教学理念の実現を支え続けるために、新たな学園・大学事務体制の構築が必要である。特に、大学では2021年度に複数学部の設置・改組を計画しており、さらに規模が拡大する予定である。また、それに伴って新棟を建設するが、管理機能もその棟に移すことを予定している。その時期に対応して必要な組織整備を行う必要がある。今後の事務組織は、意思決定の迅速さ、企画立案能力の高度化に対応する必要がある。また、マスタープラン実現のために法人としての総合力が必要であり、その観点からの業務整理も必要である。その点で、とりわけ①組織機構の整備、②法人と各校の業務の整理、③事務部門の役職設置と適切な権限と責任の付与、④新たな組織への人材の配置と育成、⑤組織運営

のための会議体の機能と構成メンバーの再定義等を重点的に取り組むことが重要である。

### 4 全体のまとめ

2015年度から、第1次マスタープランの長期ビジョン・中期プランを設定し、それに基づいた施策が重点事業として実現されてきた。続いて、2019年度からは第2次マスタープランが開始され、第1次中期プランの目標達成状況を踏まえた2026までの各施策が重点事業として実行に移されている。マスタープランの策定プロセスにおいては、全学的な合意を得るために、トップダウンとボトムアップの調和のとれた進め方がなされている。

本学は、2021年度に複数学部の設置・改組を計画しており、学生数が増大して総合大学としての規模が拡大する予定である。規模拡大後も円滑な大学運営を確実に実施していくために、事務組織の整備も併せて推進を行う。

### 根拠資料

- 10(1)－1 2019年度第1回全学自己点検・評価委員会報告
- 10(1)－2 学校法人京都橘学園寄附行為
- 10(1)－3 学校法人京都橘学園常任理事会規程
- 10(1)－4 京都橘大学部長会規程
- 10(1)－5 京都橘大学学則
- 10(1)－6 京都橘大学大学評議会規程
- 10(1)－7 京都橘大学院学則
- 10(1)－8 京都橘大学大学院委員会規程
- 10(1)－9 京都橘大学学部教授会規程
- 10(1)－10 京都橘大学大学院研究科会議規程
- 10(1)－11 京都橘大学副学長選任規程
- 10(1)－12 2019年度当初予算編成の基本方針
- 10(1)－13 2015年度当初予算編成の基本方針
- 10(1)－14 第2次マスタープラン進捗状況チェックシート
- 10(1)－15 学校法人京都橘学園経理規程施行細則
- 10(1)－16 学校法人京都橘学園経理規程
- 10(1)－17 学校法人京都橘学園物品調達規程
- 10(1)－18 学校法人京都橘学園稟議決裁規程
- 10(1)－19 京都橘学園内部監査規程
- 10(1)－20 2018年度監事監査報告書
- 10(1)－21 会計監査人報告
- 10(1)－22 学校法人京都橘学園事務組織規程
- 10(1)－23 一般業務職制度の制定等について
- 10(1)－24 学校法人京都橘学園就業規則
- 10(1)－25 募集要項（専門業務職）
- 10(1)－26 学校法人京都橘学園専門業務職就業規則
- 10(1)－27 2005年教員配置一覧
- 10(1)－28 2005年職員配置一覧
- 10(1)－29 2019教職員配置一覧
- 10(1)－30 学校法人京都橘学園人事評価に関する規程
- 10(1)－31 京都橘大学基本政策検討委員会規程
- 10(1)－32 2019年度職員研修制度体系表
- 10(1)－33 2019年度新任教職員研修スケジュール
- 10(1)－34 2019年度夏期職員研修について
- 10(1)－35 京都橘学園職員個人研修費規程

## 第10(1)章 大学運営

- 10(1)－36 京都橘学園教職員マスタープラングループ研修助成規程
- 10(1)－37 2019年度外部研修案内資料
- 10(1)－38 総合職の職能資格制度の導入について
- 10(1)－39 人事評価実施要領
- 10(1)－40 2018年度内部監査計画
- 10(1)－41 2018年度内部監査報告書
- 10(1)－42 2019年度内部監査計画
- 10(1)－43 学校法人の規模拡大に伴う組織整備について

### 第10章(2) 財務

#### 1 現状説明

##### 1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

本学では、中・長期の計画であるマスタープランと連動する形で中・長期の財政計画を策定している。

2014年度の予算編成までは、理事会により次年度予算編成方針(根拠資料 10(2)－1)が作成された。その中で、予算編成の基本方針、重点課題等が中・長期的に明示され、その方針・目標に向け、予算単位毎の次年度計画および予算要求が行われていたが、2014年度に理事会は、教育・研究の質を向上させ、社会で活躍できる人材を育成することによって教育で評価される学園となること、新たな課題に挑戦する先進的な学園となることを目指すために、マスタープランを策定した。そして、策定されたマスタープランにもとづく中・長期的な施策に対する予算編成が開始された。

2015年度から開始された第1次マスタープランでは、学園を取り巻く課題に向けて2015年度から2018年度までの4年間を中期プラン、2022年度までを長期ビジョンとし(根拠資料 10(2)－2)、各予算部署では、中期プラン、長期ビジョンにて明示された各施策を実現するために、年度ごとの事業計画を作成し(根拠資料 10(2)－3)、理事会の下に設置されたマスタープラン委員会が年2回のPDCA点検を行っている。(根拠資料 10(2)－4) このマスタープラン委員会による点検業務は、予算編成時期と連動し、その実効性や進捗状況等が確認され、単年度単位の予算査定に反映されている。(根拠資料 10(2)－5)

中・長期財政計画は、マスタープランにて策定された各施策を実現するために作成された事業計画をもとに、事業活動収支計算書、貸借対象表を、学園全体および各部門(大学、中学校・高等学校、こども園)単位に、マスタープラン対象年度毎に作成される。財政計画では、単に各施策予算額の金額を集計するだけではなく、財政的な目標値を設定し、事業活動収支差額比率をはじめとする各計算書から求められる財務関係比率と金額を同時に確認し、具体的な財政対策(特定資産、外部資金等)を組み込んだシミュレーション計算書が作成され、常任理事会にて審議されるとともに、予算編成時に全教職員に配布される予算編成方針に目標としての比率が提示されている。(根拠資料 10(2)－6)

2019年度からは中期プランの成果をもとに、新たに第2次マスタープランがスタートした。第2次マスタープランでは、2026年度までのミッションが提示され、教育保育で評価される学園となることが各部門のビジョンとともに示された。(根拠資料 10(2)－7) と、

財政面では、第2次マスタープラン策定時から予定される事業計画・各施策に関する情報をもとに、目標値の確認、最終年度までの学生数による収入予測、学生増加による施設・設備投資等の検討、さらに、第1次マスタープラン同様に各施策予算額の金額を集計するだけではなく、財政的な目標値を設定し、事業活動収支差額比率をはじめとする各計算書から求められる財務関係比率と金額の確認を行い、具体的な財政対策(特定資産、外部資金等)を組

み込んだシミュレーション計算書を作成している。(根拠資料10(2)－8)

大学では、2021(令和3)年4月開設予定として3学部4学科の新設を2019(令和元年)年4月に発表した。新学部開設に伴う学生増加による施設・設備投資等の拡充が必要不可欠な要素となっている。

財政計画では、大学において、新教室棟建設、研究所建設、既存教室棟の改修を行い、3学部4学科の学生受入れを行う。

これらの大規模事業を実現させるため、財政面では、2018年度の事業活動収支計算書をもとに、2026年度までの収入予測、新学部完成年度までの人件費予測、教育研究経費の予測を行い、各年度の事業活動収支差額比率、人件費比率、教育研究経費比率をはじめとする財務指標比率を点検している。さらに、各年度の貸借対照表からは流動比率、負債比率、固定長期適合率、内部留保資産比率、運用資産余裕比率などを重点的に確認しながら、財政的な厳しさも意識しつつ、特定資産の取崩計画、日本私立学校振興・共済事業団等からの借入計画を立案している。(根拠資料10(2)－8)

2018年度決算において事業活動収支差額比率は、学園全体15.3%、大学部門18.6%となっている。(大学基礎データ表8・表9)第2次マスタープラン初年度にあたる2019年度の当初予算の基本方針(根拠資料10(2)－9)では、第2次マスタープラン各施策をもとに作成された2026年度までの財務シミュレーションをもとに2019年度の目標値として、学園全体10.0%、大学部門12.0%が、法人事務局会議、常任理事会、理事会の審議を経て設定されている。

### 2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

京都橘大学を設置する学校法人京都橘学園の経年財務比率は、事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率(法人全体)(大学基礎データ表9)および貸借対照表関係比率(大学基礎データ表11)のとおりである。

2018(平成30)年度決算額に見る本学の事業活動収支科目における全国平均(日本私立学校振興・共済事業団『平成26年度版今日の私学財政』医歯系法人を除く)との比較では、学生生徒等納付金比率全国平均74.7%に対し80.6%と高く、寄付金比率2.3%に対し0.9%、補助金比率12.5%に対し12.6%となっており、収入構成としては学生生徒納付金への依存度が高くなっている。支出構成では、人件費比率全国平均53.8%に対し46.2%で下回り、学生生徒納付金に占める人件費の割合を表す人件費依存率も71.9%に対し57.3%と健全な値を実現できている。学園の本業である教育研究に要する教育研究経費では33.3%に対し30.6%と全国平均を下回っている。学生生徒等納付金比率の高さ、寄付金比率の低さが際立っているが、財務基盤の目安となる事業活動収支差額比率全国平均4.9%に対し、15.3%と高い比率となっており、2019年度を含めた過去5年間を見ても14.2%～17.4%と全国平均を大きく上回ることができている。

貸借対照表科目では、自己資金の充実度を見る純資産構成比率では、全国平均87.8%に対

し 85.7%、負債に備える資産が蓄積されているかを見る内部留保資産比率は 24.8%に対し、20.6%、運用資産余裕比率 1.9 年に対し、1.3 年と全国平均を下回る結果となっている。

大学では 2005 年度看護学部設置、男女共学化を皮切りに改組・改革を進めており、2015 年度に経営学科設置、学生コミュニティ・研究室棟(響友館)建設、2016 年度は救急救命学科・健康科学研究科設置、2017 年度は国際英語学部、発達教育学部、現代ビジネス研究科設置、2018 年度は臨床検査学科、作業療法学科、新教室棟(啓成館)を行っており、特に新棟建設に関わる費用により、年度単位の収支面では、全国平均を上回る安定的な基盤が構築できているが、内部留保資産等の減少となる結果となっている。今後も第 2 次マスタープラン事業に伴い、改組改革、新棟建設が予定されており、先に示した比率構造は大きく改善はしないが、事業活動収支差額にあらわされるように、教育研究水準は保たれた状態で計画が推移する予定である。(根拠資料 10(2)－8)

前述のとおり 2018(平成 30)年度決算額に見る本学の事業活動収支科目における全国平均(日本私立学校振興・共済事業団『平成 26 年度版今日の私学財政』医歯系法人を除く)との比較では、学生生徒等納付金比率全国平均 74.7%に対し 80.6%と高くなっている。

2015 年度から開始した第 1 次マスタープランでは科研費応募件数年間 50 件を目標に掲げ取り組んだ結果、最終年度の 2018 年度に 49 件の応募が行えた(根拠資料 10(2)－10)。第 2 次マスタープランでは、採択率の向上(採択件数 4 年間 150 件、採択総額 2 億 5 千万円)を目標に掲げ、応募予定者への獲得経験者によるアドバイザー制度や、獲得研究会等の施策の実施や、共同研究助成制度(根拠資料 10(2)－11))による、科研費応募を前提にした学内研究費の充実等を行っている。さらに、科研費に限らず、外部資金の獲得のため、国立研究開発法人科学技術振興機構等の公的機関や、財団等への積極的な応募の推進を行うために、学術振興課内に研究支援デスクを設置し教員サポート体制を整備している。

資産運用については、従来からペイオフ対策と自己資金による施設・設備の充実のため、従来は積極的な運用は行っていなかったが、第 1 次マスタープランにおいて今後の明確な事業計画(施設計画)が立案されたことにより、資産運用面においても積極的な運用計画が立案可能となり、理事会にて策定された運用資金枠の範囲において、統括責任を理事長、運用資金の運用、出納および保管事務等に関する責任を法人事務局長とし具体的な運用を行っている。(根拠資料 10(2)－12) (根拠資料 10(2)－13)

## 2 長所・特色

中長期的な施策が理事会からマスタープランとして示されている。単に次年度予算編成方針時に紙ベースの配信のみならず、毎年開催される財政報告会を「マスタープラン：経営・財務報告会」に変更し、全教職員に対し、理事長および財務担当理事から直接長期ビジョン・実行プランの説明を行っている。そのなかで、必要となる財源確保のために、前年度

決算報告から本学の財政的な現状と課題を明示し、理解とマスタープラン達成のための意識共有を図っている。

### 3 問題点

マスタープラン施策は、予算要求施策とリンクしている。マスタープラン委員会にて施策進捗状況等の確認は行うが、リンクしている施策毎の予算執行状況や、施策に対する経年経費推移までは資料として作成されていないため、進捗率に応じた予算配分や、施策強化に伴う予算配分増等の検討を可能とするようなモニタリングの仕組み構築が望ましい。

第2次マスタープラン事業に伴い、改組改革、新棟建設が予定されており、先に示した比率構造(根拠資料10(2)-8)のとおり、新学部新学科開設当初は事業活動収支差額、内部留保資産比率等が一時的に低い数値となる予想であるが、新学部新学科完成年度前年度からは、安定的な財政基盤の構築に向けた財務体制が組め、計画的な資産運用等行える予定である。

### 4 全体のまとめ

2021年4月に予定している3学部4学科の開設に併せて新教室棟の建設、既存教室棟の改修を行い、3学部4学科の学生を受入れる予定である。財務的な面では、これら大規模事業後も安定的な財政基盤構築可能な財務体制の維持をしていくことが重要な点である。

また、中長期計画である第2次マスタープランの実行プランごとに予算配分がされ、その実現性を高めていることは本学の長所といえる。今後は、第2次マスタープラン事業に従い、進捗率に応じた予算配分や、施策強化に伴う予算配分増等の検討をしていけば、その実現に向けたより強固な仕組みを構築することができる。

### 根拠資料

- 10(2)－1 2014年度当初予算編成方針
- 10(2)－2 第1次マスタープランリーフレット
- 10(2)－3 2015年度当初予算編成の基本方針
- 10(2)－4 2016年度第2回マスタープラン委員会議事録
- 10(2)－5 マスタープランの評価と課題【予算ヒアリング】
- 10(2)－6 学園全体の財務比率変遷(マスタープラン2022計画)
- 10(2)－7 第2次マスタープランリーフレット
- 10(2)－8 学園全体の財務比率変遷(マスタープラン2026計画)
- 10(2)－9 2019年度当初予算編成の基本方針
- 10(2)－10 科研費採択状況
- 10(2)－11 京都橘大学共同研究助成規程
- 10(2)－12 学校法人京都橘学園資産運用規程
- 10(2)－13 学校法人京都橘学園資産運用管理基準